



2020改定版

八王子市まち・ひと・しごと創生 総合戦略



令和2年（2020年）3月

八王子市

目 次

第1章 人口ビジョン

1. 人口ビジョンの背景と目的

(1) 国の動向	1
(2) 人口減少が与える影響	1
(3) 人口ビジョンの目的	2
(4) 人口ビジョンの改定について	3

2. 八王子市の人口動態

(1) 現在の人口構成	4
(2) 人口等の推移	6
(3) 自然動態	8
(4) 社会動態	12
(5) 総人口の推移に対する自然増減と社会増減の影響	14
(6) 流入・流出人口	15
(7) 産業構造・就業環境	16

3. 目指すべき将来の方向の基礎となる市民の希望等

(1) 地方創生に関するアンケート調査	23
(2) 市政世論調査	29

4. 八王子市の人口の将来展望

(1) 人口の将来推計	36
(2) 人口の将来推計（再推計）	41
(3) 目指すべき将来の方向	45

第2章 総合戦略

1. 総合戦略策定の趣旨

2. 総合戦略の基本的な考え方

(1) 総合戦略のコンセプト	48
(2) 重点ターゲット	50
(3) 計画期間	51
(4) マネジメントサイクル	51

3. 政策パッケージ

【政策軸① ひとづくり】	53
【政策軸② しごとづくり】	62
【政策軸③ まちづくり】	68
【政策軸④ 本市の魅力の発信】	75

4. 行政裁量の拡大に向けた取組

(1) 特区制度の活用	80
(2) 地方分権の更なる推進	81
(3) 都市間連携の推進	81
(4) その他更なる取組の推進	82

第1章 人口ビジョン

1. 人口ビジョンの背景と目的

(1) 国の動向

① 人口減少の負のスパイラル

我が国は平成 20 年（2008 年）をピークとして人口減少局面に入っており、また、地方と東京圏の経済格差拡大等が、若い世代の地方からの流出と東京圏への一極集中を招いている。

地方は、「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という負のスパイラルに陥るリスクが高まっている。地方が弱体化すれば、地方からの人材流入が続いてきた大都市もいずれ衰退し、競争力が弱まることが懸念されている。

② 国の長期ビジョン

こうした人口減少の負のスパイラルに直面するなか、国は、活力ある日本社会の維持のために、人口減少に歯止めをかけ、人口構造そのものを変える積極戦略と人口減少に対応した社会システムを構築する調整戦略とを同時並行で展開し、令和 42 年（2060 年）に 1 億人程度の人口の確保を方針として掲げた「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を策定した。

「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」では、目指すべき将来の方向として、令和 22 年（2040 年）に合計特殊出生率¹（以下「出生率」という。）を 2.07（人口置換水準²）程度に改善し、人口の安定化とともに、生産性の向上を図ることにより、人口 1 億人を確保し、実質 GDP 成長率を 1.5～2%程度に維持することを目指している。

さらに、令和元年（2019 年）12 月 20 日に策定された「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）」では、「健康寿命」の延伸により地域経済社会へ好影響をもたらすことや特定の地域に継続的に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大を図ることなどの重要性が示された。

(2) 人口減少が与える影響

将来人口の変化が地域に与える影響については、次のようなことが推測される。

¹ 「15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性が一生の間に生む子どもの数の推計値。

² 人口が増加も減少もしない均衡する状態となる合計特殊出生率の目安。現在の日本の人口置換水準は、2.07 となっている。

① 経済規模の縮小

かつて高度経済成長期が始まる昭和 30 年（1955 年）頃、我が国の人口は約 9,000 万人であったが、このままの流れで当時と同水準まで人口が減少した場合、人口構造は大きく異なってくる。今後、生産年齢人口（15～64 歳）の減少が著しく、働き手の減少により経済規模は急速に縮小し、縮小が更なる縮小を招く負の連鎖に陥る可能性がある。

② 社会保障費の負担増

老年人口（65 歳以上）の増加に伴い、介護需要などが急速に高まることが予想されるなか、その支え手となる若者世代が減少し、経済規模の縮小による国民所得の低下がもたらされる。そのため、社会保障費の一人あたりの負担額が増加し、高齢者を支えきれない社会となることが懸念される。

③ 地域コミュニティの希薄化

人口減少が進行することで地域コミュニティの中心となる町会・自治会の担い手が減少し、町会・自治会が果たしてきた、「相互扶助、地域の安全安心の確保、伝統文化の維持」といった機能が失われるとともに、地域における人のつながりが希薄化し、地域の活力低下につながる恐れがある。

④ 税収の減少

生産年齢人口の減少に伴い、本市の主要な財源の一つである個人市民税が減少し、現在行っている行政サービスの維持に支障をきたす可能性がある。

⑤ 公共施設維持管理コストの負担増

人口増を想定して整備してきた公共施設などの社会インフラが過剰な状況となり、有効活用されない一方で、維持管理コストが重くのしかかり、財政的な負担が増加する恐れがある。

(3) 人口ビジョンの目的

人口ビジョンは、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」の趣旨を踏まえ、本市における人口動態や地域特性の把握を通じて地域が抱える課題を明らかにし、目指すべき将来の方向を展望することを目的とする。

また、本市では平成 25 年度（2013 年度）から令和 4 年度（2022 年度）までの 10 年間を計画期間とした「八王子ビジョン 2022」を最上位計画として市政運営を推進しているところである。

このため、人口ビジョンでは、「八王子ビジョン 2022」の実現のための施策展開による効果を反映した上で、目指すべき将来の方向を展望する。

(4) 人口ビジョンの改定について

人口ビジョンのうち、人口動態は、住民基本台帳人口の動向等を踏まえて更新した。「人口の将来推計」については、策定時には平成 22 年国勢調査結果における人口を基準としていたが、その後、平成 27 年国勢調査の結果が公表されたため、平成 30 年（2018 年）改定において再推計している。

令和 2 年（2020 年）改定にあたっては、令和 2 年（2020 年）に国勢調査が実施されるため、「人口の将来推計」の再推計は行わない。

2. 八王子市の人口動態

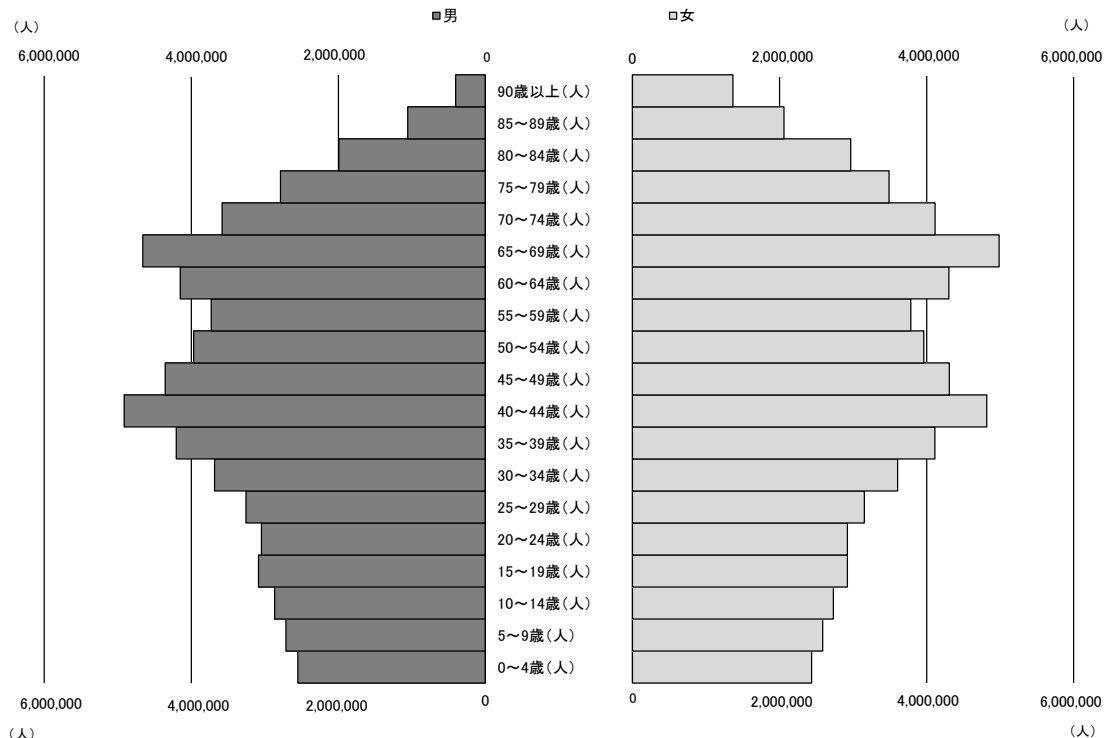
(1) 現在の人口構成

平成 27 年国勢調査における本市の人口は 577,513 人となっている。このうち老年人口（65 歳以上）は 140,909 人（25.0%）、生産年齢人口（15～64 歳）は 355,230 人（63.1%）、年少人口（14 歳以下）は 66,908 人（11.9%）となっている（年齢不詳者を除く。）。

我が国の人口ピラミッドの形（図表 1-2-1）は、高齢世代と子育て世代の 2 つのふくらみがある「ひょうたん型」であるが、本市の人口ピラミッドは、図表 1-2-2 で示すように①第 1 次ベビーブーム世代、②第 2 次ベビーブーム世代、③10 代後半から 20 代前半世代の三つの大きなふくらみがある。

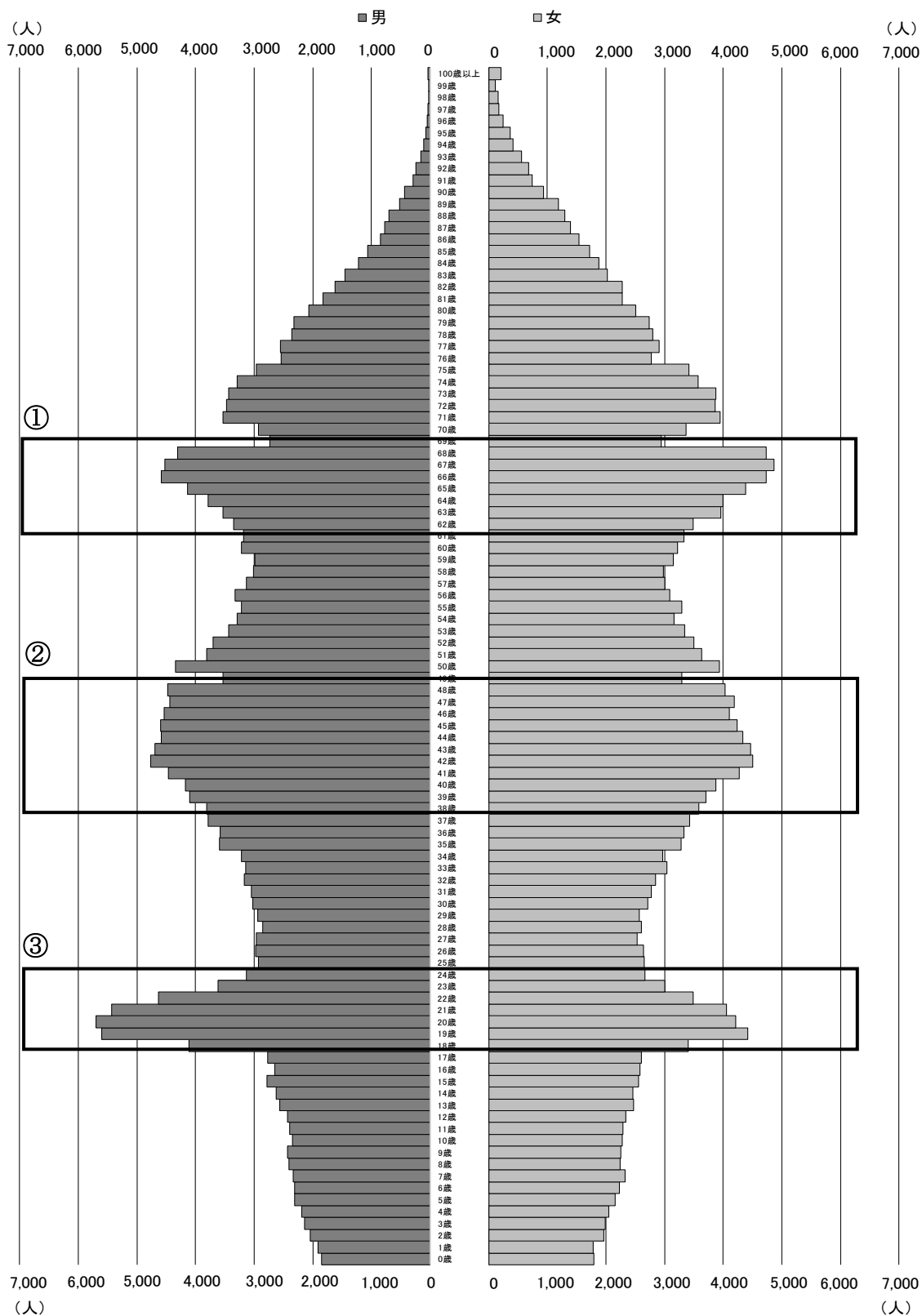
細かく見ると、②第 2 次ベビーブーム世代の層よりも、③10 代後半から 20 代前半の世代が厚くなっている。これは、大学入学による人口の流入という市内に 21 大学等が立地する本市の学園都市の特徴によるものと考えられる。一方で、①第 1 次ベビーブームの世代が 65 歳以上になり、今後、高齢者の割合はさらに増加することが予想される。

【図表 1-2-1】人口ピラミッド〔全国〕



出典：平成 27 年国勢調査

【図表 1-2-2】人口ピラミッド〔八王子市〕



出典：平成 27 年国勢調査

(2) 人口等の推移

① 人口の推移

図表 1-2-3 で示すように、本市の総人口は、昭和 40 年（1965 年）に 207,753 人であったが、市郊外の丘陵を中心に宅地開発が行われ、さらに昭和 50 年（1975 年）以降、多摩ニュータウンの入居が始まったことから人口が急増し、平成 22 年（2010 年）には 580,053 人となったが、平成 27 年（2015 年）では 577,513 人となり、約 2,500 人減少した。

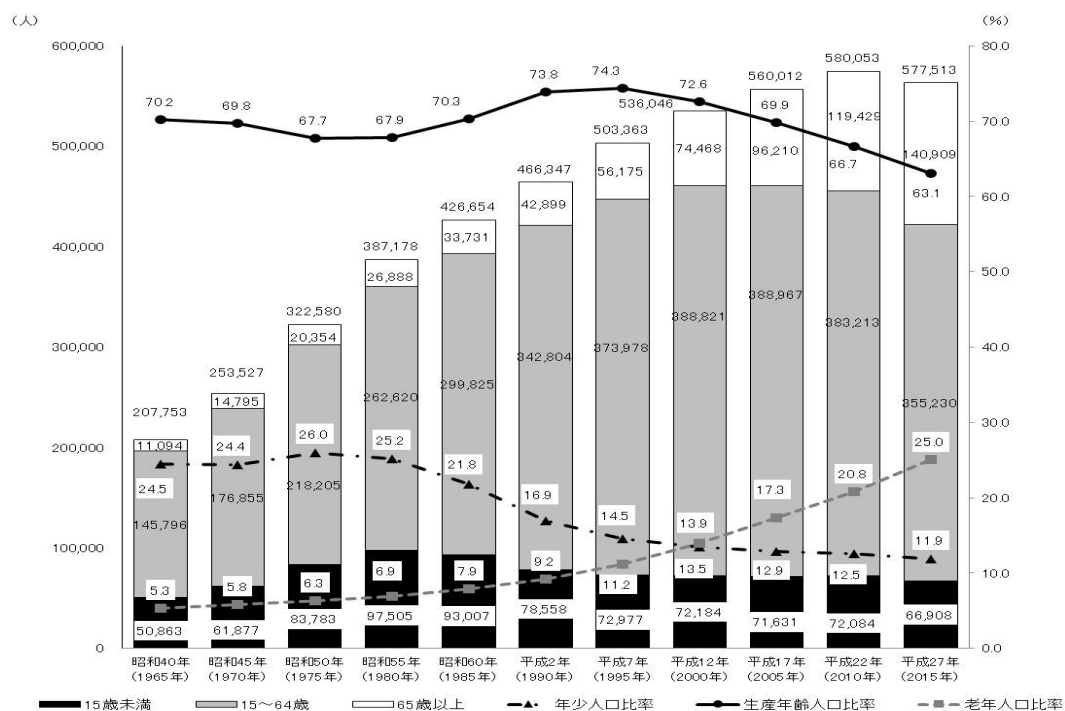
生産年齢人口は平成 17 年（2005 年）をピークに減少している。一方で、その割合については、昭和 40 年（1965 年）から昭和 50 年（1975 年）までの年少人口の増加に伴い減少し、その後一旦上昇に転じるが、老年人口増加に伴い、再び減少している。

年少人口は、昭和 55 年（1980 年）をピークに平成 7 年（1995 年）まで減少が続き、それ以降は、ほぼ横ばいとなっている。一方で、その割合は、昭和 50 年（1975 年）の 26.0% をピークに低下が続いており、平成 27 年（2015 年）には 11.9% とピーク時から半減している。

老年人口は、人口及び割合がともに年々増加しており、平成 27 年（2015 年）には割合が 25.0% まで上昇している。

これらの傾向は今後も継続することが見込まれるため、税収が減少し続ける一方で医療費など社会保障費が増加し、財政は一層厳しくなることが予想される。

【図表 1-2-3】人口の推移

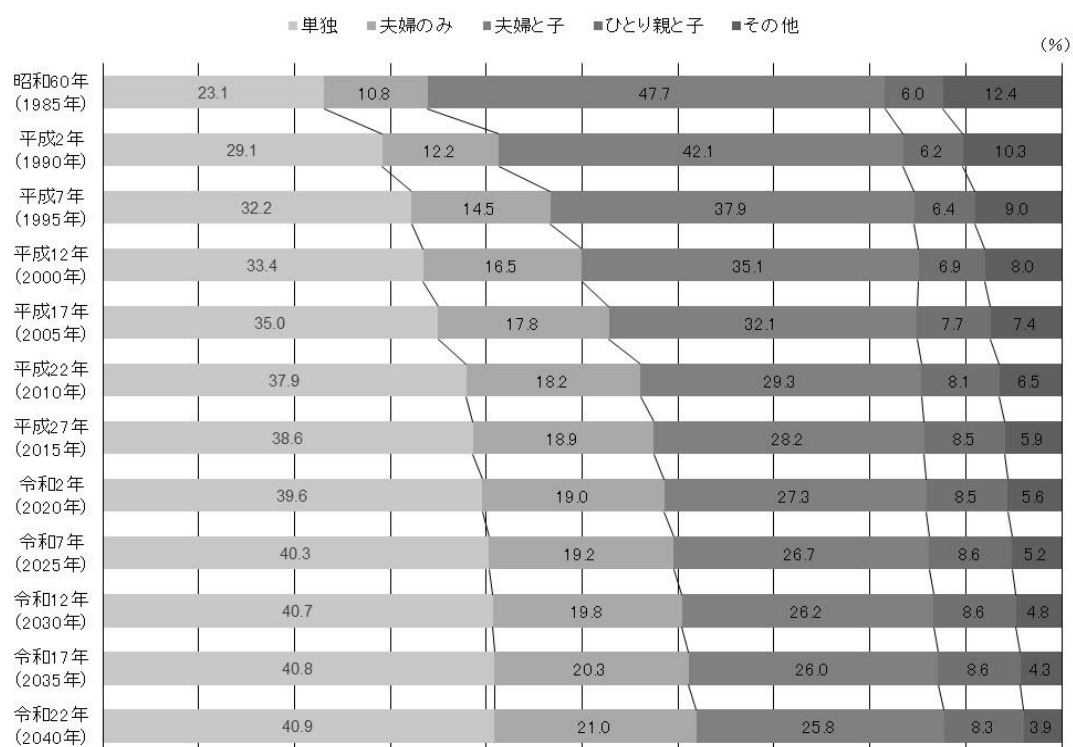


出典：国勢調査をもとに作成

② 家族類型別一般世帯の割合の推移

東京都の「東京都世帯数の予測（平成 31 年 3 月）」によると、一般世帯の構成割合は、少子高齢化が進む中、単独世帯及び夫婦のみ世帯が今後も増加を続け、令和 22 年（2040 年）には単独世帯が 40.9%、夫婦のみ世帯が 21.0%になることが見込まれている（図表 1-2-4）。

【図表 1-2-4】家族類型別一般世帯の割合の推移



出典：国勢調査、「東京都世帯数の予測（平成 31 年 3 月）」をもとに作成

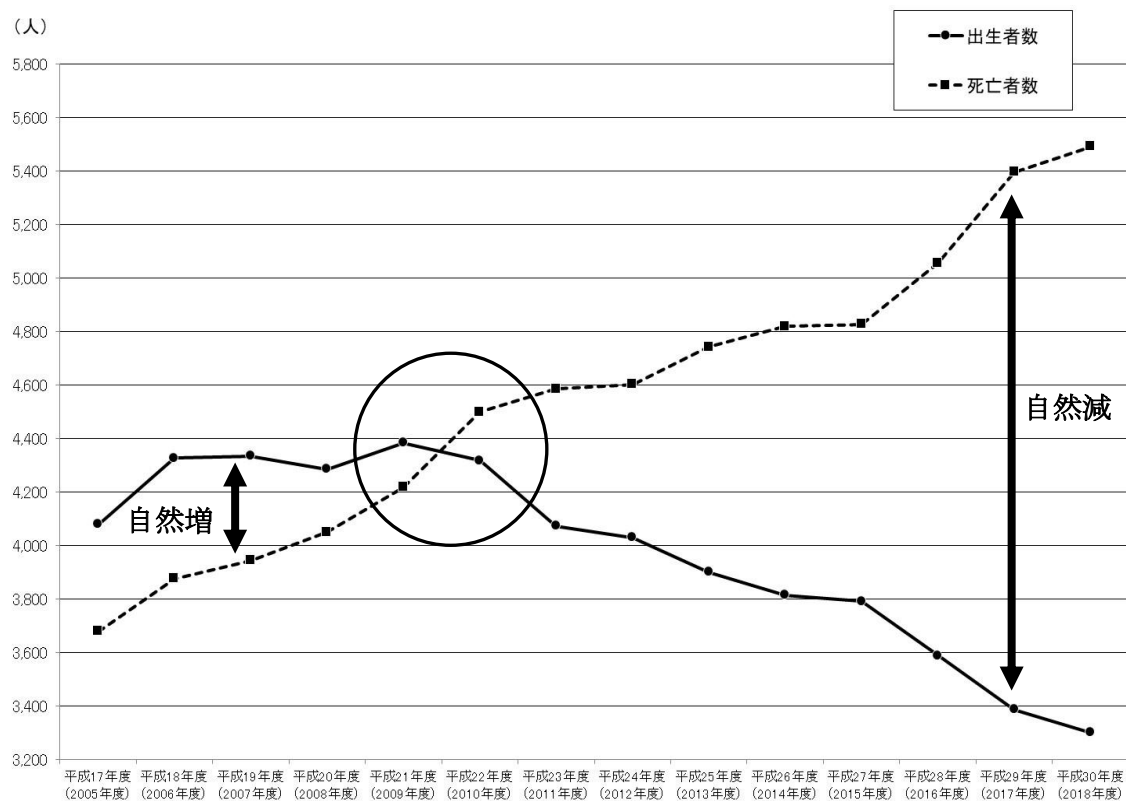
(3) 自然動態

① 出生者数・死亡者数の推移

出生者数・死亡者数の推移を見ると、平成 22 年度（2010 年度）から死亡者数が出生者数を上回り、「自然減」の状況が続いている。

「自然減」へと転じて以降、死亡者数と出生者数の差は年々大きくなっており、平成 30 年度（2018 年度）には出生者数が 3,301 人、死亡者数が 5,492 人で、約 2,200 人の減少幅となっている（図表 1-2-5）。

【図表 1-2-5】出生者数・死亡者数の推移



出典：八王子市 HP 「住民基本台帳 人口の増減」

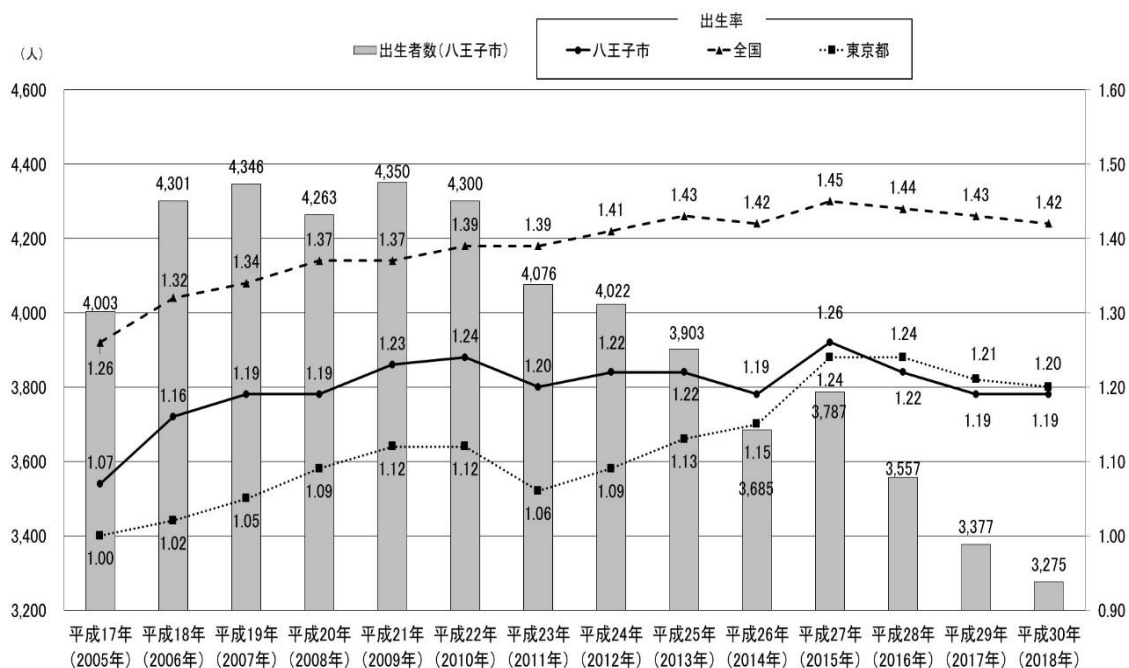
② 出生率と出生者数

出生率の推移を見ると、平成 17 年（2005 年）から平成 22 年（2010 年）にかけては、国と同様に上昇傾向にあったが、以降は横ばいで推移している。

また、出生者数は、増減を繰り返しながら推移し、平成 21 年（2009 年）以降は減少が続き、平成 27 年（2015 年）には増加となるものの、平成 30 年（2018 年）は 3,275 人と平成 17 年（2005 年）以降で最少となっている（図表 1-2-6）。

本市の出生率については、一般的に出産する割合が低い大学生が他市より多いことが、出生率を下げるひとつの要因となっている。また、出生者数は、出生率算出のもととなる 15～49 歳までの女性の人口が減少しているため、出生率が横ばいで推移しているにもかかわらず減少が続いている。

【図表 1-2-6】出生率と出生者数の推移



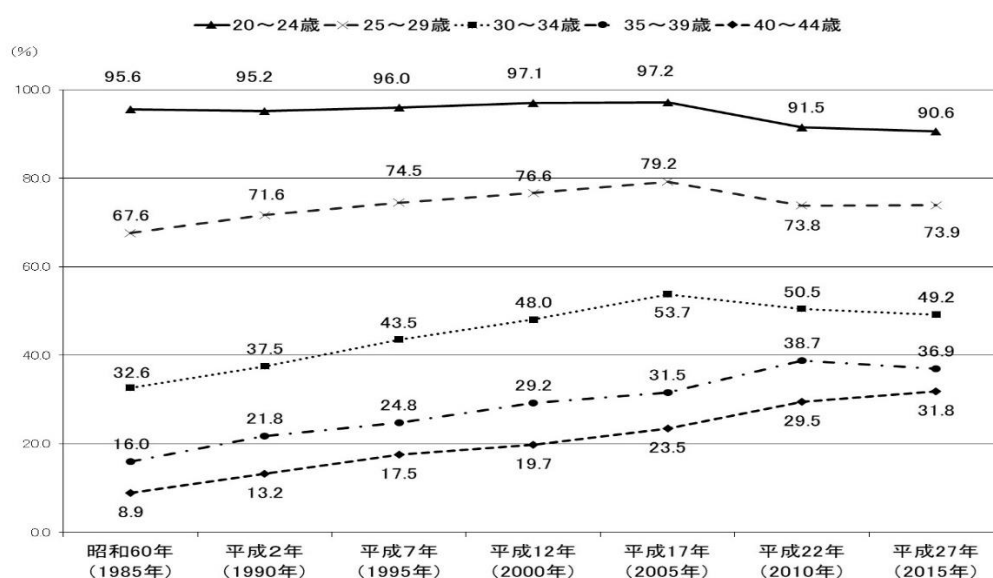
出典：東京都福祉保健局 平成 30 年人口動態統計

③ 未婚率の推移

既婚者の割合を高める（結婚者を増やす）取組は、子どもの数を増やすことと大きな因果関係がある。

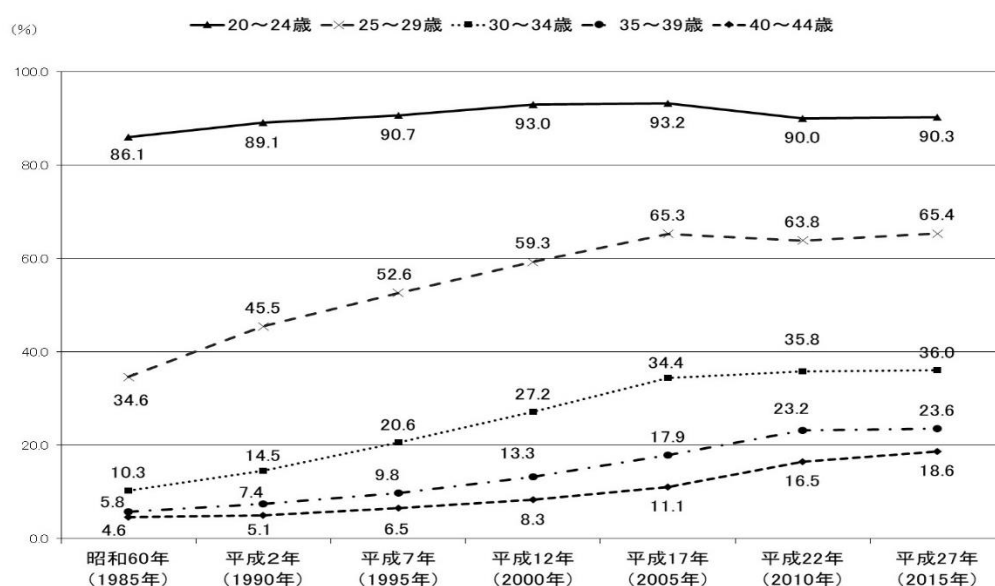
そこで、未婚率の推移を見ると、男性については30歳代以降、女性については25歳以降の未婚率が急激に高まっており、非婚化が進んでいる。また、男女間を比較すると、男性の未婚率の方が高くなっている（図表1-2-7、1-2-8）。

【図表 1-2-7】 男性の未婚率の推移



出典：国勢調査をもとに作成

【図表 1-2-8】 女性の未婚率の推移



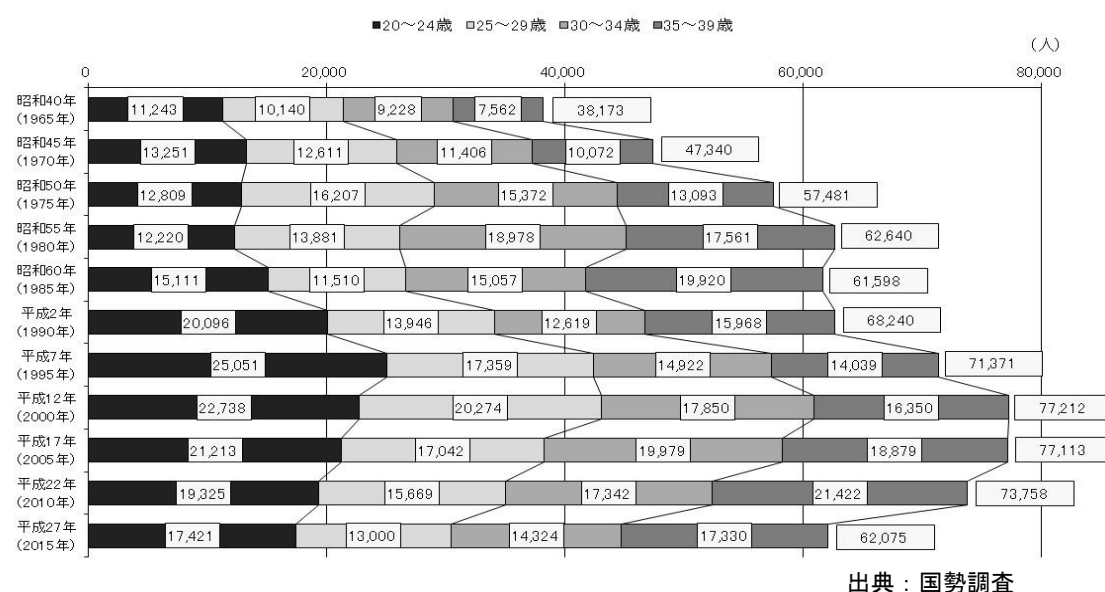
出典：国勢調査をもとに作成

④ 20～39 歳の女性数の推移

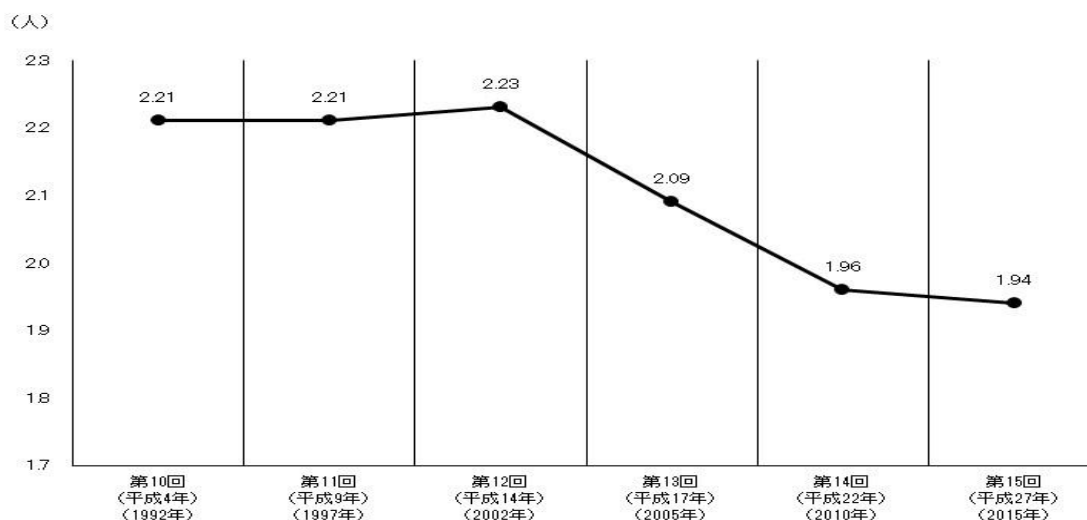
平成 24 年（2012 年）の人口動態統計年報（厚生労働省）によると、全国の平成 24 年（2012 年）の出生者数のうち、95%の子どもは 20～39 歳の女性が出産している。そこで、本市におけるこの世代の女性数の推移を見ると、平成 12 年（2000 年）まで増加し、その後は減少に転じている（図表 1-2-9）。

また、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）が平成 27 年（2015 年）に行った第 15 回出生動向基本調査によると、全国の完結出生児数（夫婦の最終的な平均出生子ども数を示したもの）は平成 14 年（2002 年）から減少を続けている（図表 1-2-10）。

【図表 1-2-9】 20～39 歳の女性数の推移



【図表 1-2-10】 完結出生児数の推移〔全国〕

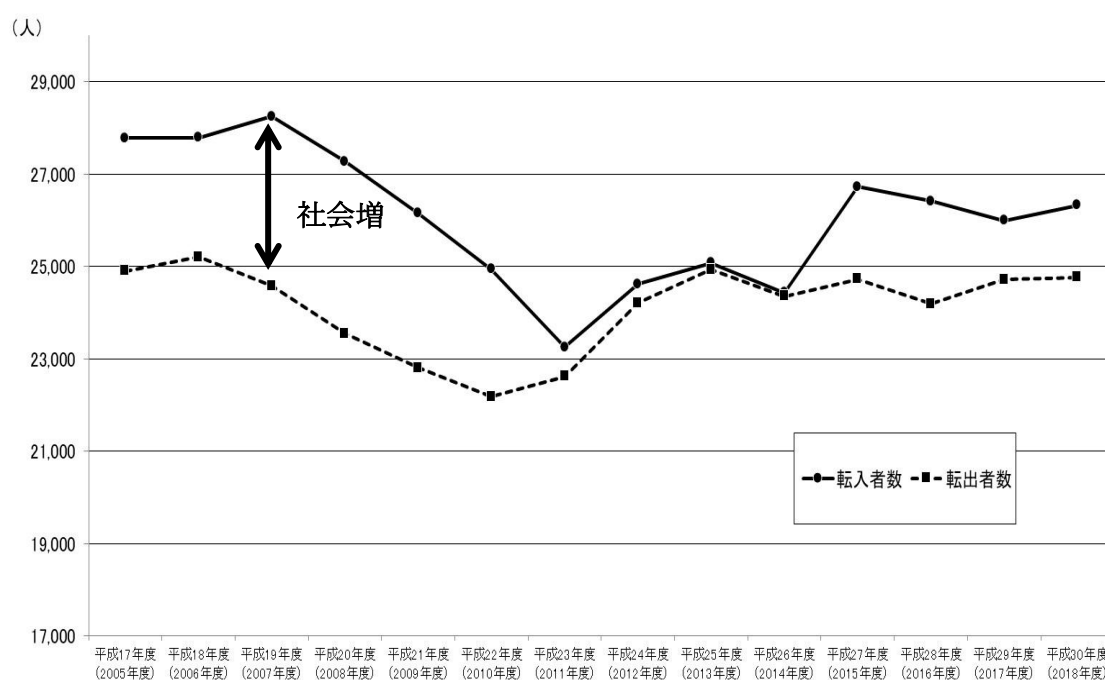


(4) 社会動態

① 転入者数・転出者数の推移

転入者数・転出者数の推移を見ると、平成 22 年度（2010 年度）までは転入者数が転出者数を大幅に上回っていたが、平成 23 年度（2011 年度）にその差が大きく減少し、平成 26 年度（2014 年度）には、転入者数と転出者数がほぼ均衡していた。しかし、平成 27 年度（2015 年度）から再び転入者数が転出者数を上回り、平成 30 年度（2018 年度）には 1,562 人の社会増があった（図表 1-2-11）。

【図表 1-2-11】 転入者数・転出者数の推移



出典：八王子市 HP 「住民基本台帳 人口の増減」

※平成 24 年（2012 年）7 月 9 日に住民基本台帳法の一部改正が行われ、住民基本台帳人口に外国人住民も含まれることになったが、人口増減の経年比較をするために、平成 24 年度（2012 年度）については、転入者数から、増加となった外国人住民の人口（8,932 人）を除いている。

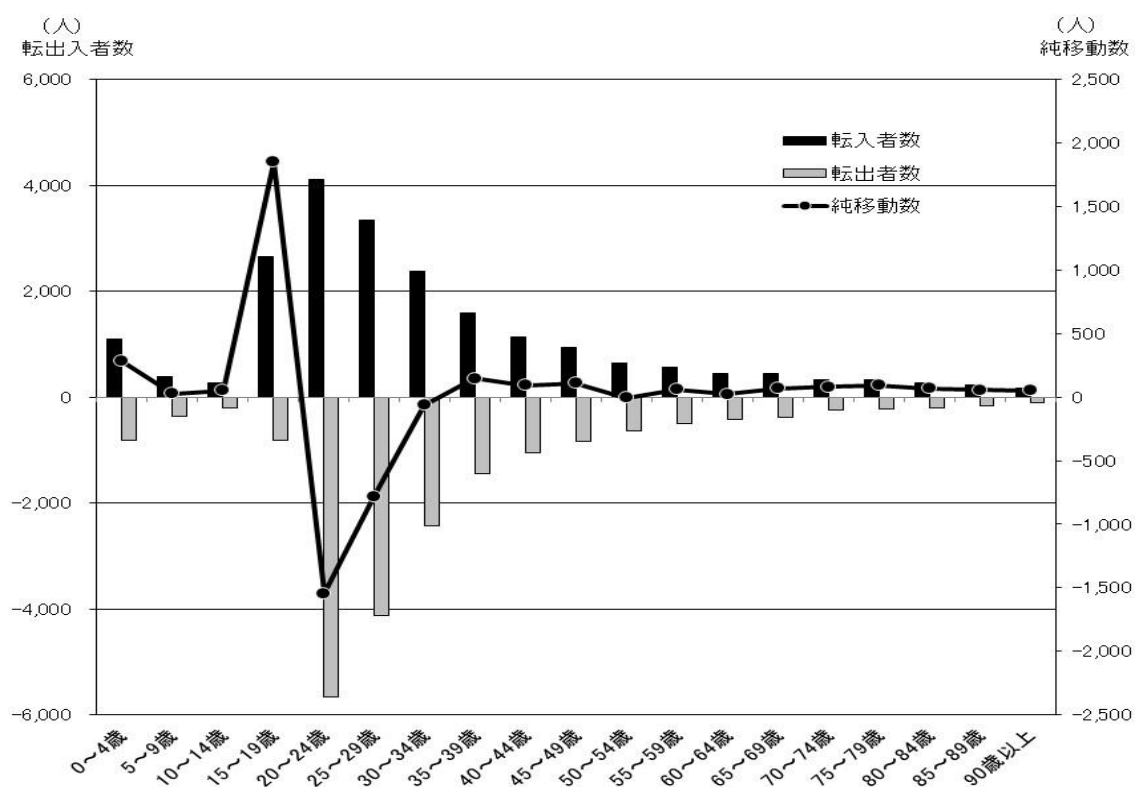
② 年齢階級別人口移動

年齢階級別の転出者数、転入者数を見ると、10代後半に大幅な転入超過となり、20代前半から30代前半にかけて転出超過となる（図表 1-2-12）。

大学進学タイミングでの本市への転入が著しい一方で、大学卒業時の就職などのタイミングで大きな転出が起きていると考えられる。

このほか、0～4歳までの年齢は、転入超過傾向にある。これは、出産後、子どもが就学するまでの間に親子で転入する世帯が多いことを表しており、本市が多くの子育て世代に選ばれているものと考えられる。

【図表 1-2-12】 転出者数・転入者数



出典：総務省統計局 住民基本台帳人口移動報告（平成 30 年）をもとに作成

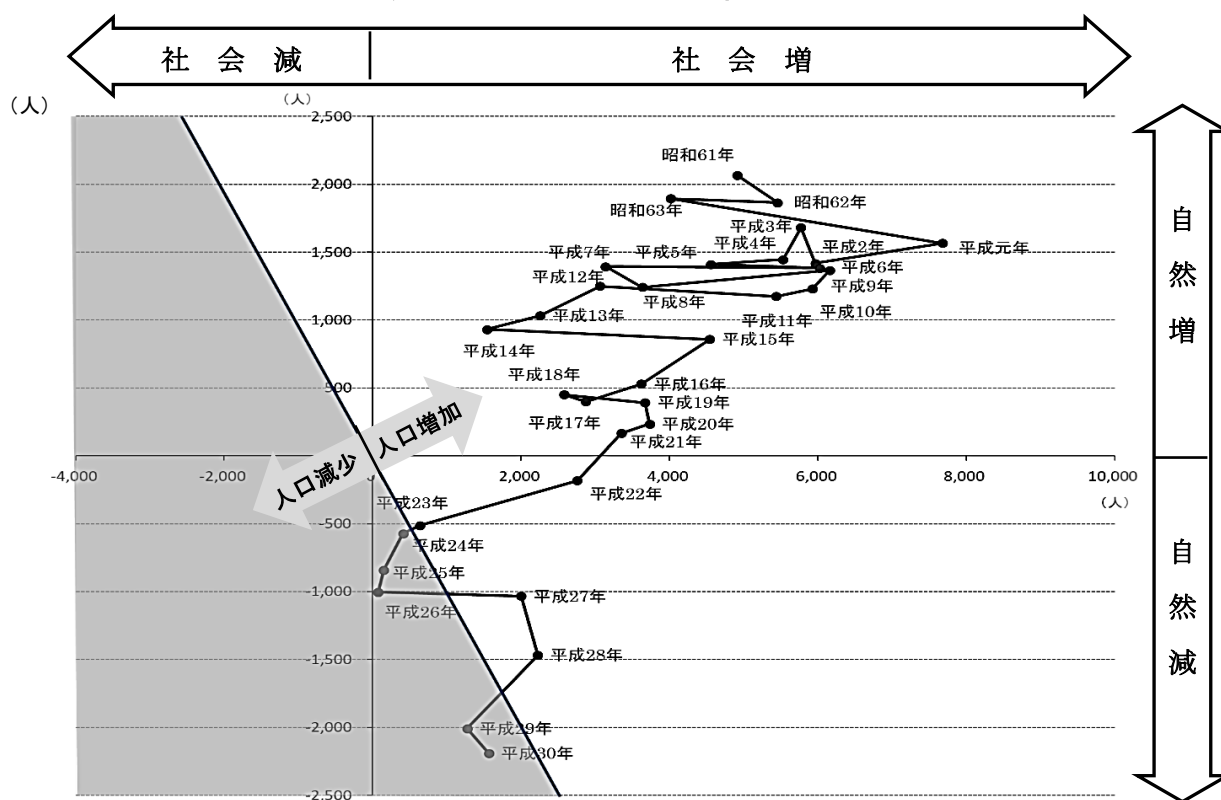
(5) 総人口の推移に対する自然増減と社会増減の影響

グラフの縦軸に自然増減、横軸に社会増減をとり、時間の経過を追いながら本市の総人口に与えてきた自然増減（出生者数－死亡者数）と社会増減（転入者数－転出者数）の影響を分析した（図表 1-2-13）。

グラフの右上にあるほど自然増・社会増が大きくなり、人口が増加していることになる。逆に、左下にあるほど自然減・社会減となり、人口が減少していることを示すものである。

自然増の増加幅が年々減少し、平成 22 年（2010 年）に死亡者数が出生者数を上回り、自然減となった。さらに、社会増についても年々増加幅が減少し、平成 24 年（2012 年）には、自然減を社会増で補い切れず人口減少の局面に入った。その後、社会増の増加幅が増え、人口増加となる時期もあったが、平成 29 年（2017 年）以降は、自然増減の減少幅の拡大に伴い人口減少が続いている。

【図表 1-2-13】人口増減の影響度分析



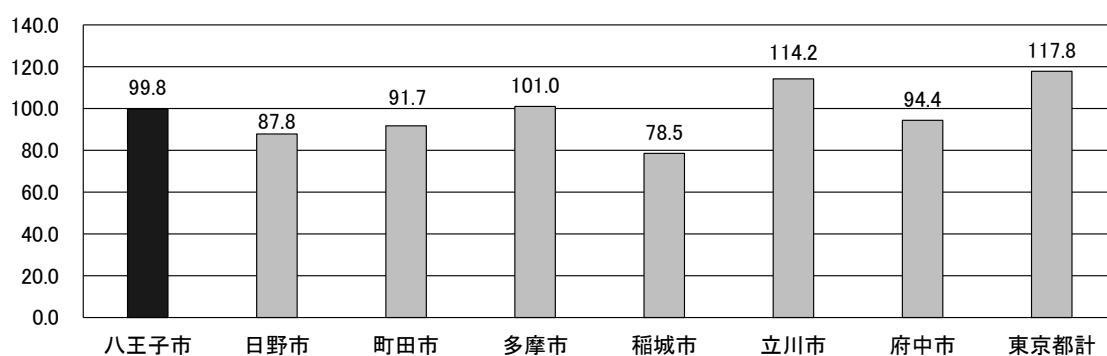
出典：八王子市 HP 「住民基本台帳 人口の増減」をもとに作成

※平成 24 年（2012 年）7 月 9 日に住民基本台帳法の一部改正が行われ、住民基本台帳人口に外国人住民も含まれることになったが、人口増減の経年比較をするために、平成 24 年度（2012 年度）については、転入者数から、増加となった外国人住民の人口（8,932 人）を除いている。

(6) 流入・流出人口

本市の昼間人口は夜間人口とほぼ同水準となっており、近隣自治体と比較すると、立川市、多摩市に次いで高い水準にある（図表 1-2-14）。

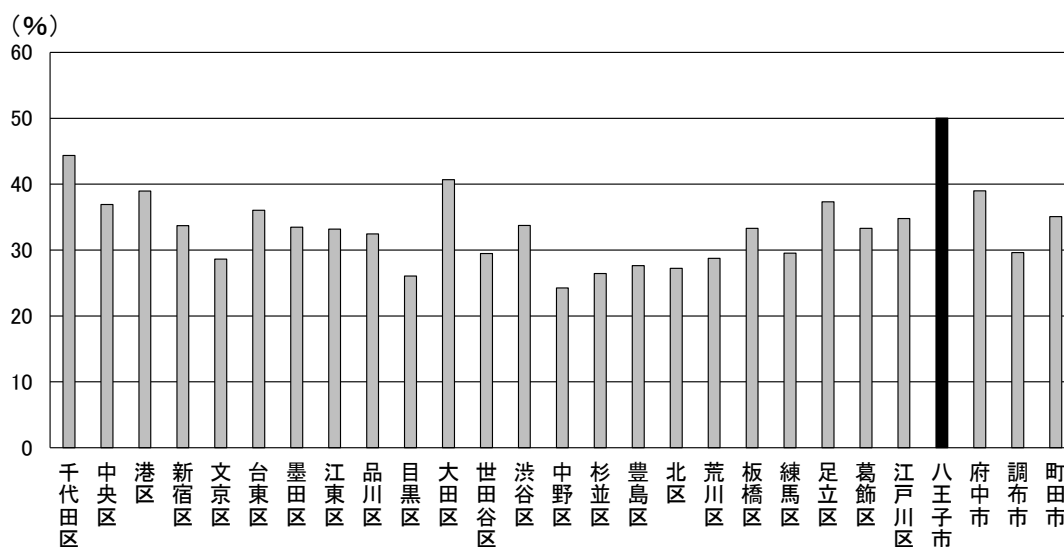
【図表 1-2-14】昼間人口指数（夜間人口=100）



出典：平成 27 年国勢調査

また、市内へ通勤している就業者の割合は都内の他自治体に比べて高い水準にあり、職住が近接した環境にあると言える（図表 1-2-15）。

【図表 1-2-15】居住する自治体内へ通勤する就業者の割合



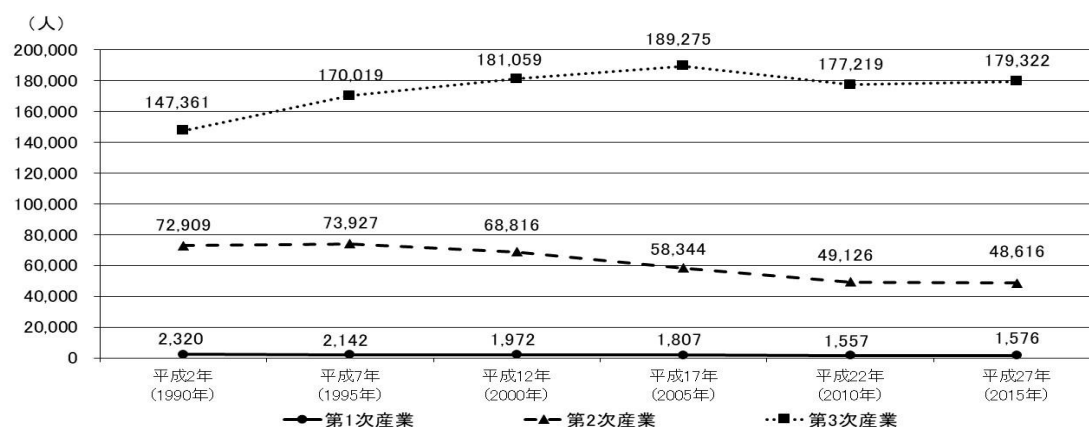
出典：平成 27 年国勢調査

(7) 産業構造・就業環境

① 産業構造

産業別の就業者の推移から、第3次産業の就業者が平成17年（2005年）まで増加しているものの、平成22年（2010年）に減少し、平成27年（2015年）は横ばいとなった。また、第2次産業の就業者は減少傾向にある（図表1-2-16）。

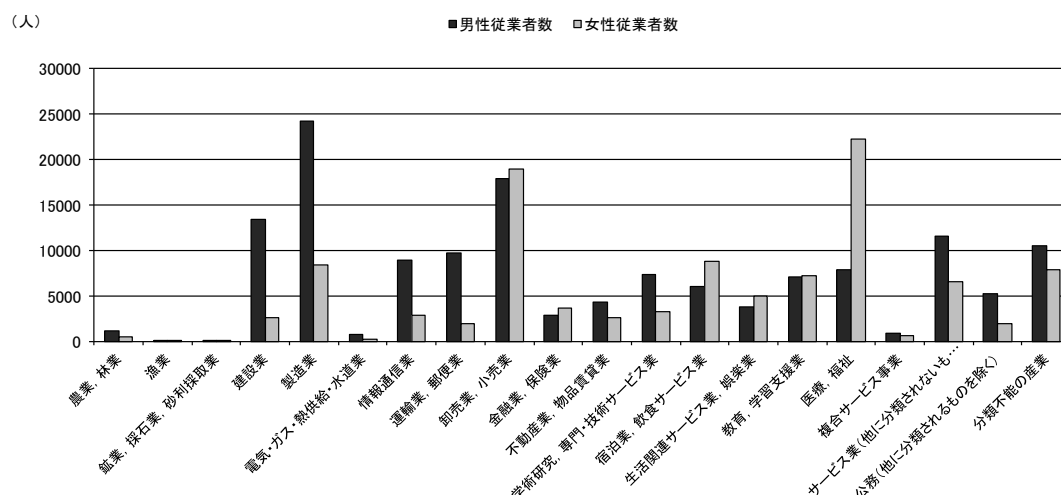
【図表1-2-16】産業別就業者の推移



出典：国勢調査

男女別産業大分類別人口を見ると、男女共に卸売業・小売業従業者が多く、男性では製造業や建設業の従業者、女性では医療・福祉の従業者が多くなっている（図表1-2-17）。

【図表1-2-17】男女別産業大分類別人口

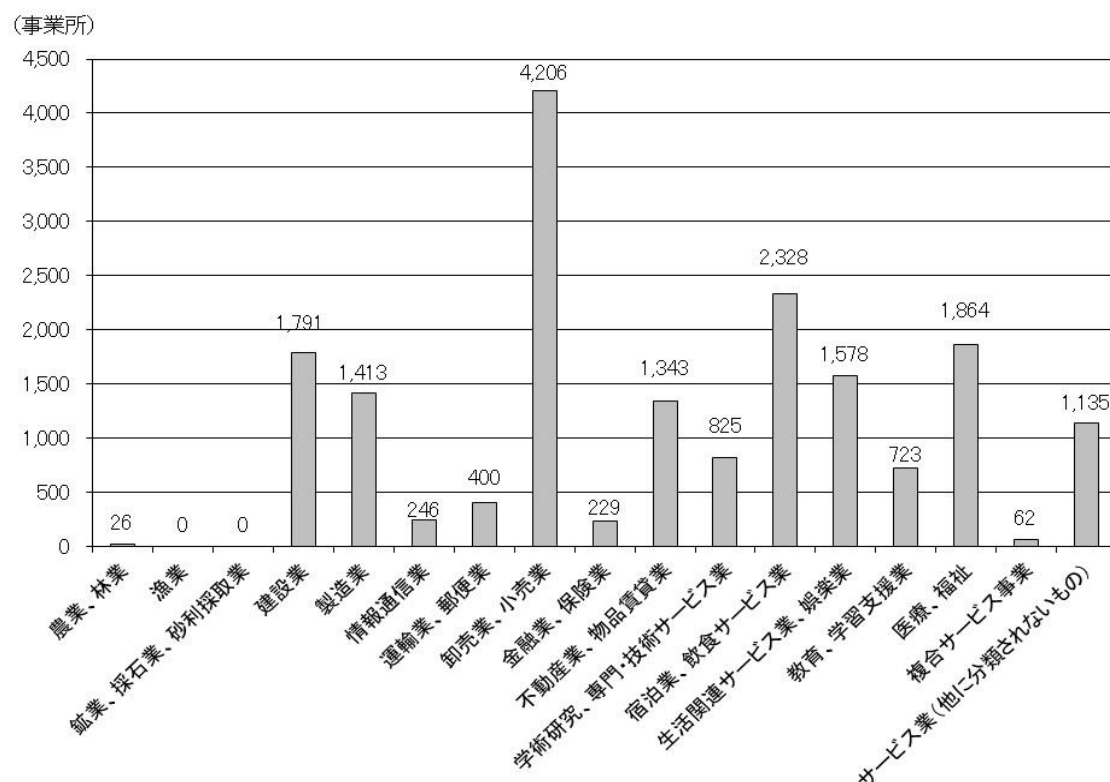


出典：平成27年国勢調査

事業所数（図表 1-2-18）は、卸売業・小売業が 4,206 事業所と最も多く、宿泊業・飲食サービス業、医療・福祉、建設業と続いている。また、従業者数（図表 1-2-19）は、卸売業・小売業が 44,609 人と最も多く、医療・福祉、宿泊業・飲食サービス業が続いている。

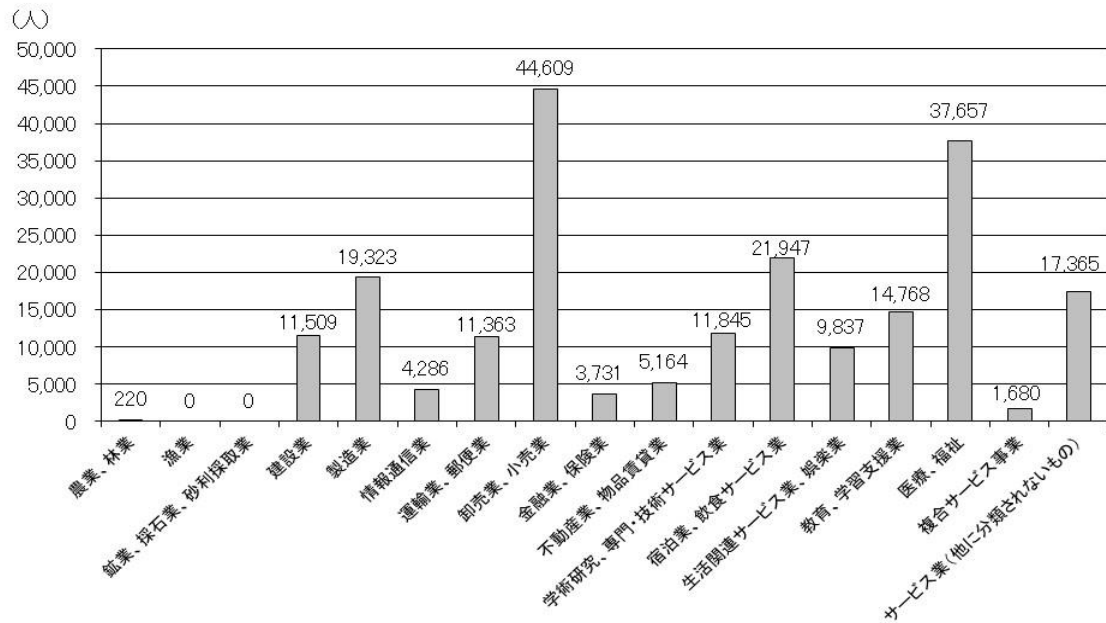
売上金額（図表 1-2-20）は、卸売業・小売業が約 7,537 億円と最も多く、製造業、建設業が続いている。

【図表 1-2-18】産業大分類別事業所数



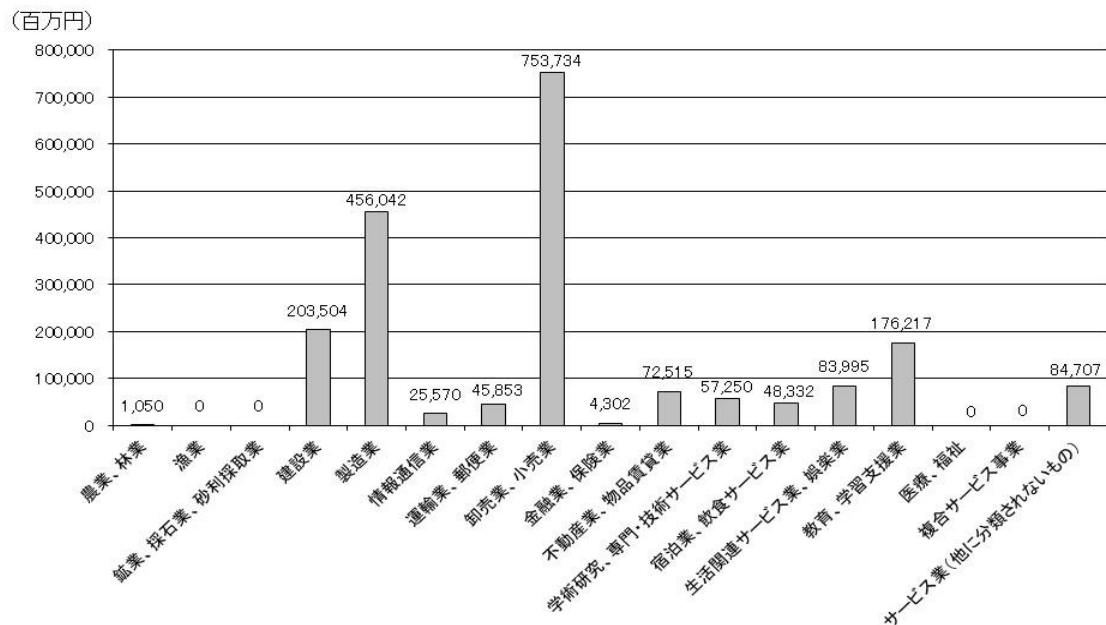
出典：地域経済分析システム（平成 28 年データ）

【図表 1-2-19】産業大分類別従業者数



出典：地域経済分析システム（平成 28 年データ）

【図表 1-2-20】産業大分類別売上（収入）金額

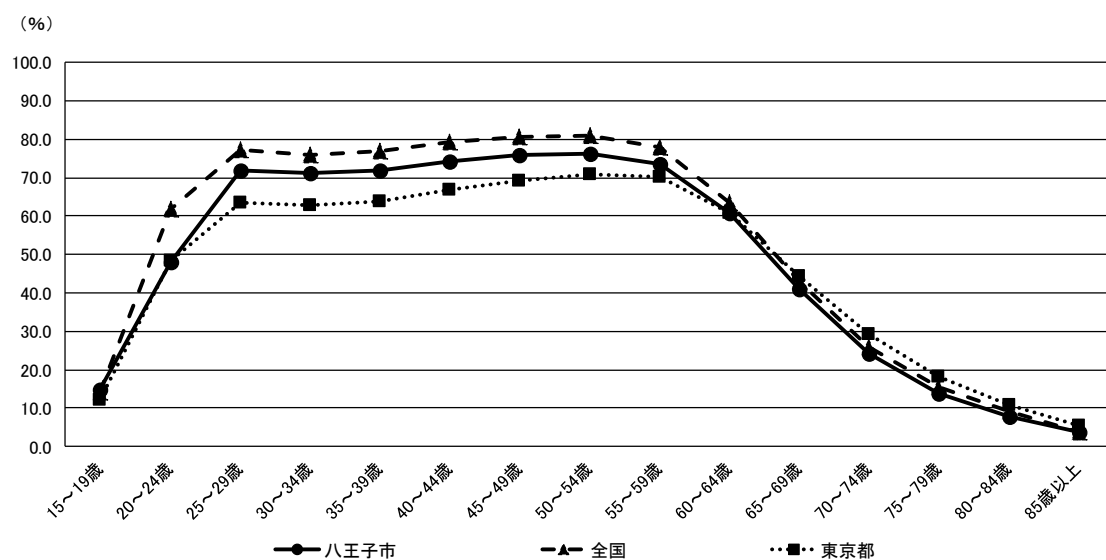


出典：地域経済分析システム（平成 28 年データ）

② 就業環境

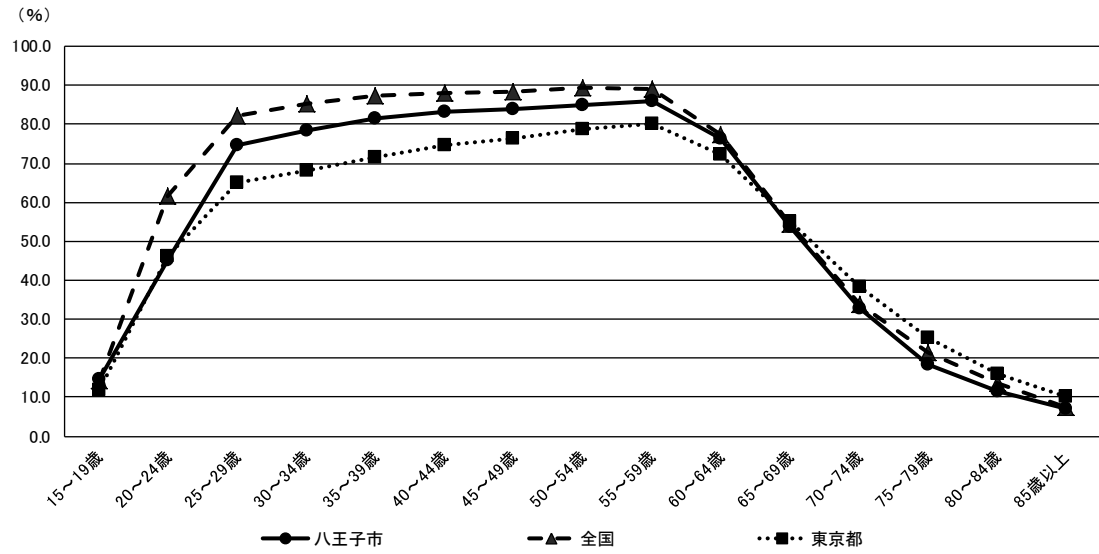
年齢階級別の就業者比率は、男女合計、男性、女性とも、25歳～54歳において、全国よりは低いものの、東京都よりも高い水準である（図表 1-2-21、1-2-22、1-2-23）。一方、女性に注目すると、本市、東京都、全国のいずれも、25～29歳、45～49歳または50～54歳にピークを持つ M 字型曲線を描いている（図表 1-2-23）。このことから、女性は、結婚・出産を機に仕事を離れる傾向があると考えられる。

【図表 1-2-21】年齢別就業者比率（男女合計）



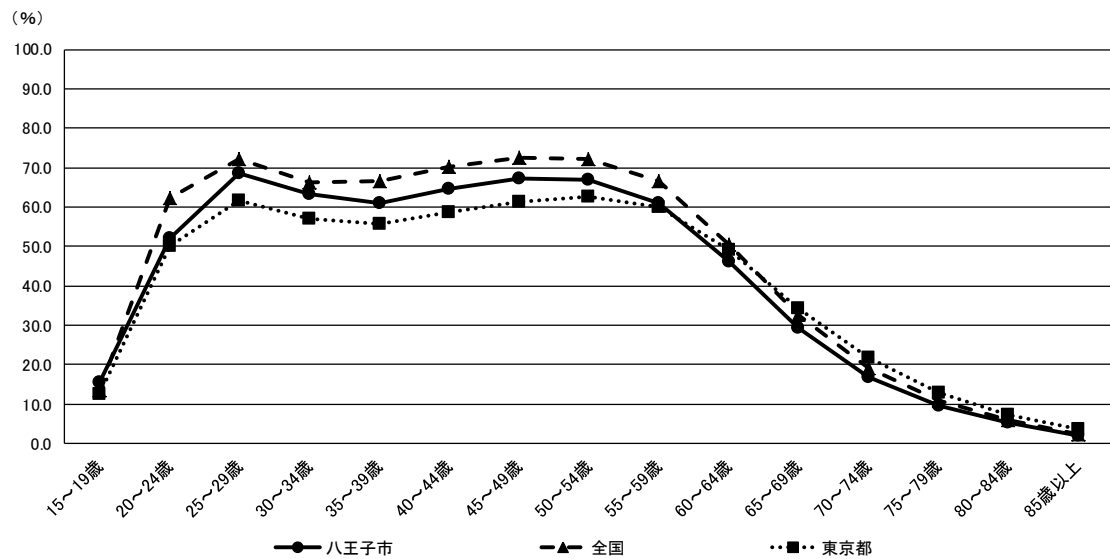
出典：平成 27 年国勢調査をもとに作成

【図表 1-2-22】年齢別就業者比率（男性）



出典：平成 27 年国勢調査をもとに作成

【図表 1-2-23】年齢別就業者比率（女性）

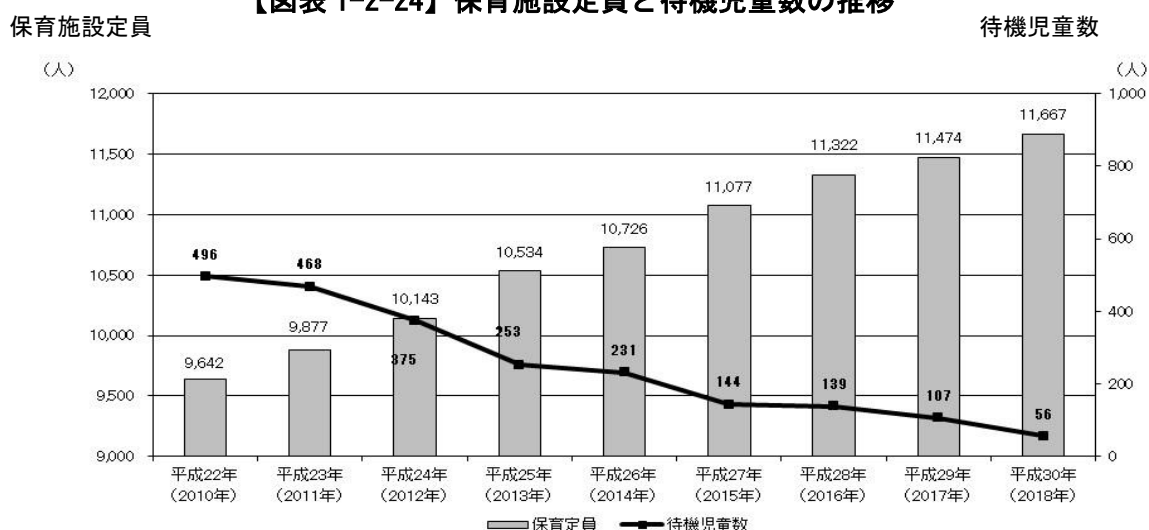


出典：平成 27 年国勢調査をもとに作成

就業を支える保育サービスの状況としては、保育施設・学童保育所における定員数と待機児童の推移を見ると、保育施設・学童保育所ともに定員数を増加させたため、待機児童数は減少している状況である（図表 1-2-24、1-2-25）。

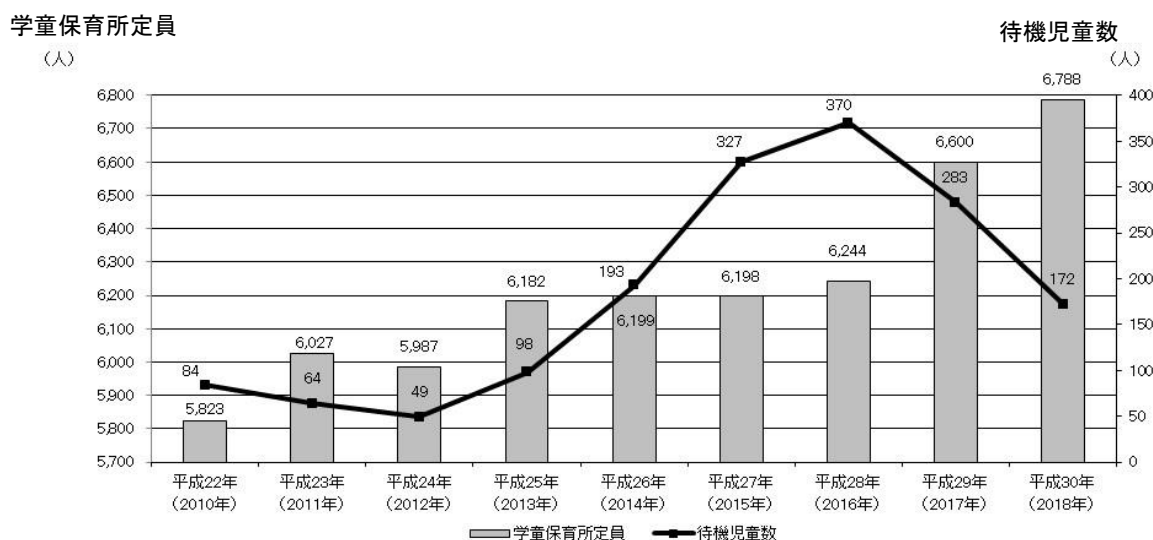
平成 30 年（2018 年）時点で、保育施設は 56 人、学童保育所は 172 人の待機児童がいることから、今後も仕事と子育てが両立できるよう保育サービスの環境整備を進める必要がある。

【図表 1-2-24】保育施設定員と待機児童数の推移



出典：八王子市資料より作成

【図表 1-2-25】学童保育所定員と待機児童数の推移

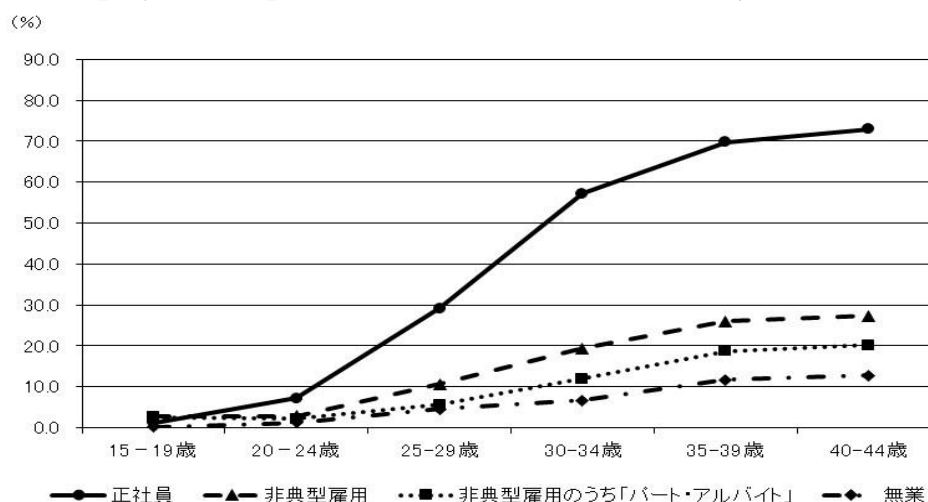


出典：八王子市資料より作成

労働政策研究・研修機構が令和元年（2019 年）6 月に発行した「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状③」では、全国における就労形態別に配偶者のいる割合を、正社員、非典型雇用、無業で比較すると、男性では正社員が最も有配偶者率が高い結果になっている（図表 1-2-26）。ここから、就労形態の違いによる収入状況により家庭を持てる割合が大きく異なることが考えられる。

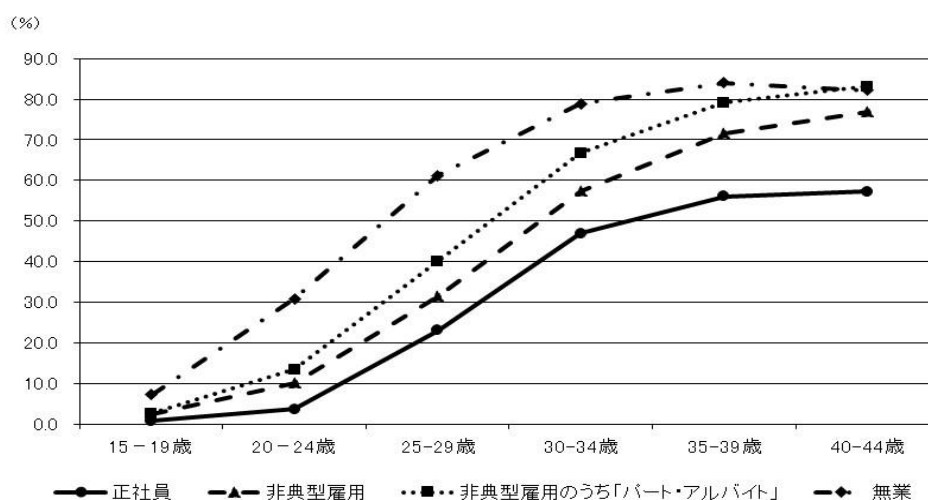
一方、女性では、無業、非典型雇用の有配偶者率が高く、正社員の有配偶者率は男性よりも低くなっている（図表 1-2-27）。これは、正社員であっても結婚や出産を機に退職し、専業主婦や夫の扶養の範囲内での労働に転じることが原因と考えられる。

【図表 1-2-26】就労形態別の配偶者のいる割合（男性）〔全国〕



出典：若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状③

【図表 1-2-27】就労形態別の配偶者のいる割合（女性）〔全国〕



出典：若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状③

3. 目指すべき将来の方向の基礎となる市民の希望等

(1) 地方創生に関するアンケート調査

① 若年層（20代・30代）市民アンケート調査

ア アンケート調査概要

市民の結婚・子育てに関する考え方、八王子市への愛着度合いを把握するために、「地方創生に関するアンケート調査」を実施した。

調査対象：市内在住の20～30代の方から無作為抽出

対象者数：600件

有効回収数：150件（回収率25.0%）

調査時期：平成27年（2015年）6月～7月

イ アンケート分析結果

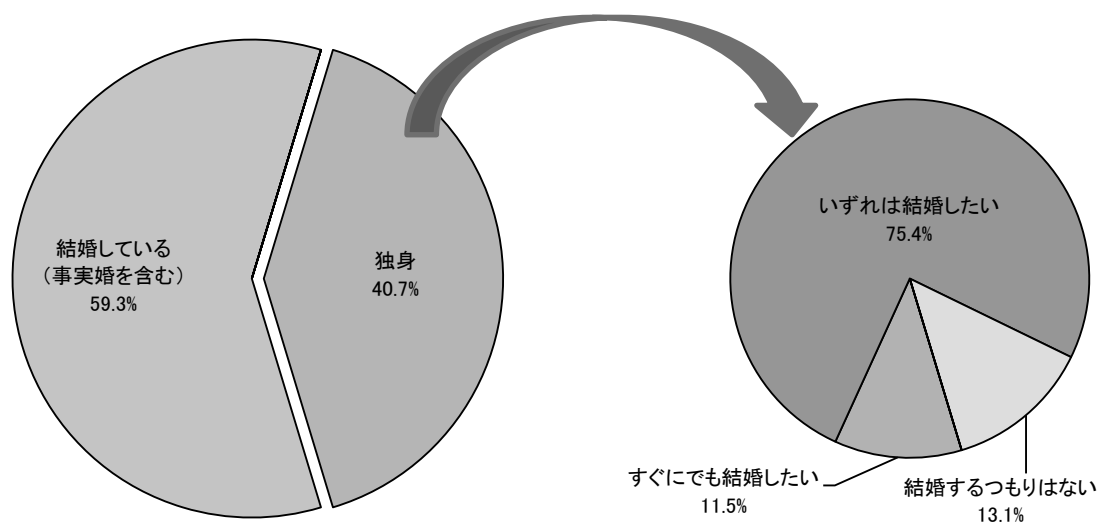
【結婚の状況】

回答者のうち59.3%が結婚しており、40.7%が独身である（図表1-3-1）。

【結婚に関する考え方】

結婚の考え方については、独身者のうち86.9%の方が「すぐにでも結婚したい」または「いずれは結婚したい」と考えており、結婚に対して前向きであることが分かる（図表1-3-1）。

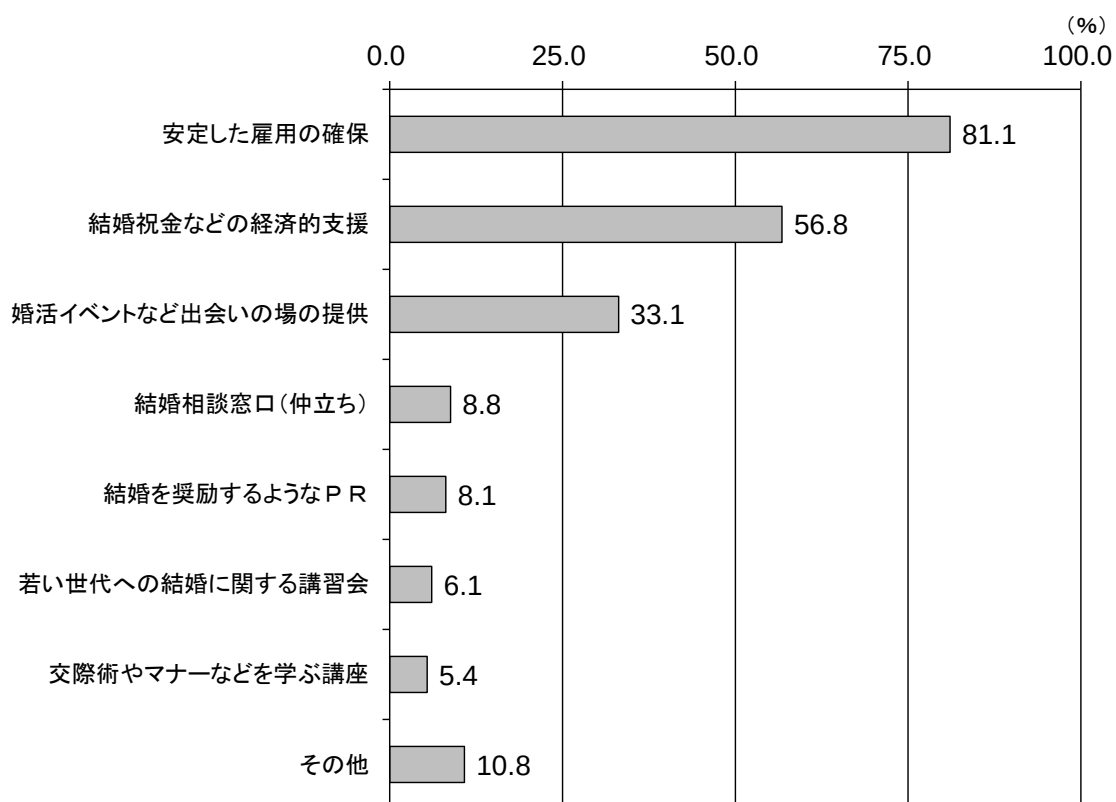
【図表1-3-1】結婚の状況と独身者の結婚に対する考え方



結婚を支援するために行政が取り組むべき事業については、「安定した雇用の確保」が81.1%と最も多くなっている（図表 1-3-2）。また、22 頁で示した就労形態別の有配偶者の割合（図表 1-2-26、1-2-27 参照）では、特に男性において、非正規雇用者の有配偶者率は正規雇用者の有配偶者率に比べ著しく低くなっている。

このことから、結婚を支援するためには、雇用の創出をはじめとして、若者の経済的自立を促す取組が重要であるといえる。

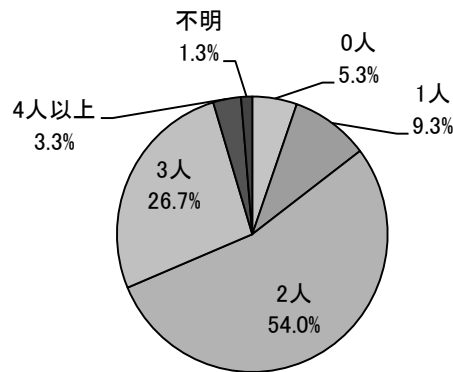
【図表 1-3-2】結婚支援のために取り組むべき事業（3 つまで複数回答可）



【子育てに関する考え方】

理想的な子どもの数については、「2人」と答えた方が5割超、「3人」と答えた方が3割弱となっており、子どもの数は2～3人程度が理想的と考えている方が多いことがわかる(図表 1-3-3)。一方で、本市の平成 26 年(2014 年)の出生率は「1.19」であり、現状と理想との間に乖離がある。

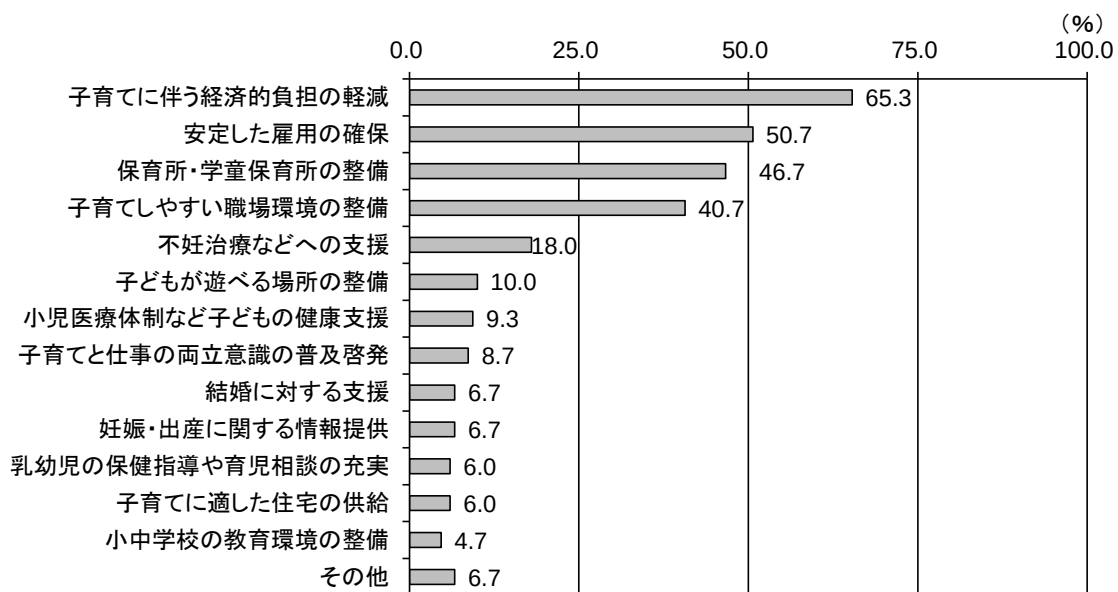
【図表 1-3-3】理想的な子どもの数



また、理想的な子どもの数と実際の子どもの数とのギャップを解消するために必要な支援・対策については、「子育てに伴う経済的負担の軽減」、「安定した雇用の確保」、「保育所・学童保育所の整備」、「子育てしやすい職場環境の整備」を必要とする回答が多い(図表 1-3-4)。

このことから、市民が理想と考える子どもの数を実現するためには、安定した雇用の確保などの経済的支援に加え、保育の充実や職場環境の整備などのワーク・ライフ・バランスの推進が必要である。

【図表 1-3-4】出生率上昇のために取り組むべき事業(3つまで複数回答可)



② 八王子市 学生意識・希望調査

ア アンケート調査概要

八王子市内の大学等に通う学生の卒業後の居留意向を把握するために、「八王子市 学生意識・希望調査」を実施した。

調査対象：八王子市内の大学等に通う学生

発送件数：20 大学（配布数：500 件）

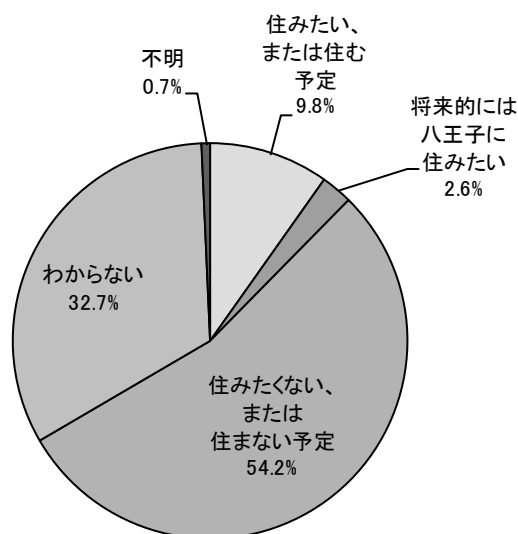
有効回収数：428 件（回収率 85.6%）

調査時期：平成 27 年（2015 年）6 月～7 月

イ アンケート分析結果

学生の卒業後の本市への定住意向は、「住みたい、または住む予定」、「将来的には八王子に住みたい」と考えている学生は 12.4%であり、「住みたくない、または住まない予定」と考えている学生が 54.2%となっている（図表 1-3-5）。

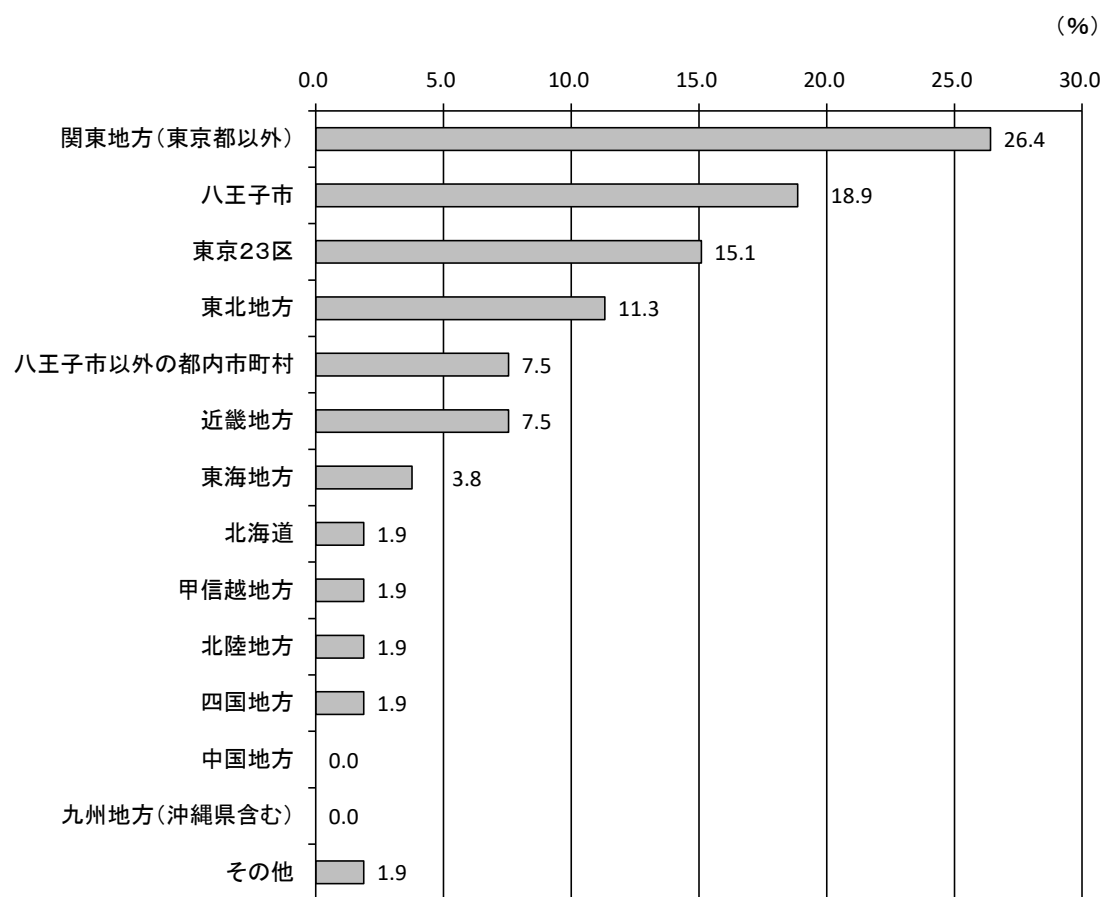
【図表 1-3-5】卒業後の八王子市への定住意向



八王子に「住みたい、または住む予定」、「将来的には八王子に住みたい」と回答した学生の出身地は、8 割以上が市外出身者となっており、本市出身者でなくとも、大学進学をきっかけに「今後も八王子市に住み続けたい」と考える学生の割合が高い（図表 1-3-6）。

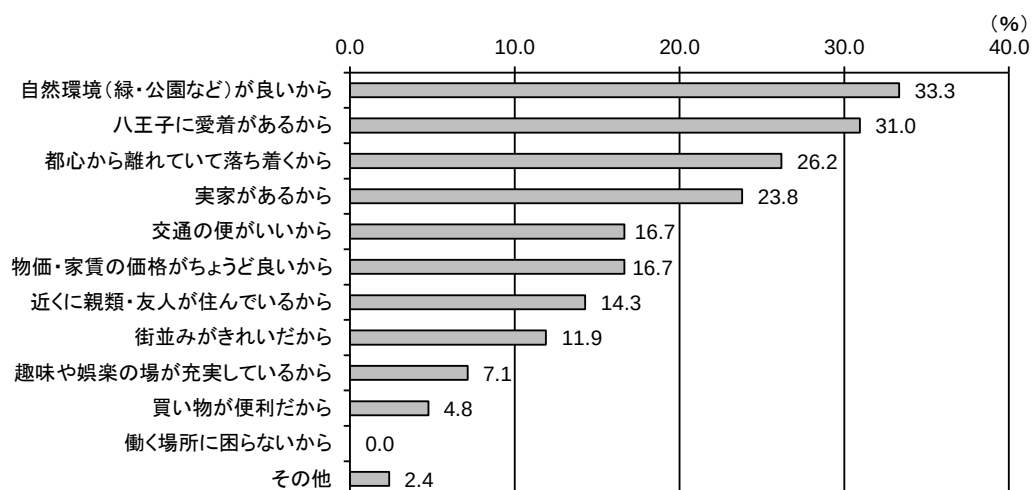
一方で、32.7%の学生が八王子への定住意向について「わからない」と回答しており（図表 1-3-5）、このような学生へ、八王子の暮らしやすさなどの魅力を実感してもらう取組が必要である。

【図表 1-3-6】「八王子市に住みたい」と回答した学生の出身地



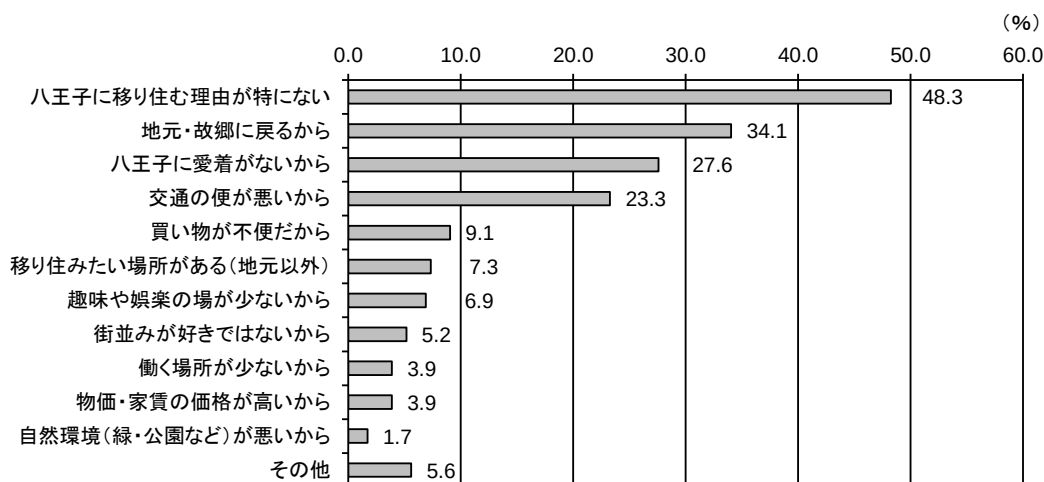
八王子に「住みたい、または住む予定」と回答した理由については、「自然環境（緑・公園など）が良いから」が33.3%と最も多く、「八王子に愛着があるから」、「都心から離れていて落ち着くから」が続いている（図表 1-3-7）。

【図表 1-3-7】八王子市に住みたい理由（3つまで複数回答可）



八王子に「住みたくない、または住まない予定」と回答した理由については、「八王子に移り住む理由が特にない」が最も多くなっており、「地元・故郷に戻るから」、「八王子に愛着がないから」、「交通の便が悪いから」が続いている（図表 1-3-8）。特に「八王子に移り住む理由が特にない」は48.3%と約半数の学生が、卒業後も八王子に住む理由を見出していないことから、これらの学生をターゲットとした本市の魅力の発信が必要である。

【図表 1-3-8】八王子市に住みたくない理由（3つまで複数回答可）



(2) 市政世論調査

ア 調査概要

市政世論調査は、市民の生活環境への意識、市の施策に対する評価及び市政への意見・要望を把握し、本市のまちづくりに有効に活用するために毎年実施している。

調査対象：市内在住の 20 歳以上の方から無作為抽出

対象者数：5,000 件

有効回収数：2,723 件（回収率 54.5%）

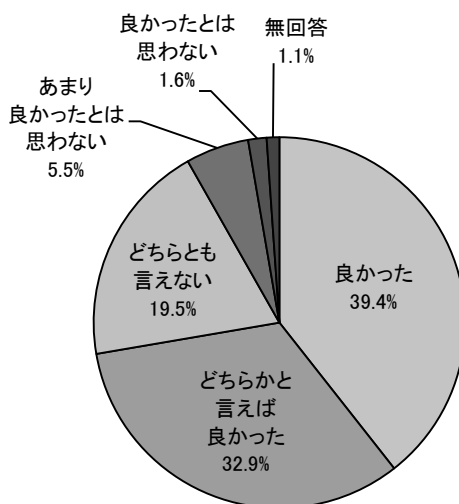
調査時期：平成 27 年（2015 年）5 月

八王子市民の定住意向について把握するため、平成 27 年（2015 年）八王子市市政世論調査の「定住意向」の調査項目を分析する。

イ 分析結果

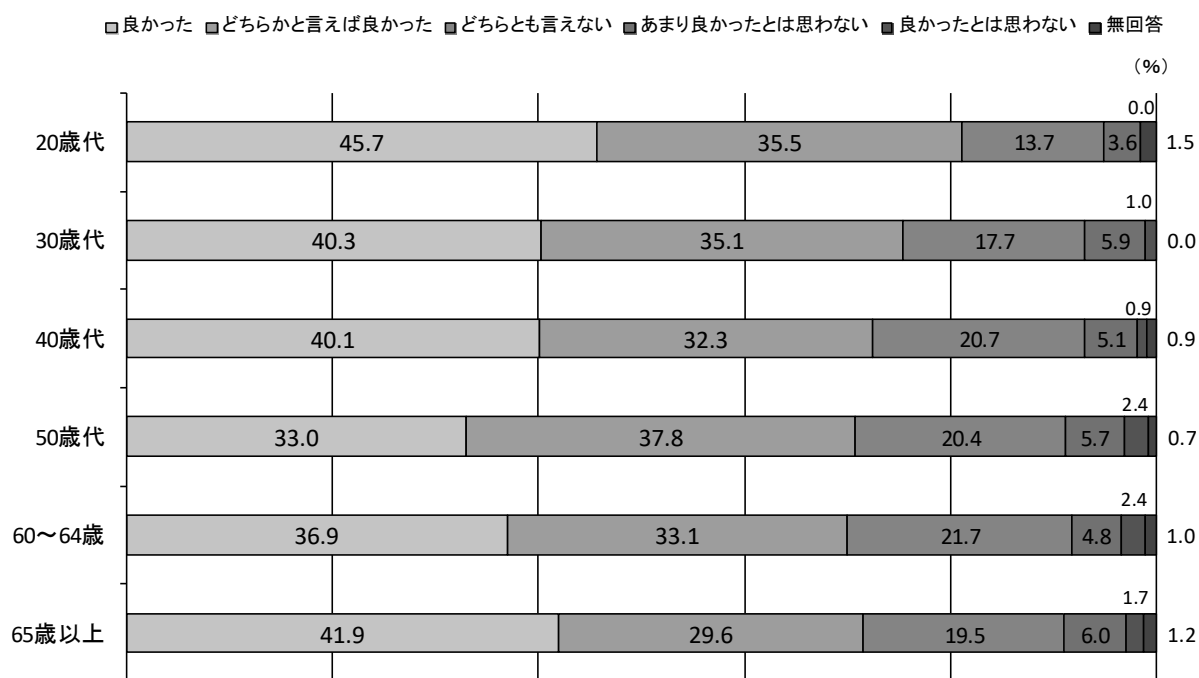
八王子市に住んで良かったと思うかについては、「良かった」が 39.4%、「どちらかと言えば良かった」が 32.9%であり、「良かった」と「どちらかと言えば良かった」を合わせると 7 割強が住んで良かったと考えている（図表 1-3-9）。

【図表 1-3-9】八王子市に住んで良かったと思うか



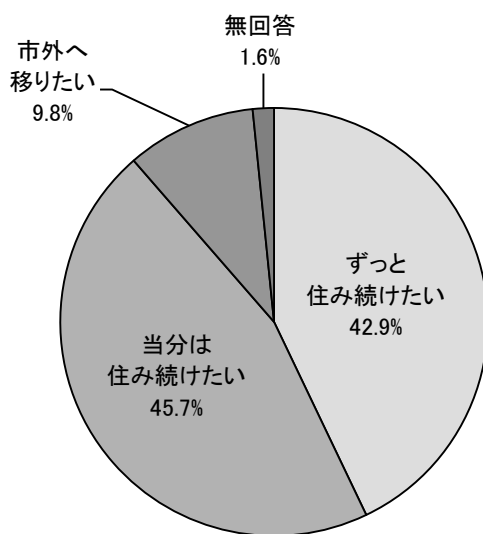
回答者の年代別に比較すると、「良かった」と「どちらかと言えば良かった」を合わせた割合が最も高いのは 20 歳代の 81.2%であり、次いで 30 歳代が 75.4%である。図表 1-3-12 で示している定住意向とは逆に、若い世代の方が住んで良かったと思う割合が高くなっている（図表 1-3-10）。

【図表 1-3-10】八王子市に住んで良かったと思うか（年代別）



八王子市への定住意向については、「当分は住み続けたい」が 45.7%で最も多く、次いで「ずっと住み続けたい」が 42.9%で続いている。「ずっと住み続けたい」と「当分は住み続けたい」を合わせると 9 割近くが住み続けたいと考えている（図表 1-3-11）。

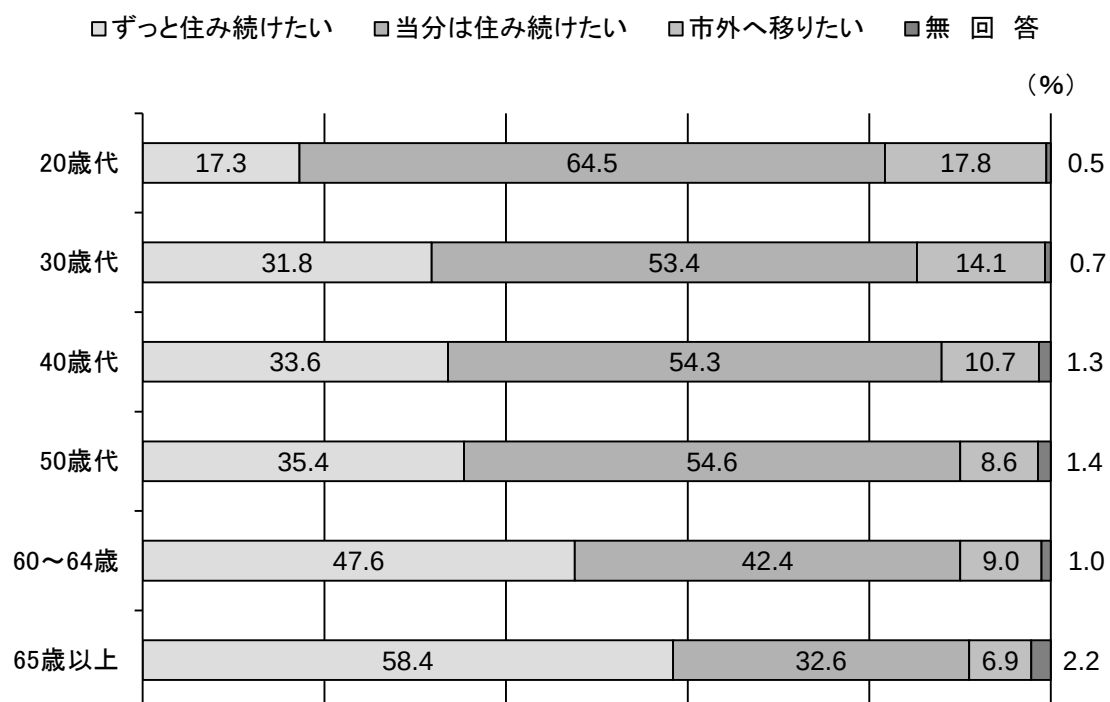
【図表 1-3-11】八王子市への定住意向



八王子市への定住意向を、回答者の年代別に比較すると、「ずっと住み続けたい」は年代が上がるにつれて割合が多くなり、特に 65 歳以上（58.4%）で半数以上が「ずっと住み続けたい」と回答している。

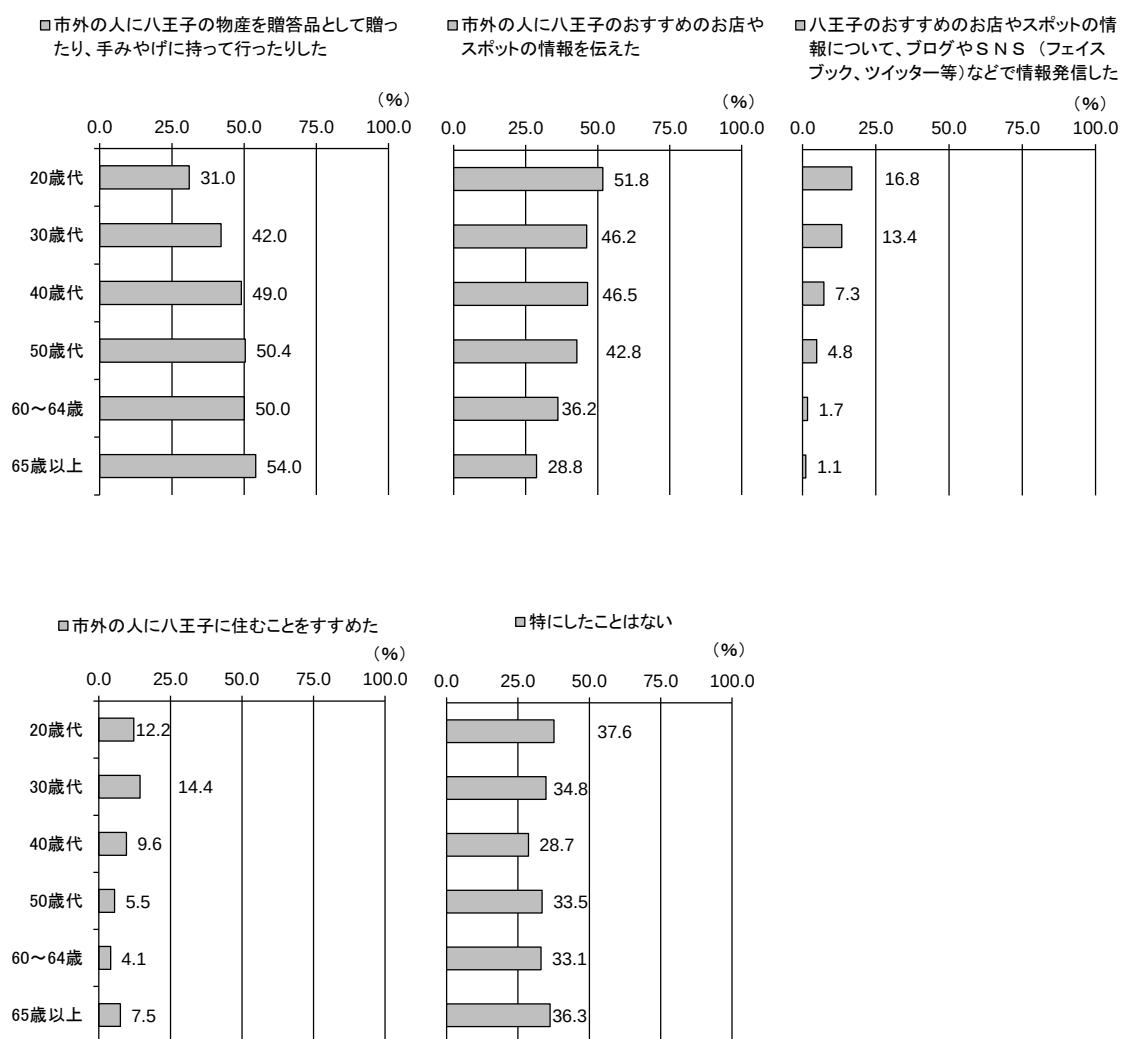
一方、「市外へ移りたい」は 20 歳代（17.8%）で 2 割近くに達しており、他の年代より多くなっている（図表 1-3-12）。

【図表 1-3-12】八王子市への定住意向（年代別）



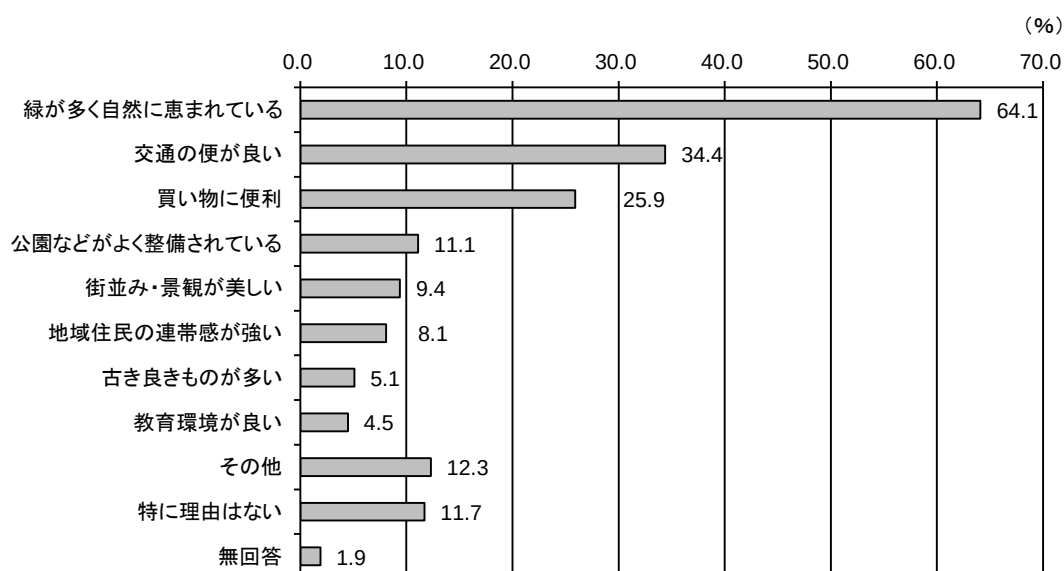
市外の人に対する八王子の良さを伝える具体的な行動は、「特にしたことはない」との回答が各年代を平均すると 34%程度ある（図表 1-3-13）。多くの市民にこれからも八王子に住み続けてもらうためには、まず市民へ本市の魅力を発信し、実感してもらうことを通して、市民自らが魅力の発信主体となるような取組が必要である。

【図表 1-3-13】市外の人に行った取組（年代別）（あてはまるものすべて）



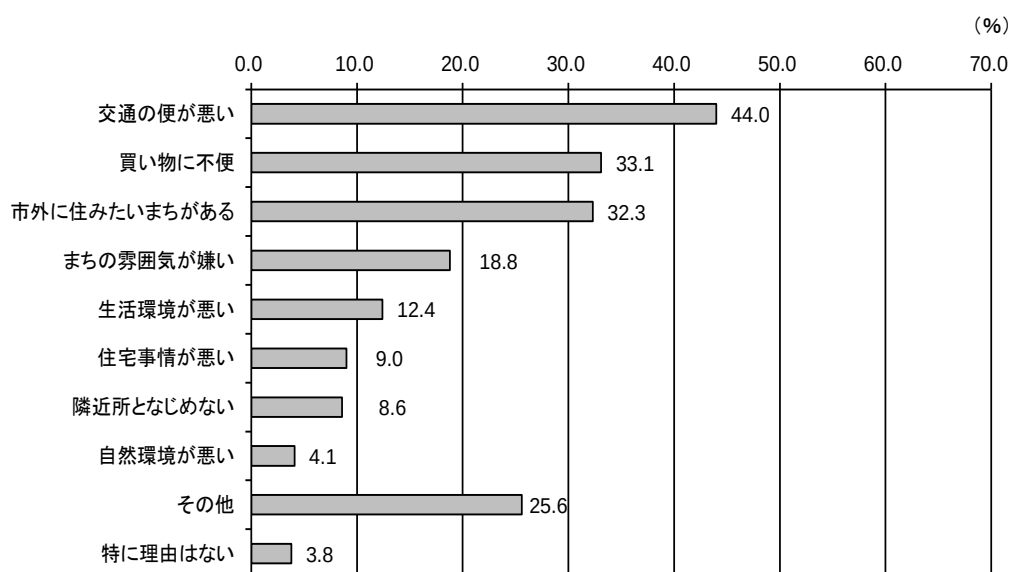
定住意向について、「ずっと住み続けたい」、「当分は住み続けたい」と回答した理由は、「緑が多く自然に恵まれている」が64.1%と最も多く、「交通の便が良い」、「買い物に便利」が続いている（図表 1-3-14）。

【図表 1-3-14】住み続けたい理由（3つまで複数回答可）



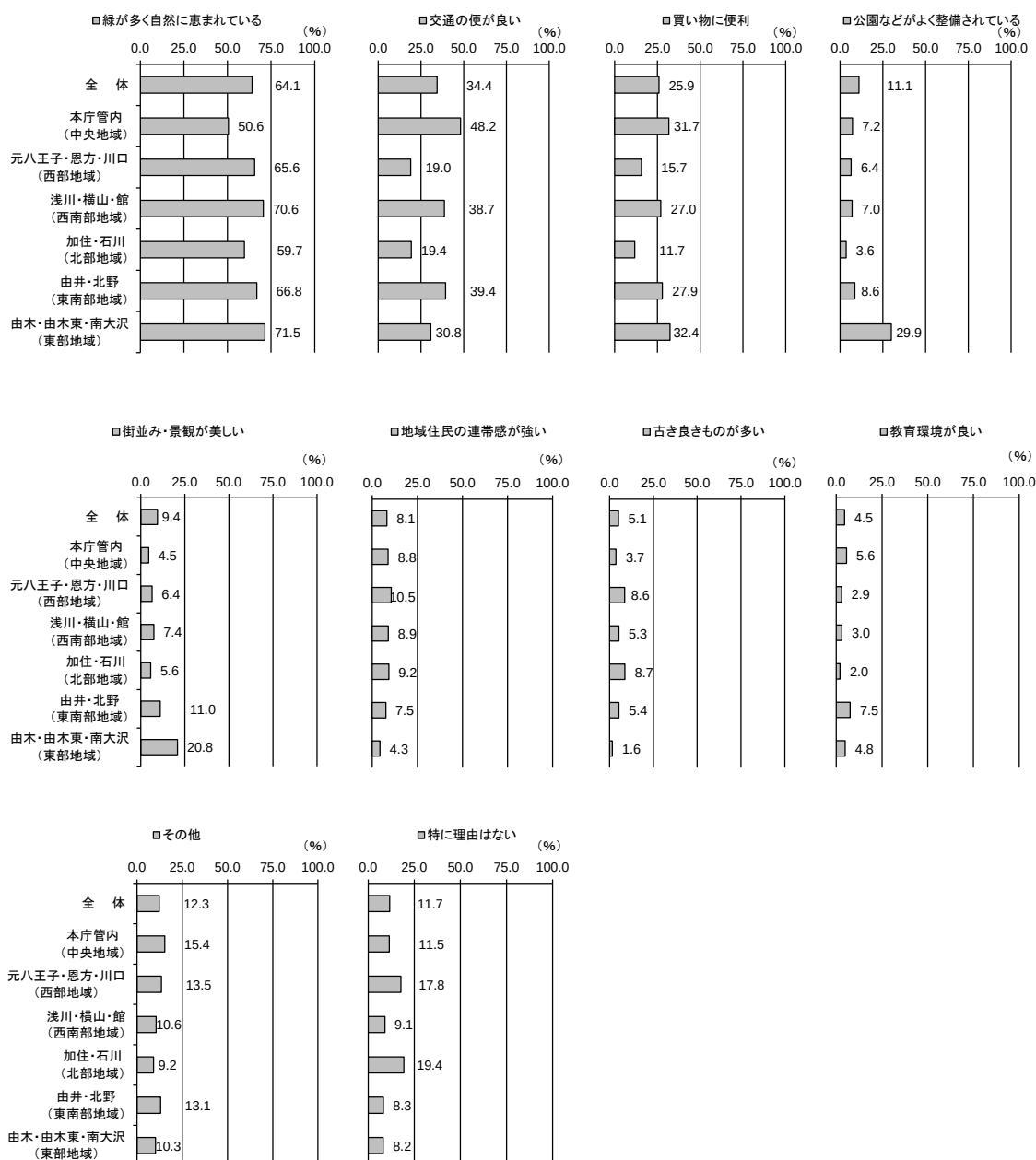
「市外へ移りたい」と回答した理由は、「交通の便が悪い」が44.0%と最も多く、「買い物に不便」、「市外に住みたいまちがある」が続いている（図表 1-3-15）。

【図表 1-3-15】市外へ移りたい理由（3つまで複数回答可）



「ずっと住みたい」、「当分は住みたい」と回答した理由を回答者の居住地域別に比較すると、すべての地区で「緑が多く自然に恵まれている」が最も高く、50%を超えている。東部地域を除く5地域で2番目に多い（同率を含む）「交通の便が良い」については、中央地域、東南部地域及び西南部地域で割合が高い一方、西部地域及び北部地域は20%を下回っており、地域差が生じている。なお、この傾向は「買い物に便利」にも見られる（図表 1-3-16）。

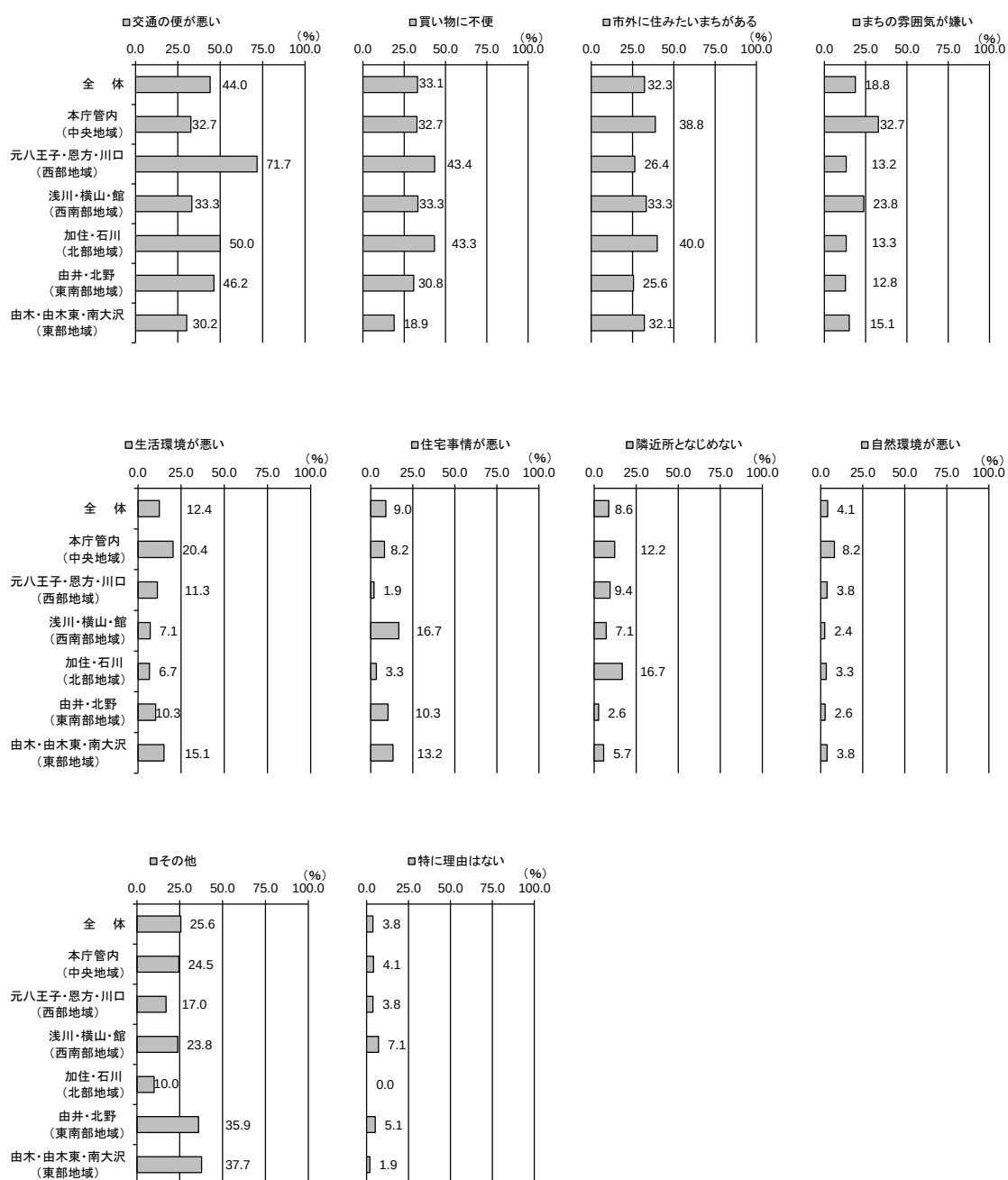
【図表 1-3-16】住みたい理由（居住地域別）（3つまで複数回答可）



「市外へ移りたい」と回答した理由を回答者の居住地域別に比較すると、「交通の便が悪い」が西部地域、西南部地域、北部地域及び東南部地域で最も多く（同率を含む）、西部地域及び北部地域は50%以上と、特に高くなっている（図表 1-3-17）。

このように、地域ごとに特性が多様で、市域が広い本市においては、交通政策をはじめとして、各地域の特性に応じた対策を講じる必要がある。

【図表 1-3-17】市外へ移りたい理由（居住地域別）（3つまで複数回答可）



4. 八王子市の人口の将来展望

(1) 人口の将来推計

改定について

平成 30 年（2018 年）改定にあたっては、平成 22 年国勢調査結果を基に推計していた人口の将来推計を、平成 27 年国勢調査結果を基に、住民基本台帳の動向等を踏まえて再推計した。再推計の詳細については、41 頁以降「(2) 人口の将来推計（再推計）」に掲載している。

令和 2 年（2020 年）改定にあたっては、人口の将来推計の基となる国勢調査が令和 2 年（2020 年）に実施されるため、人口の将来推計の再推計は行わない。

① 推計期間

令和 42 年（2060 年）までの 5 年ごと

② 推計方法

将来人口の推計は、コーホート要因法による推計を行った。

コーホートとは、「同年（または同期間）に出生した集団」のことを言い、コーホート要因法とは、「その集団ごとの時間変化（出生、死亡、移動）を軸に人口の変化をとらえる方法」である。将来の開発動向など人口に大きな変化を及ぼす要因の発生が予想される場合はコーホート要因法による推計が望ましいとされ、社人研の人口推計等、広く活用されている。

なお、推計は平成 22 年国勢調査による人口を基準人口とし、平成 24 年（2012 年）から住民基本台帳人口は減少に転じている状況を加味して行った。

③ 推計にあたっての基本条件

項 目	項目の意味	基 本 条 件
基準人口		平成 22 年国勢調査による人口
生残率	ある年齢 X 歳の人口が 5 年後に X+5 歳になるまでに死亡しない確率をいう。	社人研の「日本の市区町村別将来推計人口」で用いられている本市の数値（厚生労働省市区町村別生命表、都道府県別生命表から算定）を仮定値として設定（推計期間中は、一定と仮定）
純移動率	本市からの転入・転出の状況をいう。	住民基本台帳（平成 22 年（2010 年）～平成 27 年（2015 年））をもとに算定した本市の性別・年齢別の移動率を社人研の「日本の市区町村別将来推計人口」で用いられている仮定（平成 27 年（2015 年）～令和 2 年（2020 年）にかけて 0.5 倍まで定率で

純移動率 (続き)		縮小させ令和 2 年（2020 年）以降の期間については縮小させた値を一定とする）により設定。 近年、本市では、転入、転出ともに減少傾向にあり、社人研の「第 7 回人口移動調査」で、移動傾向の鈍化が予想されていることから、当該仮定による推計とした。
出生率	一人の女性が一生に産む子どもの平均数をいう。出生者数の算定に使用する。	東京都福祉保健局の「平成 26 年人口動態統計」における本市の数値（1.19）を仮定値として設定（推計期間中は、一定と仮定）
出生男女比	出生の際の男女の比率をいう。	推計した 0-4 歳人口を男女の別に振り分けるために、社人研の「日本の市区町村別将来推計人口」で用いられている本市の値を仮定値として設定（推計期間中は、一定と仮定）

人口動態やアンケート調査の分析を踏まえ、本市における人口の将来展望として 4 つのパターンでシミュレーションした。シミュレーションの条件は、将来にわたり大きな変化が起こりにくい項目である、生残率、出生男女比については、先述の基本条件を適用し、出生率、純移動率について、図表 1-4-1 のとおり 4 パターンで推計した。

【図表 1-4-1】将来展望の 4 つのパターン

シミュレーション 1	出生率、移動率ともに変動なし	出生率	基本条件のまま変動なし
		純移動率	基本条件のまま変動なし
シミュレーション 2	出生率が国民希望出生率 ³ （1.8）まで上昇	出生率	1.19 から令和 22 年（2040 年）までに一定割合で 1.8 へと上昇し、以降一定
		純移動率	基本条件のまま変動なし
シミュレーション 3	出生率が人口置換水準（2.07）まで上昇	出生率	1.19 から令和 22 年（2040 年）までに一定割合で 2.07 へと上昇し、以降一定
		純移動率	基本条件のまま変動なし
シミュレーション 4	出生率が国民希望出生率（1.8）まで上昇し、かつ、純移動がマイナスである若い世代の転出を抑制	出生率	1.19 から令和 22 年（2040 年）までに一定割合で 1.8 へと上昇し、以降一定
		純移動率	【25～39 歳の男性】 令和 2 年（2020 年）までに実績値の 1/4 まで改善し、以降一定 【25～34 歳の女性】 令和 2 年（2020 年）までに実績値の 1/4 まで改善し、以降一定

※再推計は、シミュレーション 1 及び 4 について行っている（41 頁参照）。

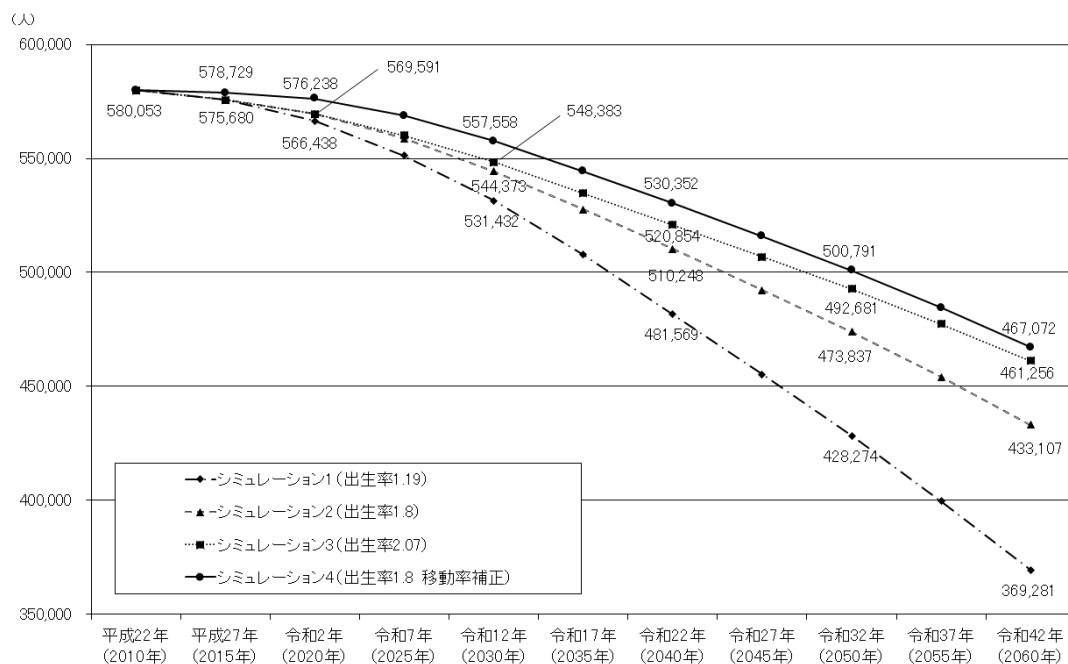
³ 国民の結婚と出産の希望がかなった場合に実現するとされている出生率

総人口の長期的な見通し（図表 1-4-2）では、いずれのシミュレーションも、減少局面に入ることが見込まれる。

中でも、シミュレーション 1 が最も落ち込みが大きく、次いでシミュレーション 2、シミュレーション 3 と続き、シミュレーション 4 が最も落ち込みが浅い。

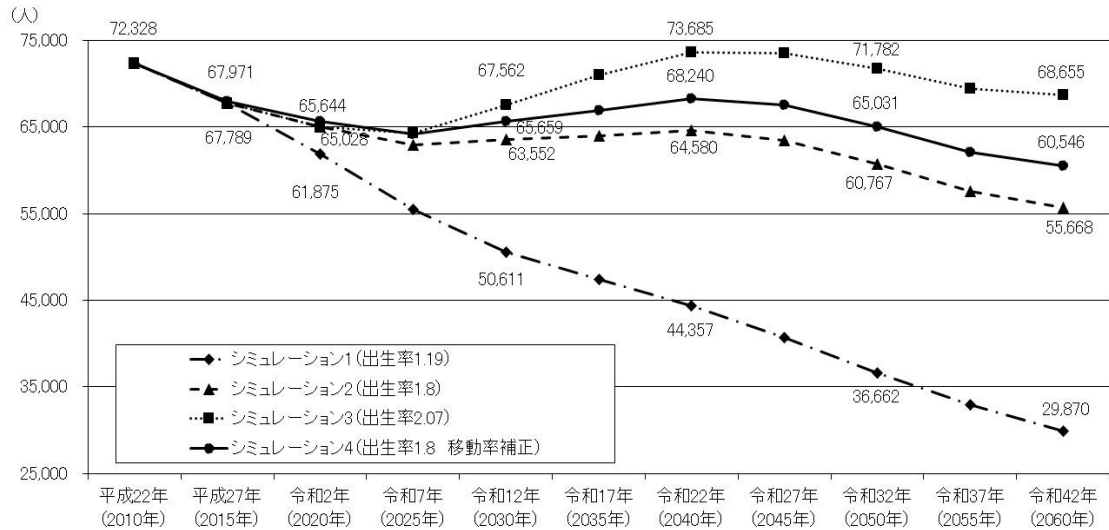
シミュレーション 1（出生率が令和 42 年（2060 年）で 1.19）とシミュレーション 2（出生率が令和 42 年（2060 年）で 1.8）とで大きな乖離が生じていることから、出生率の上昇が人口減少抑制に大きな効果があることは言うまでもない。一方で、シミュレーション 3（出生率が令和 42 年（2060 年）で 2.07）とシミュレーション 4（出生率が令和 42 年（2060 年）で 1.8、若年層の純移動率を抑制）を比較すると、本市の特徴である若年層の社会減を抑制することが大きな効果をもたらすことを示している。

【図表 1-4-2】総人口の長期的な見通し



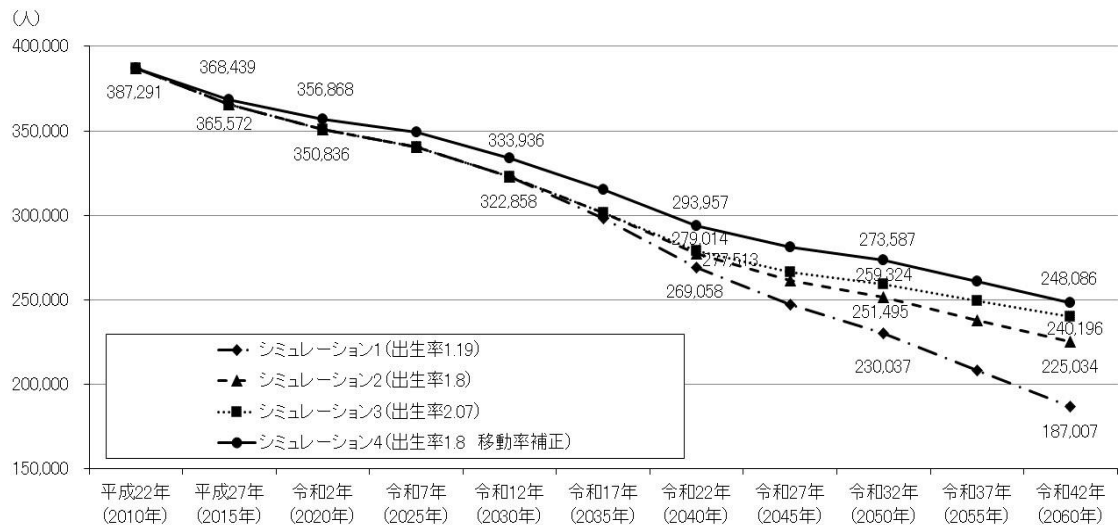
年少人口の長期的な見通し（図表 1-4-3）では、シミュレーション 1 の年少人口は減少の一途をたどり、令和 42 年（2060 年）には平成 22 年（2010 年）と比較して半減することが見込まれる。シミュレーション 2 はほぼ横ばいで推移し、令和 22 年（2040 年）以降減少していく。シミュレーション 3 は、人口置換水準の出生率を達成する令和 22 年（2040 年）まで年少人口が急増し、その後緩やかに減少する。シミュレーション 4 は、シミュレーション 2 と比較すると、若年層の社会減を抑制した効果が表れ、令和 22 年（2040 年）まで微増し、その後緩やかに減少するものの、令和 42 年（2060 年）には平成 22 年（2010 年）比で 83.7% の水準が保たれる。

【図表 1-4-3】年少人口（0～14 歳）の長期的な見通し



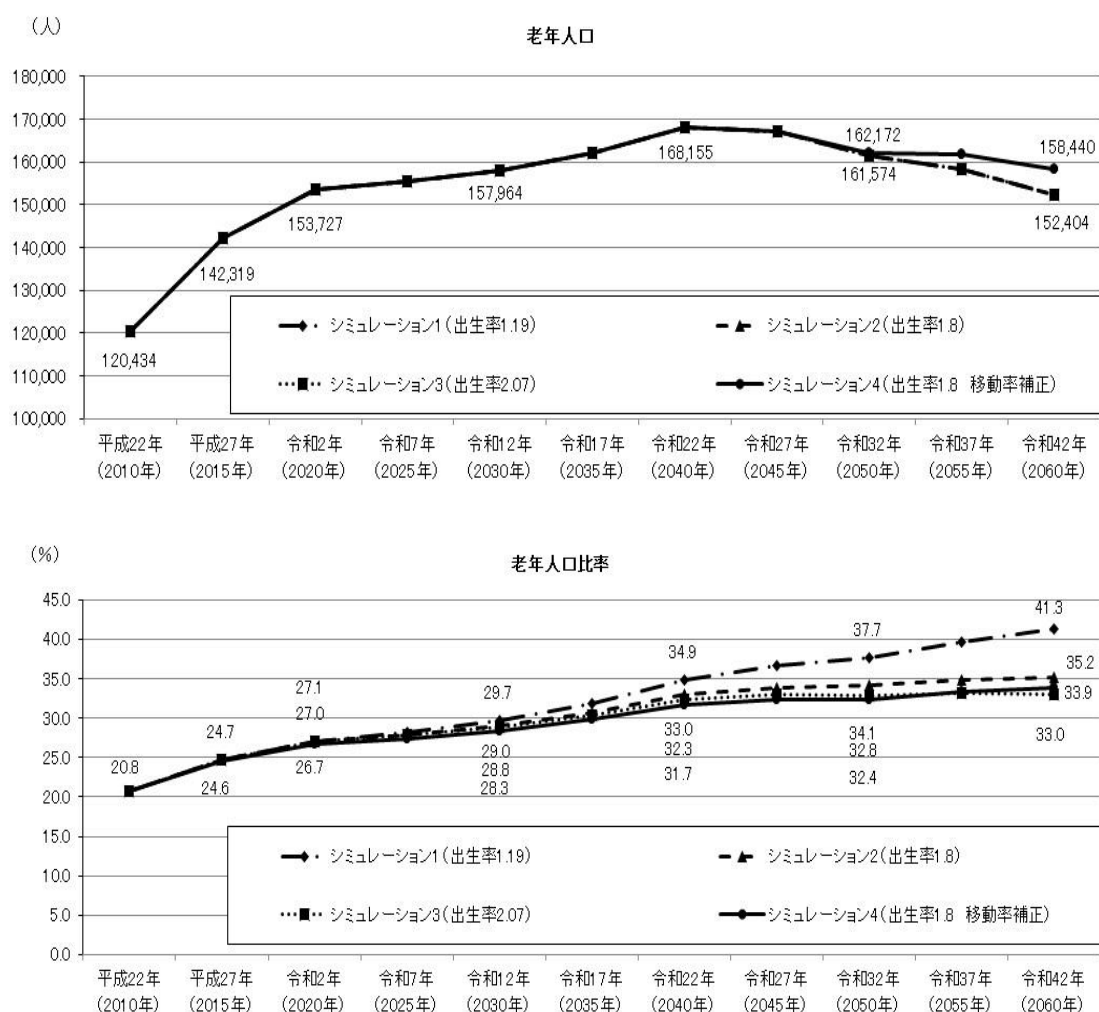
生産年齢人口の長期的な見通し（図表 1-4-4）では、いずれのシミュレーションも減少し続ける。シミュレーション 1 では、令和 42 年（2060 年）には平成 22 年（2010 年）と比較して半減することが見込まれる一方、シミュレーション 2、3、4 は、シミュレーション 1 よりも減少が緩やかに進む。特に、シミュレーション 4 では若年層の社会減を抑制したことにより、令和 42 年（2060 年）の生産年齢人口が、人口置換水準の出生率を達成したシミュレーション 3 とほぼ同水準となり、平成 22 年（2010 年）比で 64.1% の水準が保たれる。

【図表 1-4-4】生産年齢人口（15～64 歳）の長期的な見通し



老年人口の長期的な見通し（図表 1-4-5）では、いずれのパターンも令和 27 年（2045 年）まで同水準で上昇し続け、その後減少局面に入っており、実数では大きな違いは見られない。そこで、高齢化の状況について分析するため老年人口の比率を見てみると、令和 42 年（2060 年）には、シミュレーション 1 は 41.3% となり最も高い。一方、シミュレーション 2 は 35.2%、シミュレーション 3 及び 4 は、約 33% となり、高齢化に一定の歯止めが掛かっていると言える。

【図表 1-4-5】老年人口（65 歳以上）の長期的な見通し



(2) 人口の将来推計（再推計）

平成 27 年国勢調査の結果が公表されたことを踏まえ、推計にあたっての基本条件（36 頁参照）について、最新データを反映し、人口の将来推計の再推計を行った。

なお、再推計にあたっては、出生率、移動率ともに基本条件から変動しない「シミュレーション 1」と本市が目指す将来展望である「シミュレーション 4」の 2 パターンとする（図表 1-4-6、1-4-7）。

① 再推計にあたっての基本条件

	現在の人口推計	再推計
推計対象期間 (※1)	平成 22 年 (2010 年) ～令和 42 年 (2060 年) (50 年間)	平成 27 年 (2015 年) ～令和 42 年 (2060 年) (45 年間)
基準人口	平成 22 年国勢調査人口	平成 27 年国勢調査人口
純移動率	住民基本台帳（平成 22 年 (2010 年) 1 月 1 日～平成 27 年 (2015 年) 1 月 1 日）をもとに算定した性別・年代別の移動率を、令和 2 年 (2020 年) までに 0.5 倍まで縮小し、以降一定とする。	住民基本台帳（平成 24 年 (2012 年) 1 月 1 日～平成 29 年 (2017 年) 1 月 1 日）をもとに算定した性別・年代別の移動率を、令和 2 年 (2020 年) までに 0.5 倍まで縮小し、以降一定とする。
出生率	東京都「平成 26 年人口動態統計」における本市数値 (1.19)	東京都「平成 27 年人口動態統計」における本市数値 (1.26)

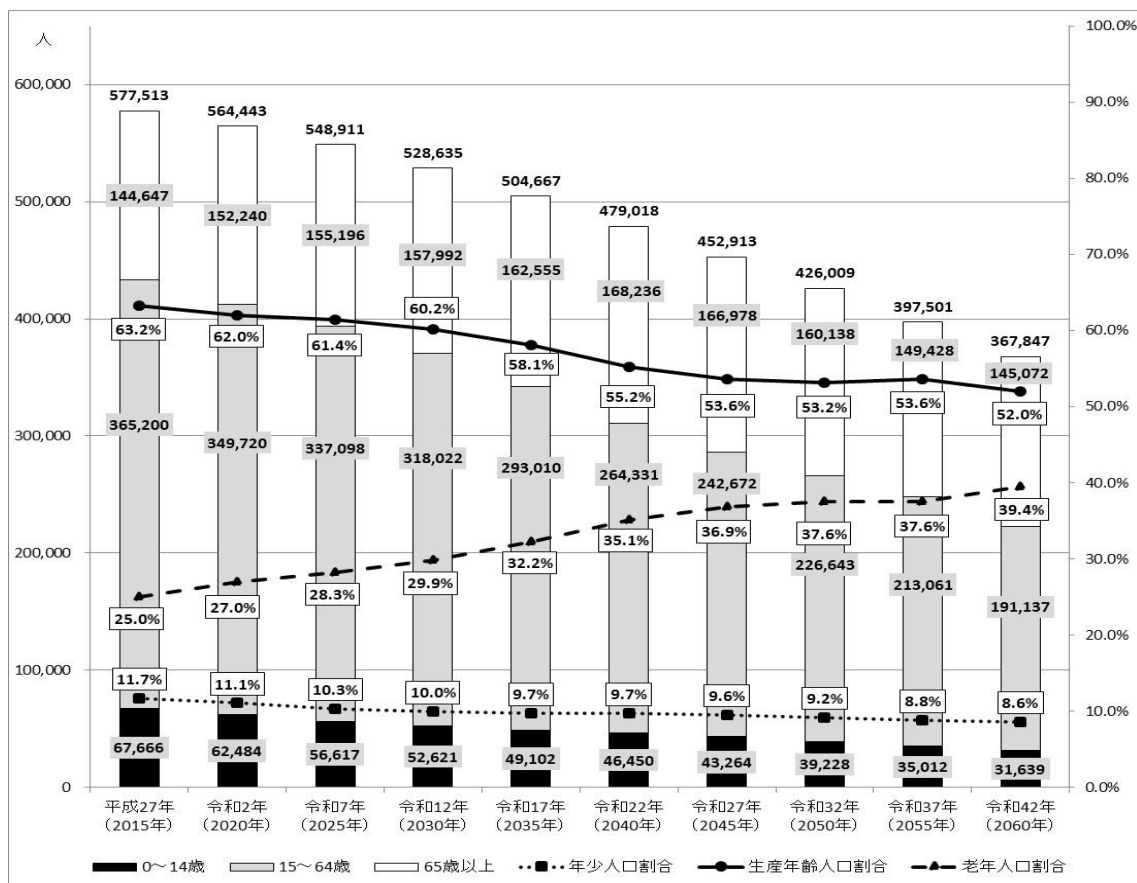
(※1) 社人研が公開する子ども女性比率（出生数の計算で使用）のデータが、令和 43 年（2061 年）以降は存在しない。そのため令和 43 年（2061 年）以降の人口推計が出来ない。

② 再推計を行う人口推計パターン

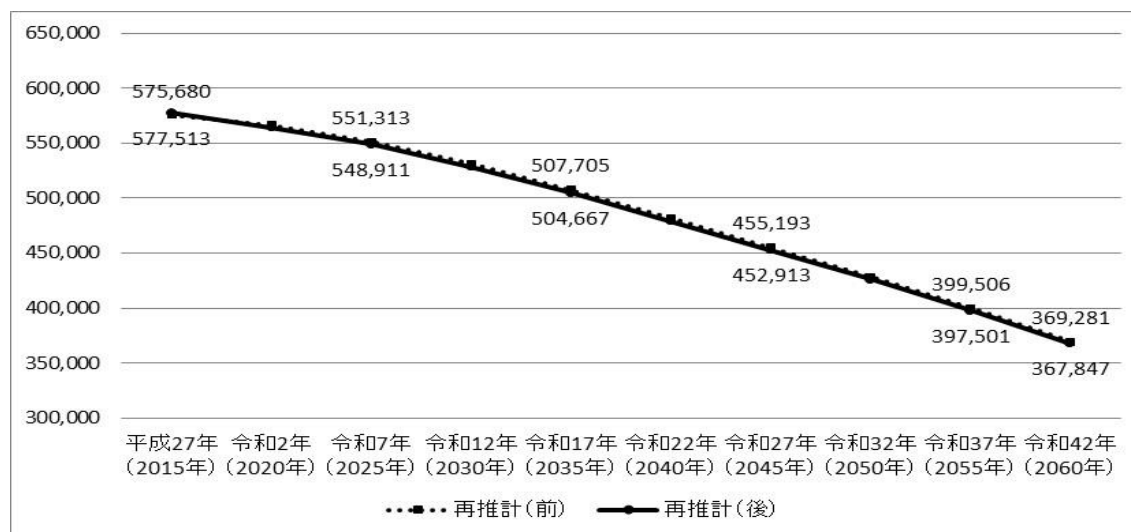
シミュレーション 1	出生率、移動率ともに基本条件から変動なし	出生率	基本条件のまま変動なし
		純移動率	基本条件のまま変動なし
シミュレーション 4 (本市が目指す将来展望)	出生率が国民希望出生率 (1.8) まで上昇し、かつ、若い世代の転出を抑制	出生率	1.26 から令和 22 年 (2040 年) までに一定割合で 1.8 へと上昇し、以降一定
		純移動率	【25～39 歳の男性】 令和 2 年 (2020 年) までに実績値の 1/4 まで改善し、以降一定 【25～34 歳の女性】 令和 2 年 (2020 年) までに実績値の 1/4 まで改善し、以降一定

③ 再推計結果

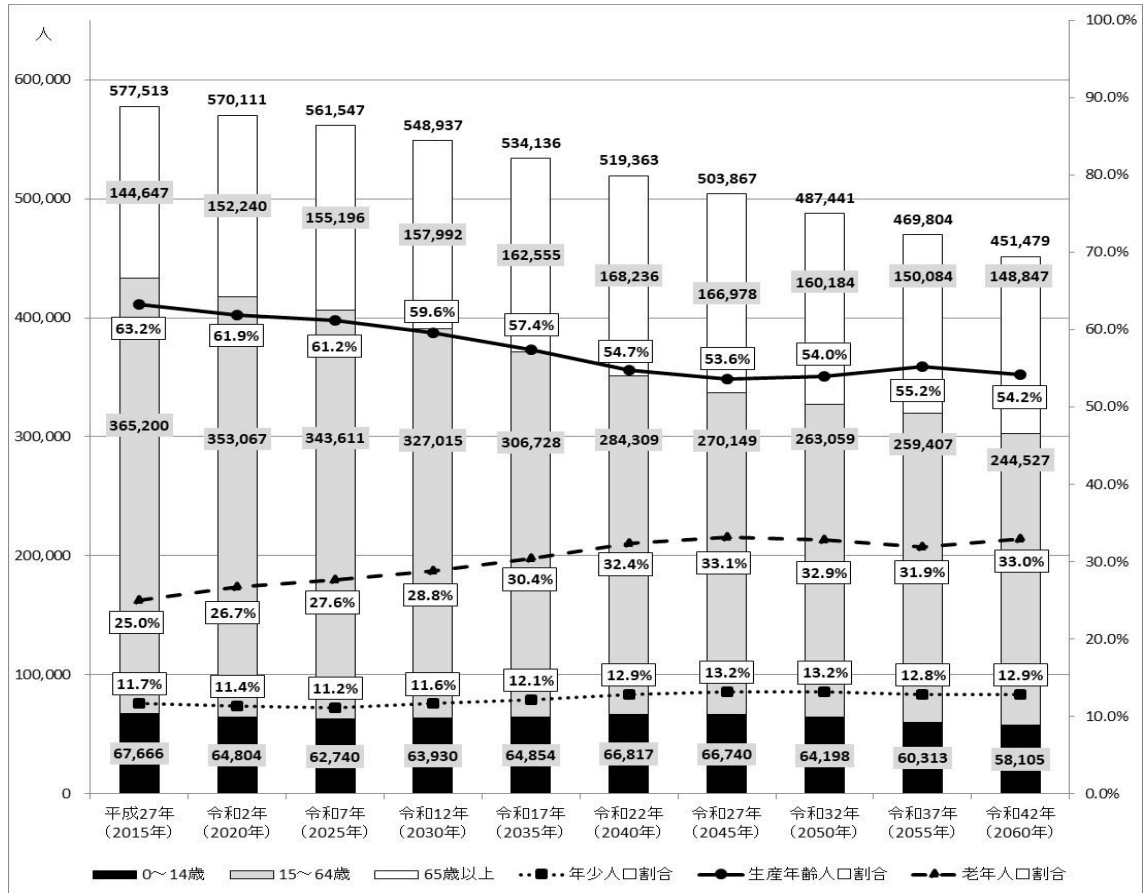
【図表 1-4-6】シミュレーション 1



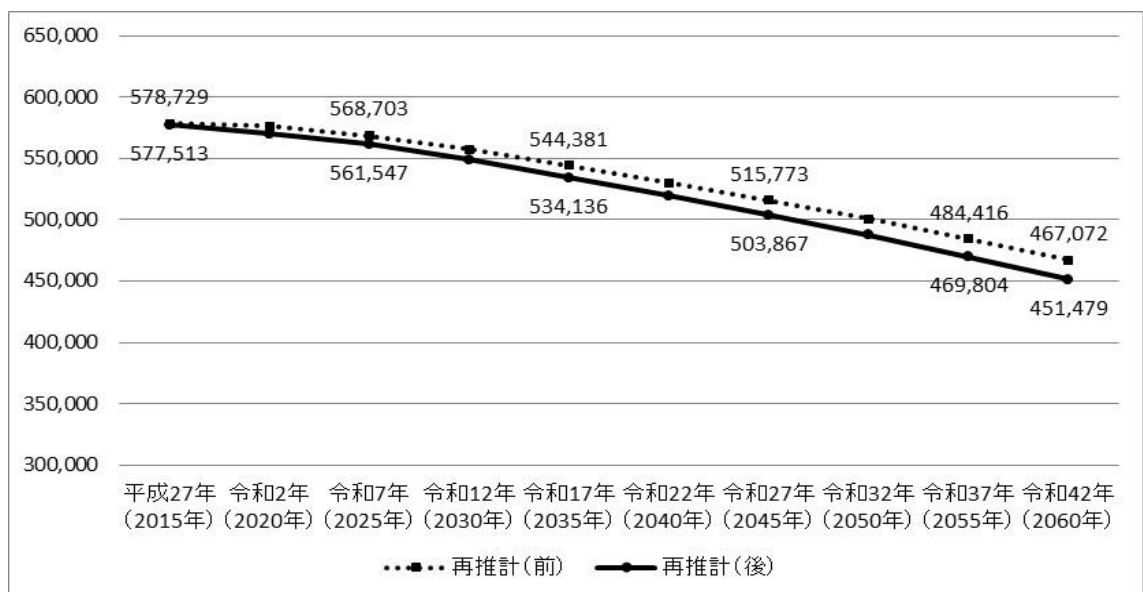
◎シミュレーション 1 の再推計前後の比較



【図表 1-4-7】 シミュレーション4（本市が目指す将来展望）



◎シミュレーション4の再推計前後の比較



④ 人口推計の再推計の差異

シミュレーション1、シミュレーション4ともに、最新データを反映することで将来人口に微減が見られたものの、全体的な傾向に大きな変化は見られていない。合計特殊出生率が上昇しているにもかかわらず将来人口が微減したのは、最新の住民基本台帳の動向を踏まえたところ、70歳以上の年代を除き、若年層を中心に幅広い年代で純移動率の値が低下しているためである（図表1-4-8）。

【図表1-4-8】再推計前後の純移動率

	再推計前 (H22.1.1～H27.1.1) 純移動率		⇒	再推計後 (H24.1.1～H29.1.1) 純移動率	
	男性	女性		男性	女性
0～4歳→5～9歳	0.041	0.037		0.041	0.032
5～9歳→10～14歳	0.026	0.017		0.016	0.018
10～14歳→15～19歳	0.131	0.102		0.112	0.097
15～19歳→20～24歳	0.264	0.167		0.238	0.143
20～24歳→25～29歳	▲ 0.262	▲ 0.215		▲ 0.277	▲ 0.227
25～29歳→30～34歳	▲ 0.102	▲ 0.070		▲ 0.097	▲ 0.075
30～34歳→35～39歳	▲ 0.004	0.008		▲ 0.013	▲ 0.001
35～39歳→40～44歳	0.013	0.020		0.000	0.007
40～44歳→45～49歳	0.009	0.023		0.010	0.013
45～49歳→50～54歳	0.012	0.019	⇒	0.010	0.013
50～54歳→55～59歳	0.011	0.009		0.012	0.005
55～59歳→60～64歳	0.017	0.007		0.014	0.004
60～64歳→65～69歳	0.011	0.009		0.009	0.007
65～69歳→70～74歳	0.013	0.014		0.012	0.008
70～74歳→75～79歳	0.011	0.014		0.024	0.016
75～79歳→80～84歳	0.006	0.013		0.016	0.016
80～84歳→85～89歳	▲ 0.007	0.015		0.008	0.018
85歳以上→90歳以上	0.023	▲ 0.001		0.031	0.018

若年層を中心とした純移動率の低下については、学部を市外へ移転する大学もあり、学生数が近年減少傾向にあることが一因と考えられる。しかしながら、依然として市内に立地する21の大学等には9万5千人以上の学生が通っており、各大学等への留学生の人数については増加傾向にある。よって、後述する総合戦略の内容を踏まえ、若年層の流出を抑制するため、引き続き大学等の連携をより積極的に進めるとともに、本市の学園都市としての魅力を高める取組をより一層推進していく必要がある。

(3) 目指すべき将来の方向

人口動態の推移、産業構造・就業環境についての分析、学生や若年層に対するアンケート、市政世論調査から、本市の置かれている現状について分析をした。また、本市の人口の将来推計について、複数のパターンでシミュレーションし、本市が目指すべき将来の方向を検討してきた。これらを踏まえ、本市が持続可能な都市として、将来にわたり活力を維持していくための将来展望を示し、シミュレーション4を本市が目指す将来展望とする（図表 1-4-9）。次章の総合戦略では、将来にわたり本市の活力を維持していくため、4つの政策軸を掲げ、目標達成に向けた政策パッケージを示していく。

① 令和 42 年（2060 年）に本市人口の 8 割を維持

自然動態及び社会動態の動向が、対応策を講ずることなく現状値のまま推移したと仮定（シミュレーション1）すると、令和 42 年（2060 年）における本市の人口は、369,281 人にまで落ち込むと推計される。しかし、自然動態及び社会動態の目標を達成（シミュレーション4）することができれば、令和 42 年（2060 年）の本市の人口は、平成 22 年（2010 年）の人口 580,053 人に対し、約 8 割にあたる 467,072 人を維持することができる。国は、長期ビジョンの中で、令和 42 年（2060 年）に 1 億人の人口を確保することを目標に掲げているが、これは現状の人口の約 8 割である。本市においても、令和 42 年（2060 年）に現状の 8 割の人口維持を目標とする。

② 人口構造の安定化

本市の活力を維持するためには、総人口を意識するだけでなく、人口構造に安定化をもたらすことが重要となる。シミュレーション1の場合、総人口が 36%減少するだけでなく、年少人口比率は 8.1%、生産年齢人口比率も 50.6%にまで落ち込み、老年人口比率は 41.3%と生産年齢人口に肉薄してくる。一方、シミュレーション4の場合では、総人口を 20%減少に抑えるだけでなく、年少人口比率を 13%程度、生産年齢人口比率も 53%程度を維持したうえ、老年人口比率の上昇を抑え、34%程度で安定化させることができる。

③ 令和 22 年（2040 年）に出生率 1.8（国民希望水準）を目指す

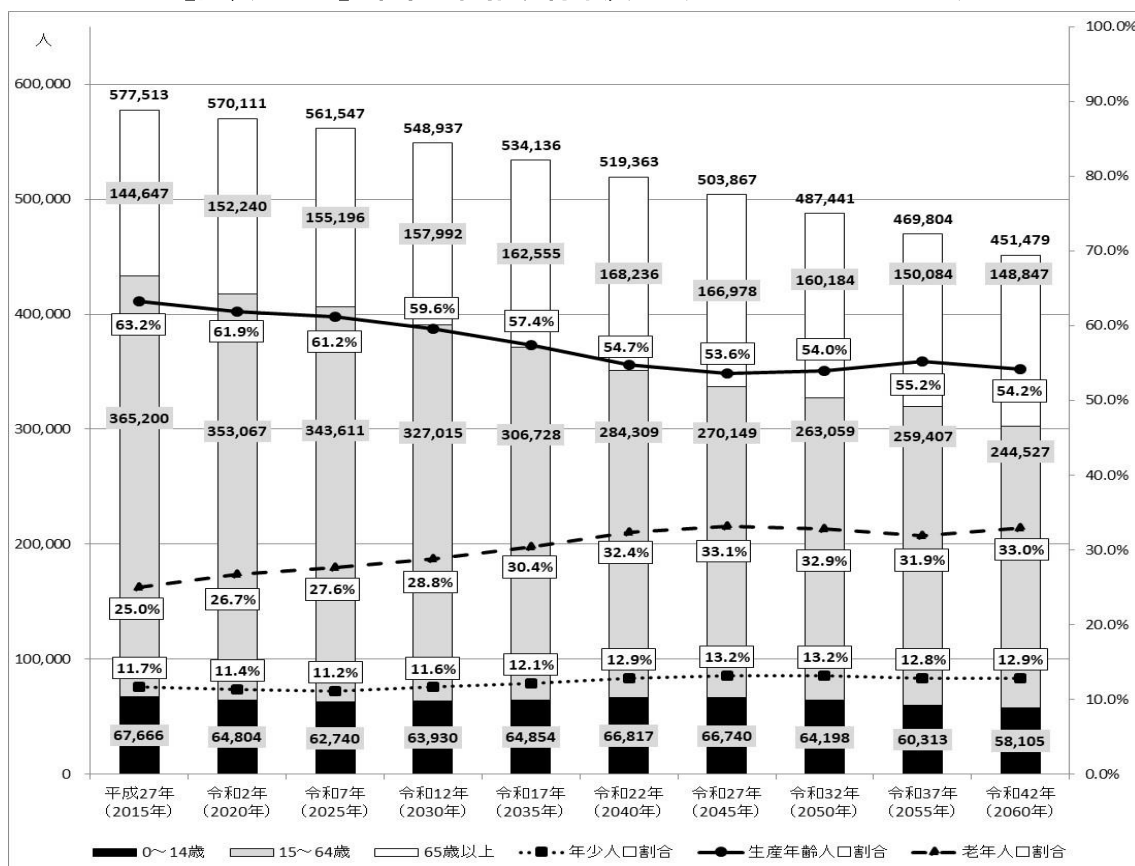
総人口を現状の 8 割、そして人口構造の安定化を図るためには、年少人口を一定数維持していくことが重要であることから、本市は令和 42 年（2060 年）における年少人口についても、現状値の 8 割を維持することを目標とする。年少人口を一定数確保するためには、図表 1-4-3 で示したとおり、出生率が大きく影響する。仮に現状の本市の出生率 1.19 で推移した場合、令和 42 年（2060 年）には 6 割減となる。そのため出生率の目標値を定め、これを達成するための政策が必要となる。国は長期ビジョンの中で、令和 2 年（2020 年）に出生率 1.6 程度、令和 12 年（2030 年）に 1.8 程度、そして令和 22 年（2040 年）には人

口置換水準である 2.07 を達成し、令和 42 年（2060 年）に 1 億人程度の人口を確保するとしている。この国の推計を追従するという考え方もあるが、現時点での国の出生率 1.42 に対し、本市の出生率は 1.19 であることから、現実的な推計とは言い難い。そこで本市においては、国民希望出生率 1.8 を目指すこととする。この目標値を達成することができれば、令和 42 年（2060 年）における年少人口は、現状の 8 割を確保することが可能となる。

④ 若年層の流出を 4 分の 1 に抑制

将来の人口推計に影響を与えるもう 1 つの要素は、社会動態である。本市の社会動態に目を転ずると、学園都市の特徴として 15 歳から 19 歳までの層の転入超過である一方、男性で 20 歳から 39 歳まで、女性では 20 歳から 34 歳までの層の転出超過が起こっている（13 頁 図表 1-2-12 参照）。大学卒業後に就職先の都合等により、若年層が流出する傾向が強く表れている。この転出幅を現状の 25%程度に抑えることを第 4 の目標に掲げる。これは、単に人口を維持するというだけではなく、地元中小企業にとっても人材確保の観点で非常に重要であり、本市の活力を将来にわたり維持していくためには取り組むべき課題である。

【図表 1-4-9】本市が目指す将来展望（シミュレーション 4）



第2章 総合戦略

1. 総合戦略策定の趣旨

我が国における急速な少子高齢化の進展に対応するため、国は、「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への過度な人口集中を是正し、将来にわたり活力ある日本社会を維持していくとしている。

そのために、「国民一人ひとりが夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成」、「地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業機会の創出を一体的に推進すること」とし、その具体的な道筋を示すために、国は、平成 26 年（2014 年）12 月 27 日に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。

地方創生については、国と地方が一体となり、中長期的な視点で取り組む必要があることから、地方公共団体は、国の長期ビジョン及び総合戦略を勘案し、各地域の人口ビジョン及び総合戦略を策定することとされている。その目指すものは、我が国が将来にわたり活力を維持し続けることであり、その方向性は各地域においても一にするものである。

一方、国の総合戦略では、明確に人口の東京一極集中の是正を掲げており、東京都内の自治体である本市としては単純に地方と同様の考え方で総合戦略を策定することはできない。第 1 章の人口ビジョンでは、本市の人口動態や産業構造等を分析し、本市としての将来展望を掲げている。その中で、本市においても長期傾向を見ると、既に自然動態については減少しているうえ、社会動態についても近いうちに減少し、人口減少は避けられないことを示した。国の総合戦略にあるように、東京と地方という単純な図式では語り尽くすことはできず、本市の場合、東京郊外に位置することから、いわば「地方」としての要素を持っているといえる。そのため、「八王子市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）」は、本市としての立ち位置を明確にし、来るべき人口減少社会に向けて、本市の特性を活かした“処方箋”を示すものである。

2. 総合戦略の基本的な考え方

(1) 総合戦略のコンセプト

① 八王子市基本構想・基本計画（八王子ビジョン 2022）との関係

本市は、平成 25 年（2013 年）3 月、令和 4 年度（2022 年度）までの 10 年間を計画期間とした「八王子ビジョン 2022」を策定し、「人とひと、人と自然が響き合い、みんなで幸せを紡ぐまち八王子」を基本理念として、6 つの都市像実現のための施策を展開しており、向こう 3 か年に実施する主要事業を示すアクションプランを毎年度策定し、計画の推進を図っている。八王子ビジョン 2022 は、策定時点での人口推計や財政見通しを踏まえ、今般、問題となっている人口減少社会をにらみ、持続可能な行財政運営を行っていくことを想定した計画となっている。そのため、総合戦略は、この八王子ビジョン 2022 での施策展開を前提とし、その中でとりわけ人口減少問題と向き合うために必要な施策をパッケージ化することとした。

② 総合戦略の改定について

八王子ビジョン 2022 においては、社会情勢の変化や法令の制度・改正等により顕在化した課題を整理し、施策の展開に反映するため、平成 30 年（2018 年）3 月に計画の改定を行った。その中で、各施策の達成度をはかる評価指標についても、目標値に対する実績値を踏まえ、施策の進捗状況がより明確になるよう、見直しや追加を行っている。よって、総合戦略においても、平成 30 年（2018 年）10 月、八王子ビジョン 2022 の改定を踏まえて、数値目標、KPI（重要業績評価指標）及び事業例等の修正を行うとともに、政策パッケージにおける基本的方向の見直し並びに新たな取組の追加等の見直しを行った。

また、総合戦略は、平成 31 年度（2019 年度）までの 5 年間を計画期間としていたが、令和 2 年（2020 年）改定にあたっては、先に示した八王子ビジョン 2022 との関係を踏まえ、計画の継続性を確保するとともに、人口減少問題と向き合うために必要な施策の一層の推進を図るため、計画期間を延長することとした。

各改定にあたって、第 1 章「人口ビジョン」で示した本市が目指すべき将来の方向は堅持するが、引き続き人口減少問題と向き合うためにこれまで取り組んだ各施策の取組状況を踏まえて、その実績・効果等についてマネジメントサイクルにより評価・分析するとともに、目標達成のため各政策軸にパッケージ化した施策の積極的な展開を推進する。

③ 総合戦略のコンセプト

本市が総合戦略を策定するにあたり、意識しなければならないことは、「東京圏の自治体」であることである。国は、「①東京一極集中を是正する。」、「②若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する。」、「③地域の特性に即して地域課題を解決する。」の 3 つの基本的

視点を掲げ、政策パッケージを示している。しかし、第1章「人口ビジョン」で示したとおり、本市の現状は、これまで自然減を社会増が補う形で、総人口は微増してきた経緯があるが、それも平成24年度（2012年度）からは、社会動態が限りなくプラスマイナス・ゼロに近くなり、総人口は減少段階に入っている。地方ほど急激な減少ではないものの、仮に何の対応策も講じず、出生率や純移動率が現状のままであれば、本市も例外ではなく令和42年（2060年）には総人口が約36%減少するという推計が出ており、八王子ビジョン2022に掲げた施策の確実な実行はもとより、とりわけ総合戦略の計画期間中に重点的に取り組むべき政策パッケージを示す必要がある。

しかし、一方で地方と比較したとき、東京圏に位置する本市は、条件的に恵まれている点は否めない。もとより地方創生の取組は、我が国が将来にわたり活力を維持するために取り組むものであり、各地域が都市間競争という形で人口を奪い合う、いわゆるゼロサムであってはならない。そういった観点から、本市は積極的な定住増を図るというのではなく、持続的な行財政運営を可能とするために必要な活力を維持することを念頭に置いた政策パッケージを示す。

そこで、本市の総合戦略には2つの基本方針のもとに、4つの政策軸を掲げ、八王子ビジョン2022のもとで展開する施策をパッケージ化し、示していく（図表2-2-1）。

まず、2つの基本方針であるが、第1に「まち・ひと・しごとの好循環」とした。これは、国の基本的な考え方を踏襲したものであるが、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を創るという好循環を生み出すこと、それを支えるための「まちづくり」を進めることとする。

第2に「交流人口の増加」とした。先述のとおり、本市は東京圏の自治体であり、国が東京一極集中を是正している中で、その流れを逆流させるのは地方創生の趣旨とは合致しなくなる。そのため、本市は人口の移動をポジティブに捉え、人はライフステージの様々な局面で、そのライフスタイルに合った環境を選択し、居住するという考えに基づき、交流人口を増加させることによって、本市に魅力を感じ、人生の中で本市に居住するという選択肢も考えてもらえるよう施策を展開する。

これら2つの基本方針に基づき、以下の4つの政策軸を掲げ、施策を展開する。

政策軸①「ひとづくり」は、地域に活力をもたらす市民力の源泉である市民活動の支援、そして本市の将来を担う子どもたちがいきいきと成長し、就労・結婚・出産・子育ての希望がかなうまちの実現に資する施策などをパッケージ化する。

政策軸②「しごとづくり」は、まさしく雇用の場を創出するという視点に立ち、地域産業の支援、企業立地の促進、新規創業の支援に取り組むとともに、学園都市としての本市の特性を踏まえ、学生の地元企業への就労支援策などをパッケージ化する。

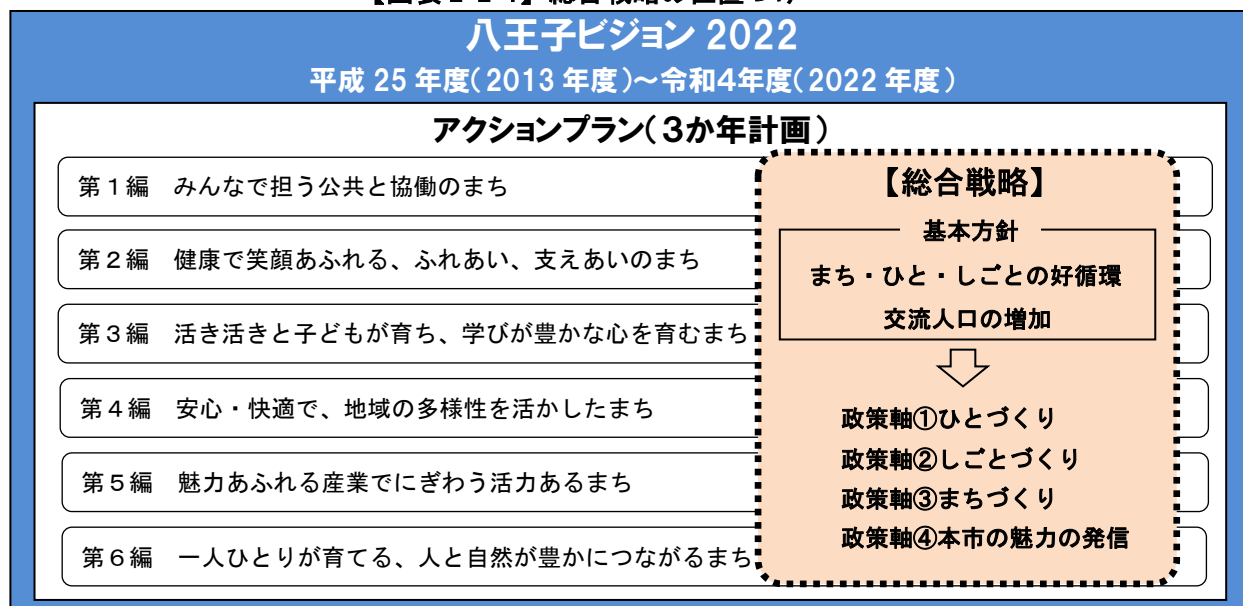
政策軸③「まちづくり」は、地域に賑わいを創出するという視点に立ち、本市の「顔」である中心市街地の活性化に取り組むとともに、人口減少社会を想定した空き家対策や沿道集落の活性化などをパッケージ化する。

政策軸④「本市の魅力の発信」は、基本方針のひとつである「交流人口の増加」に直結するものである。

これら2つの方針及び4つの政策軸に基づく政策パッケージを実行することにより、第1章に掲げた本市の目指すべき将来の方向を実現する。

なお、令和2年（2020年）3月の総合戦略改定にあたっては、これらの2つの方針及び4つの政策軸は継続するが、各政策軸に共通する、社会変化に応じた次の3つの新しい考え方を柔軟に取り入れ、施策を推進していく。①真に継続・発展していくため、地域に関わる一人ひとりが地域の担い手として積極的に参画し、地域資源を活用しながら、多様な人材が活躍できる環境づくりを積極的に進める。②Society5.0の実現に向けた技術は、総合戦略のあらゆる分野において、市民生活の利便性と満足度を高めるために有効で、地域の魅力を向上させることができることから、活用を推進する。③持続可能なまちづくりや地域活性化にむけて施策を推進するには、SDGs（持続可能な開発目標）の理念に沿って進めることにより、政策全体の最適化、地域課題解決の加速化という相乗効果が期待できることから、SDGsを原動力として総合戦略の推進を図る。

【図表 2-2-1】総合戦略の位置づけ



(2) 重点ターゲット

先述のとおり総合戦略は、2つの基本方針と4つの政策軸からなる政策パッケージを実行していくこととなるが、その中でも優先度を考え、施策を展開していく必要がある。そのため、総合戦略の計画期間中、特に重点を置くターゲット層を明確にする。本市は、平成 27 年（2015 年）6 月にシティプロモーション基本方針を策定した。シティプロモーション基本方針では、本市の魅力を市内外に効果的に発信するとともに、新たな魅力を創造・

発見していく取組を「シティプロモーション」と定義し、その取組を推進するための具体的な考え方を示している。その中で、ターゲットを「市内外の若年層と大学生」としたうえで、若年層や大学生はもとより、子どもから高齢者まで多世代が交流する活力あるまちを目指していくこととしている。

第1章「人口ビジョン」でシミュレーションしたとおり、本市の将来展望としては、出生率そのものの上昇を図りつつ、若年層（20～30代）の社会減を抑制することにより、現状の人口の約8割を維持することとしている。そのため、シティプロモーション基本方針との連動を図り、総合戦略の計画期間中の重点ターゲットを「若年層と大学生」とする。

(3) 計画期間

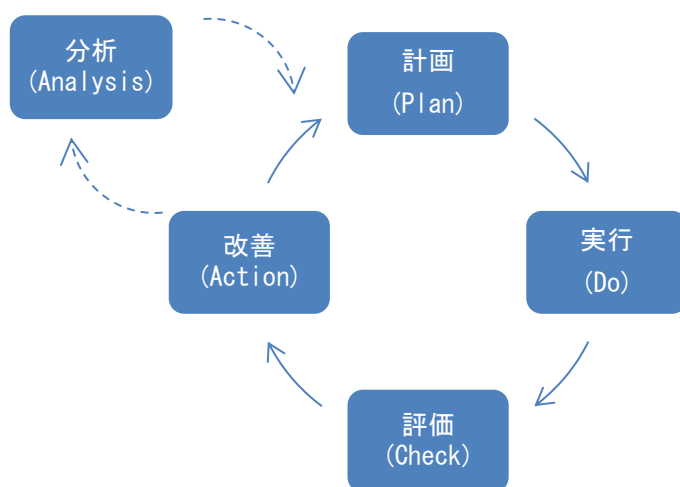
総合戦略の計画期間は、平成27年度（2015年度）から令和4年度（2022年度）までの8年間とする。

(4) マネジメントサイクル

① PDCAサイクルによるマネジメント

総合戦略では、政策軸ごとに政策パッケージを示し、それぞれ重要業績評価指標（Key Performance Indicator：KPI）を設定し、これをもとに毎年検証し、改善する、いわゆるPDCAサイクルを確立し、進行管理を行っていく。本市では、国が整備した地域経済分析システム（RESAS）等を活用し、地域の特性を把握した上で、政策パッケージを展開するため、必要に応じてPDCAサイクルに「分析（Analysis）」フェーズを加える（図表2-2-2）。これにより、客観的なデータに基づいた政策のローリングを可能とする。

【図表2-2-2】PDCA マネジメントサイクル



② 八王子市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進懇談会の設置

本市は、総合戦略の策定にあたり、平成 27 年（2015 年）6 月に産業界、八王子市、大学、金融機関、労働者、メディア（産官学金労言）に公募市民を加えた、「八王子市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進懇談会（以下「懇談会」という。）」を設置した。懇談会は、総合戦略策定にあたり広く意見を募るために実施している。総合戦略策定後は、先述の PDCA サイクルを運用していくにあたり、懇談会の場で議論を行う。

3. 政策パッケージ

【政策軸① ひとづくり】

《政策軸① 数値目標》

数値目標	基準値	目標値 R4 (2022)
近隣や地域と交流やつながりがあると感じている市民の割合	48.9%	70.0%
安心して子育てができていると感じている市民の割合	39.6%	60.0%
子どもたちに対し適切に教育できる環境となっていると感じている保護者の割合	79.8%	90.0%

※基準値について、時点の表記が無いものは平成 26 年度 (2014 年度) 末もしくは平成 27 年度 (2015 年度) 当初時点。なお、市政世論調査により数値を把握した項目については、平成 27 年 (2015 年) 5 月に実施された市政世論調査の結果を掲載している (以下に掲載する数値目標、重要業績評価指標 (KPI) も同様。)

※参考は、数値目標・重要業績評価指標 (KPI) のほかに、総合戦略に掲げる施策を推進する上で、参考として進行管理を行う指標 (以下に掲載する数値目標、重要業績評価指標 (KPI) も同様。)

《基本的方向》

- ・地域づくりの源泉は市民力であるとの認識のもと、市民力が最大限に発揮されるよう、町会・自治会、NPO など様々な市民活動を支援する。
- ・男女が互いに尊重し合い、個性と能力を発揮できる社会の実現、及び男女がともに多様な生き方を選択でき、仕事も生活も充実できるようワーク・ライフ・バランスの実現を目指す。
- ・少子化の傾向を克服するために、次世代がいきいきと成長する「子どもにやさしいまち」、そして就労・結婚・出産・子育ての希望がかなう「子育てしやすいまち」の実現とともに、子育てプロモーションを展開し、社会全体で子育てを支えるまちを目指す。
- ・学園都市の特徴を活かし、課外活動への学生の参加を促し、地域に対する愛着の醸成を図るとともに、地域全体が学びの場となる「まるとキャンパス八王子」をキャッチフレーズとして、大学等と地域がともに発展するまちづくりの実現を目指す。
- ・地域に暮らす日本人も外国人も生活者の一員として共に認め合い、言葉の壁、心の壁を取り除き、安心して暮らすことができる多文化共生社会の実現を目指す。
- ・「生涯現役社会」の実現に向けて、学びを通じた高齢者の地域活動参画を促進するとともに、市民各種団体との連携により、身近な地域での健康づくりを推進する。

《具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）》

（１）市民活動支援

数値目標	基準値	KPI（重要業績評価指標） R4（2022）
町会・自治会加入率	60.8% (H27（2015）.6)	70.0%
市民協働でまちづくりをすすめていると感じている市民の割合	50.3%	70.0%
大学と市との連携・協力事業数	203 件	328 件

施 策	取 組 概 要	事 業 例	担 当 課
市民活動支援	◆地域住民の活動の中心となる町会及び自治会組織に対する支援 ◆市民活動や地域活動の担い手の育成 ◆地域での様々な活動や地域情報など、市民や団体自らが発信できるウェブサイト「はちコミねっと」の運営	◆町会・自治会加入促進事業 ◆市民企画事業補助金を活用した市民協働の推進 ◆市民活動支援センター管理運営 ◆ゆめおりファンド ◆はちおうじ志民塾 ◆地域活動総合情報サイト「はちコミねっと」の運営 ◆公共施設アドプト制度の実施 ◆地域運営学校の推進 ◆ボランティアセンター運営支援 ◆消防団運営 ◆空き家の利活用（子どもや子育て世帯・高齢者など多世代の居場所づくり、高齢者サロン、市民活動団体の活動拠点） ◆総合型地域スポーツクラブの活動支援	協働推進課 公園課 路政課 水環境整備課 教育総務課 福祉政策課 防災課 住宅政策課 子どものしあわせ課 スポーツ振興課
高齢者活動支援	◆知識・技術・経験等を有する高齢者が地域で活躍するため、団体等の結びつけ、高齢者の社会参加、生きがいづくりの推進	◆高齢者活動コーディネートセンター運営 ◆シルバー人材センター運営支援 ◆高齢者ボランティア・ポイント制度の実施 ◆空き家の利活用（子どもや子育て世帯・高齢者など多世代の居場所づくり、高齢者サロン、市民活動団体の活動拠点）【再掲】	高齢者いきいき課 住宅政策課

健康づくり	◆健康についての正しい知識を学ぶ機会の充実 ◆スポーツ・レクリエーションへの参加促進 ◆保健師、栄養士、歯科衛生士など多職種による専門知識に基づいた健康教育・健康相談体制の充実 ◆疾病予防対策の推進	◆健康づくりサポーター養成 ◆成果報酬型官民連携モデル事業に基づく大腸がん検診等受診率向上事業	健康政策課 成人健診課
学生による地域活動支援・学園都市づくり	◆学生が自発的に地域で行うイベント活動やボランティア活動などを支援 ◆大学等や学生が地域の課題を解決するための研究活動支援 ◆学生の仕事観・人生観を醸成するためインターンシップ制度の実施 ◆豊かな地域資源を活かし、大学等と地域が互いに関わり、ともに発展するまちの実現 ◆外国人留学生の能力を活用した地域活性化の支援	◆大学コンソーシアム活動支援 ◆学園都市大学の運営 ◆市事業の学生ボランティア活動の運営 ◆各種インターンシップ事業の実施 ◆「はちおうじ学園都市ビジョン」に基づく取組の推進 ◆大学等との包括連携協定の締結 ◆外国人留学生奨学金受給者による地域貢献活動	学園都市文化課 多文化共生推進課 関連所管
外国人の活動支援	◆「多文化共生推進プラン（改定版）」に基づき、外国人市民も安心して暮らせるまちの実現 ◆外国人市民の社会参加支援	◆在住外国人サポートデスクの運営 ◆外国人市民のための情報誌「Ginkgo」などによる情報提供 ◆国際交流フェスティバル開催支援	多文化共生推進課
地方分権改革に関する提案募集制度や特区制度の活用提案	◆町会・自治会の活動拠点の確保に向けた提案募集制度の活用	◆一定要件を満たす都市公園内への集会所設置	都市戦略課 関連所管

（２）男女共同参画

数値目標	基準値	KPI（重要業績評価指標） R4（2022）
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現している市民の割合	35.9%	43.0%

施策	取組概要	事業例	担当課
男女平等と男女共同参画の意識づくり	◆男女共同参画推進のための意識啓発・情報提供の実施 ◆行政における男女共同参画の推進	◆各種啓発講座の実施 ◆男女共同参画情報紙「ばれっと」等による情報提供の実施 ◆職員研修及び情報提供の実施 ◆「ほっとタイムサービス」の実施	男女共同参画課 関連所管

男女が互いに人権を尊重するための意識づくり	◆DV・デートDVについての理解を深め、防止するための啓発と情報提供 ◆女性のための相談の実施	◆情報紙・ホームページ等による情報提供や講座・研修等の実施 ◆電話相談や専門の女性相談員による相談、カウンセリング、弁護士相談の実施	男女共同参画課
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現するための意識づくり	◆ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発・情報提供 ◆男性の家庭生活や地域活動への参画促進 ◆女性の就労継続支援	◆各種講座の実施やホームページ等による情報提供の実施	男女共同参画課
女性の就労支援	◆就職支援セミナーや再就職支援のための各種講座を開催し、女性の就労を支援する ◆母子家庭の母等に対し、就業相談から就業支援講習会など一貫した就業支援サービスや養育費相談など生活支援サービスを提供する	◆女性のための就職支援講習 ◆子育て応援企業支援 ◆母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施	産業政策課 子育て支援課 子どものしあわせ課 男女共同参画課

（３）次世代がいきいきと成長し、就労・結婚・出産・子育ての希望がかなうまちの実現

① 次世代育成

数値目標	基準値	KPI（重要業績評価指標） R4（2022）
赤ちゃんふれあい事業を実施する中学校数	—	38校
放課後子ども総合プランー体型実施校数	30校	53校
八王子若者サポートステーション進路決定者数	58件（H29（2017））	60件
「若者なんでも相談窓口」における利用件数	—※	1,000件

参考

※新規事業のため、現状値なし

施策	取組概要	事業例	担当課
施策への子ども参画推進	◆本市の様々な事業に、子どもの意見や視点を取り入れる子ども参加の推進	◆未来のまちづくり子どもの企画事業 ◆子ども育成計画策定における子どもの意見聴取	経営計画第二課 指導課 生涯学習政策課 子どものしあわせ課 関連所管
子どもの社会性や豊かな感性を育む体験機会の充実	◆子どもの好奇心や意欲を引き出す多様な体験活動の充実 ◆本市の特色を活かした体験事業の充実 ◆次代の親の育成という視点から、子どもの健全育成を図る ◆絵本を通じて子どもの感性を育み、親子がふれあうきっかけづくりの推進	◆自然体験やスポーツ、文化・芸術活動、異年齢・多世代交流、ボランティア体験など、様々な事業における子ども向け体験プログラムの充実 ◆八王子型児童館事業の充実 ◆「木育・遊育・食育・農育・職育」など体験活動の充実 ◆赤ちゃんふれあい事業の実施 ◆ブックスタート事業	児童青少年課 子どものしあわせ課 指導課 中央図書館 関連所管

八王子らしい子ども 育成の環境整備	◆五感を通じた子どもの豊かな感性を育む環境整備を図る ◆幼児教育の充実	◆子育て支援施設における八王子産材を活用した木工製品の利用 ◆体験学習プログラムの充実	保育幼稚園課 児童青少年課 子ども家庭支援センター 産業政策課 農林課 観光課
生きる力を育む学校教育	◆グローバル人材の育成や初等中等教育段階における英語・コミュニケーション能力の向上 ◆不登校児童・生徒に対し一人ひとりに応じたきめ細かな学習指導を行う教育環境の提供	◆外国語指導助手（ＡＬＴ）配置の充実 ◆高尾山学園の運営	指導課 教育支援課
学びやすい教育環境づくり	◆教員の児童・生徒に向き合う時間や授業研究の時間を確保 ◆児童・生徒の読書活動や学校図書館を活用した授業の充実を図る ◆学校図書館に関わる人材の充実を図る ◆教育の情報化の推進	◆加配教員等の人的支援の充実 ◆スクール・サポート・スタッフ配置 ◆アシスタントティーチャーによる習熟度別学習指導や土曜日及び放課後等の学習支援 ◆部活動の推進 ◆学校司書の派遣 ◆学校図書館運営を支えるボランティア活動の普及 ◆公立図書館との連携強化 ◆学校ＩＣＴ環境の整備	教職員課 指導課 教育総務課
子どもの放課後の活動場所の充実	◆放課後子ども教室の充実や学童保育所との一体型の整備など、「新・放課後子ども総合プラン」の推進	◆放課後子ども教室の拡充 ◆一体型の学童保育所・放課後子ども教室の充実	児童青少年課 生涯学習政策課
若者の社会的自立の促進	◆若者の悩みや不安から関心ごとまで、一人ひとりの若者の状況に応じた応援・支援の実施 ◆就労に悩みを抱える若者に、就労準備段階から就労活動段階、就職後の定着に至るまでの総合的かつ段階的な支援の実施	◆「若者なんでも相談」の実施 ◆「八王子若者サポートステーション」による就労支援の実施	児童青少年課 産業政策課

② 就労・結婚・出産・子育ての切れ目のない支援

	数値目標	基準値	KPI（重要業績評価指標） R 4（2022）
	はちおうじ就職ナビ掲載の中小企業等に就職した若者への奨励金交付認定者数	167 人	総計 640 人
	妊娠期の面談率	66.1%（H28（2016））	100.0%
	保育所等待機児童数	144 人	0 人
	学童保育所待機児童数	327 人	22 人
参 考	ファミリー・サポート・センター年間活動件数	6,469 件	8,206 件
参 考	ファミリー・サポート・センター提供会員数	693 人（H30（2018））	731 人
参 考	子育てひろばの設置数	38 か所	55 か所
参 考	幼児教育・保育センターアドバイザーによる、施設（幼稚園、保育園等）への巡回指導時のアンケートにおいて、「参考となった」と回答した割合	—※	80.0%
参 考	パパママ子育て応援サイト年間ページビュー数	21,000 回（H31（2019））	25,000 回

※新規事業のため、現状値なし

施 策	取 組 概 要	事 業 例	担 当 課
若者の就労支援	◆若者が市内中小企業を知る機会を創出する ◆中小企業等に就職した新人の教育研修を行い、定着率の向上を図る ◆地元中小企業に就職した若者を奨励し、中小企業の人材の確保を図る ◆就労の経験を積むことができる支援付きの就労機会を提供する就労訓練を行い、若者の社会的自立・就労を図る	◆はちおうじ就職ナビ運用 ◆市内各大学への市内中小企業PRの強化 ◆中小企業若者定着支援 ◆中小企業次世代人材確保支援 ◆若者雇用奨励金 ◆若者自立就労支援 ◆看護専門学校在学学生修学支援金給付事業	産業政策課 児童青少年課 看護専門学校総務課
結婚支援	◆結婚や妊娠・出産・子育てについての知識の普及や情報提供の充実 ◆若者をターゲットにした情報発信やイベントなど、結婚に対する取組の支援を図る	◆児童・生徒などへの妊娠・出産・子育てに関する知識の普及や情報提供 ◆結婚支援を行う民間活動への支援	都市戦略課 子どものしあわせ課 関連所管
妊娠期からの切れ目のない相談・支援体制の充実	◆不妊治療に係る経済的負担の軽減や相談支援の実施 ◆妊娠期から出産・就学前までの子育てを切れ目なく支援する相談体制（八王子版ネウボラ）の充実 ◆妊娠早期から出産・育児・就学までの包括的な支援体制の整備 ◆ライフステージ毎に応じた支援とその相談先の整理	◆特定不妊治療費助成制度 ◆不妊相談の実施 ◆妊婦面談、赤ちゃん訪問事業の充実 ◆妊娠・出産・子育て相談案内窓口の設置 ◆産前・産後サポート事業の実施 ◆「はちおうじっ子マイファイル」の活用 ◆「はちおうじっ子の相談窓口」パンフレットの作成	保健対策課 大横保・東浅川・南大沢保健福祉センター 子ども家庭支援センター 子どものしあわせ課 教育支援課 障害者福祉課

地域の子ども・子育て支援の充実	◆親子が安心して外出でき、地域の活性化につながる環境の整備 ◆子育て世代のニーズに応じた居住支援 ◆子育て家庭への経済的支援の充実 ◆子育てを地域で支えあうしくみであるファミリー・サポート・センターの充実 ◆親の学びを支える機会の提供など、子育てひろばの充実 ◆身近な場所での利用者支援の実施 ◆災害時の子育て家庭支援 ◆乳幼児期の教育や保育に係るサービス提供	◆八王子駅周辺でのレンタベビーカーの貸出 ◆外出支援と連動した地域活性化につながる子育て世帯への情報提供 ◆屋外イベント用ベビータントの貸出 ◆三世帯同居・近居促進 ◆子育て世帯が暮らしやすい住宅の供給の促進 ◆医療費助成など経済的支援の充実 ◆多子世帯に対する支援の充実 ◆ファミリー・サポート・センターの支援対象の拡大 ◆子育てひろばにおける育児書の提供や家庭教育講座の充実 ◆身近な地域への子育てひろばの設置促進 ◆保育相談や子育てひろばコンシェルジュによる利用者支援の充実 ◆乳幼児親子向け防災備蓄品の充実 ◆幼稚園における一時預かり事業に対する補助充実	子どものしあわせ課 住宅政策課 子育て支援課 保育幼稚園課 児童青少年課 子ども家庭支援センター 防災課 関連所管
働きながら子育てできる環境の整備	◆保育所待機児童の解消 ◆学童保育所待機児童の解消 ◆男性の育児休業の取得促進や育児に関する意識改革など、男性の働き方改革の推進 ◆ワーク・ライフ・バランスの推進 ◆女性の職場や地域における活躍の推進や、妊娠・出産前後の継続就業の支援など、女性の幅広い活躍を推進	◆教育・保育施設の整備促進 ◆地域型保育事業の推進 ◆市立保育所の管理運営 ◆民間保育所等保育サービスの充実 ◆学童保育所の整備促進 ◆父親への育児情報の提供や啓発 ◆学生・未婚者に向けた啓発 ◆ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む事業主への助言や支援の実施 ◆子育て応援企業支援【再掲】 ◆子育て女性再就職支援 ◆女性の地域活動や就労・起業につながる幅広い取組を支援	保育幼稚園課 児童青少年課 男女共同参画課 産業政策課 子どものしあわせ課

③ 子どもと家庭を育むまちづくり

数値目標	基準値	KPI（重要業績評価指標） R4（2022）
子育て応援団 Bee ネット登録者数	440 人（累計）	570 人（累計）
「はち☆ベビ」登録者数の割合	8.8% （H27（2015）.4 末）	50.0%

施 策	取 組 概 要	事 業 例	担 当 課
子育てプロモーションの推進	◆市内の様々なイベント・活動に、子どもや子育ての視点を取り入れ、親子と地域をつなげる情報発信を行う ◆モバイルサイトやSNSなど、若い世代が身近に「八王子の子育て、いいね！」と実感することができる、きめ細かな子育て情報の発信を充実	◆各事業における、子どもや子育て世帯向けプログラムの充実や情報発信の強化 ◆子育て情報モバイルサイト「はち☆ベビ」の運営 ◆フェイスブックなどSNSの活用による情報発信の充実	子どものしあわせ課 関連所管
地域で支え合う子育てのまちづくり	◆子育てを地域で支えあうしくみであるファミリー・サポート・センターの充実【再掲】 ◆子育て支援施設を中心とした地域連携の推進 ◆市民活動団体・企業・大学等、子ども・子育て支援への多様な参画の推進 ◆子育てサークルや子育てボランティアの活動に対する支援の充実	◆ファミリー・サポート・センターの支援対象の拡大【再掲】 ◆子育て支援者への研修の充実や支援ネットワークの構築 ◆子どもに関わる市民活動団体や大学等、子育て応援企業への支援の充実 ◆子育てサークルや子育て応援団 Bee ネット・児童館ボランティアへの支援の充実 ◆身近な地域への子育てひろばの設置促進【再掲】	子ども家庭支援センター 子どものしあわせ課 保育幼稚園課 児童青少年課 協働推進課 学園都市文化課

④ 配慮が必要な子どもと家庭を支える環境づくり

数値目標	基準値	KPI（重要業績評価指標） R4（2022）
発達障害児支援事業グループ活動の利用者数	838 人	787 人
生活保護家庭における中学校卒業者の進学率	88%	95.0%以上
母子・父子自立支援プログラム策定件数	53 件	60 件
就労支援を実施した方のうち、就職が決まった割合	60.0%（H30（2018））	64.0%

参 考

参 考

施 策	取 組 概 要	事 業 例	担 当 課
社会的サポートが必要な子どもと家庭への支援の充実	◆児童虐待の予防や早期発見・早期対応の充実 ◆社会的擁護を必要とする子どもへの支援の充実 ◆発達に課題のある子の早期発見・早期療育支援の充実	◆各種保健指導の実施 ◆特定妊婦の支援 ◆居所不明児への対応強化 ◆外国人家庭への子育て支援の充実 ◆巡回発達相談の充実 ◆発達障害児支援の充実 ◆子ども家庭福祉のあり方についての調査・研究 ◆いじめ防止対策	子ども家庭支援センター 大横保健福祉センター 東浅川保健福祉センター 南大沢保健福祉センター 保育幼稚園課 子どものしあわせ課 障害者福祉課 指導課 教育支援課 経営計画第二課
ひとり親家庭への支援の充実	◆ひとり親家庭の個々の状況に応じ、就労支援や生活支援など、生活の向上と経済的安定にむけた総合的な支援を行う ◆ひとり親家庭で育つ子どもへの支援の充実	◆母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施【再掲】 ◆母子・父子自立支援プログラムの策定 ◆市営住宅募集における優遇抽選制度の実施 ◆ひとり親家庭の交流の促進 ◆ひとり親家庭の子どもへの学習支援・体験活動支援の充実	子育て支援課 住宅政策課
子どもの貧困対策の推進	◆子どもへの教育・生活支援の推進 ◆子どもの成長段階に即した切れ目のない包括的な支援体制や、施策を効果的に進める連携体制の構築	◆就学援助の実施 ◆ひとり親家庭の子どもへの体験活動支援 ◆生活困窮家庭の子どもへの学習支援 ◆貧困状態にある子どもを支援する民間団体のネットワークづくりや支援充実 ◆子どもの貧困対策推進体制の構築	教育支援課 子育て支援課 生活自立支援課 子どものしあわせ課

【政策軸② しごとづくり】

《政策軸② 数値目標》

数値目標	基準値	目標値 R 4 (2022)
市内の産業活動が活発に行われていると感じている市民の割合	23.7%	40.0%
法人市民税の納税義務者数の伸び率	0.01 (全国 0.01) (H28 (2016))	全国の伸び率を上回る

《基本的方向》

- ・ 高度な技術力を有する製造業が集積する本市の特性を活かし、地域産業支援機関等との連携を深めることで、中小企業のさらなる技術力の向上とともに産産連携や産学連携を促進し、新たな価値を生み出すイノベーションの創出を図る。また、海外への事業展開も含めた新たな販路開拓を支援する。
- ・ 交通アクセス性を活かした新たな産業系用地への企業誘致を促進するとともに、市内企業の立地の継続を支援することで産業基盤を維持・強化する。
- ・ 都内随一の農業生産高、農地面積、農家戸数を誇る本市の特性を活かし、新たな担い手の発掘・育成を支援するとともに、地域産品を活用した新たな名産品の加工・販売等を支援するなど、6次産業化による持続可能な農業を目指す。
- ・ 超高齢・人口減少社会の到来に向けて、I o Tの進展やA Iの活用による社会状況の変革が進む中で、異業種間交流を促進し新たな産業分野の創出を支援するとともに、新たなサービスの創出、地域産業資源を活かした新商品の開発やブランド化、並びに社会課題や地域課題に対応した多様な形態の新規創業支援を展開する。また、本市の多様な資源を活用した観光・M I C E戦略を展開し、交流人口を増やすことで、新たなビジネスの創出や雇用の拡大につなげ、持続可能な経済成長を目指す。
- ・ 豊かな地域社会・市民生活を持続・向上させるため、学園都市の特性を活かして若者の中小企業への就労支援を推進する。あわせて、就業ブランクのある女性や高齢者などの地域人材を発掘・育成するとともに、地域課題解決に向けてソーシャルビジネス・コミュニティビジネスを活性化させる。また、介護・保育など需要が拡大する分野における人材確保支援を展開する。
- ・ 森林の持つ公益的機能を発揮させるために、市内の山林に間伐、枝打ち等の手入れを推進するとともに、林業における雇用機会を創出し、森林の再生を持続的に行い、市内林業の活性化を目指す。

《具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）》

（１）地域産業の競争力強化

参 考

数値目標	基準値	KPI（重要業績評価指標） R 4（2022）
中小企業新商品開発認定制度における認定数（累積）	15 件	71 件
企業誘致制度により立地を支援した企業数	84 件	145 件
中小製造業の市内事業所数の伸び率	市 0.92（全国 0.96） （H25（2013））	—

施 策	取 組 概 要	事 業 例	担 当 課
中小企業の支援	◆サイバーシルクロード八王子を活用し、産学の連携を推進、後継者人材を育成し、経営力の強化を図る ◆技術力の向上、販路開拓支援を通じて市内中小企業の振興を図る ◆市内中小企業者のビジネスチャンスの創出に向け、海外企業との交流・提携等の促進を図る	◆サイバーシルクロード八王子運営補助 ◆新産業創出センター運営 ◆技術開発支援、販路開拓支援 ◆海外経済交流促進事業 ◆中小企業新商品開発認定制度	企業支援課
企業誘致の促進	◆優遇策により企業立地を促進し、更なる産業集積を図る ◆立地した企業同士のネットワークの構築 ◆中小企業の市内移転・拡張の支援 ◆新たな物流拠点の整備による、高度な物流系産業の誘致促進	◆企業立地支援制度 ◆企業流出防止 ◆川口地区物流拠点整備事業	企業支援課 都市整備課
新規創業の支援	◆新たなビジネスを創出する起業家に対して、経営、会計、販路開拓等に関する専門家による伴走型支援を行う ◆アーリーステージの企業に対する金融支援	◆起業家養成・育成事業 ◆創業支援資金助成事業（利子補給・信用保証料補助） ◆起業家応援 PJ による支援機関が連携した創業支援	産業政策課 企業支援課
地場産業の振興	◆地場産業である織物業の振興を図るため、業界団体を通じ、新製品開発、販路開拓等の支援を行う	◆繊維産業振興団体に対する補助制度（販路開拓事業、製品開発事業等支援） ◆織物伝承拠点運営	企業支援課
中小企業に対する金融支援	◆小規模事業者に対し、融資をあっ旋し、事業者の健全なる育成と振興を図る	◆融資あっ旋制度（小規模企業資金、小口事業資金、企業活力支援資金、創業支援資金 等）	産業政策課

外国人人材の確保に対する支援	◆外国人留学生などの市内中小企業等への就職について、環境整備 ◆不法就労防止や就業に関する多言語情報の充実を図る	◆外国人留学生のための就職支援セミナー ◆多言語リーフレットの配布	多文化共生推進課 防犯課
----------------	---	--	-----------------

(2) 本市の特性を活かした産業の支援

数値目標	基準値	KPI (重要業績評価指標) R 4 (2022)
農業産出額	26 億円	29 億 300 万円
道の駅八王子滝山の年間売上高	9.3 億円	9.3 億円

施策	取組概要	事業例	担当課
農業の担い手育成	◆アーリーステージ（5年以内）の新規就農者に対し経済的な支援を行い、新たな担い手の確保を図る ◆本市独自の研修事業を実施し、就農意欲の喚起と就農後の定着を図る	◆青年就農給付金事業 ◆はちおうじ農業塾 ◆農家手助けボランティア登録制度	農林課
農地の活用	◆農地整備や農家直営農園の開設支援等を通じ、遊休農地の再生・活用の促進を図る ◆農地バンク制度を活用し、農地の貸し手と借り手をマッチングし、遊休農地の活用を図る	◆遊休農地再生 ◆農地の集積・集約化	農林課
農業の高度化支援	◆有機農業、減農薬農業を振興するため、環境保全対応の農業用資材の普及支援	◆環境保全型農業推進事業	農林課
農林業の6次産業化	◆道の駅八王子滝山をはじめとした農産物直売所を通じた販路拡大により、農業の6次産業化を推進	◆6次産業化に向けた支援策の推進	農林課
林業の再生	◆公共建築物等における多摩産材利用の推進と、民間利用の促進により、林業の再生を図る	◆公共建築物における多摩産材の利用促進 ◆所有者不明林地に係る林地台帳の作成	農林業
特区制度の活用提案	◆農業の6次産業化に向けた特区制度の活用	◆沿道集落における農家レストランの設置の促進	都市戦略課

(3) 新たな産業分野の創出

数値目標	基準値	KPI（重要業績評価指標） R 4（2022）
中小企業新商品開発認定制度における認定数（累積）【再掲】	15 件	71 件
新設事業所数の伸び率	市 0.77 都 0.84 (H24 (2012))	—

参 考

施 策	取 組 概 要	事 業 例	担 当 課
新たな産業分野の創出支援	◆これまでの基幹産業に加え、社会環境の変化に対応した、環境ビジネス、医療ビジネスといった新たな産業分野の創出支援 ◆新商品の生産により新たな事業分野の開拓を行う市内中小企業を支援	◆産学連携、広域交流、異業種連携、農商工連携等による新産業の創出 ◆地域産業支援機関等との連携強化による産業交流の促進 ◆中小企業新商品開発認定制度【再掲】	産業政策課 企業支援課 観光課 農林課
地域ブランドの創出	◆既存の特産品・名産品の積極的なPRによる八王子ブランドの知名度の向上を図る ◆学生や市民との協働による新商品・サービス等の創出	◆中小企業新商品開発認定制度【再掲】 ◆八王子物産普及活動 ◆サイバーシルクロード八王子による農商工連携の促進	産業政策課 企業支援課 農林課 観光課
ソーシャルビジネス・コミュニティビジネスの振興	◆地域課題解決型のビジネス（ソーシャルビジネス・コミュニティビジネス）による創業を支援	◆創業・起業を促す環境整備 ◆農商工連携・農福連携の促進 ◆継続的な市民生活支援に資する事業 ◆起業家養成・育成事業【再掲】 ◆はちおうじ志民塾【再掲】	産業政策課 企業支援課 協働推進課

(4) 就労支援

数値目標	基準値	KPI (重要業績評価指標) R 4 (2022)
はちおうじ就職ナビ掲載の中小企業等に就職した若者への奨励金交付認定者数【再掲】	167 人 (H28 (2016))	640 人
はちおうじ就職ナビ掲載企業数	107 件	200 件

施 策	取 組 概 要	事 業 例	担 当 課
若者の就労支援【再掲】	◆若者が市内中小企業を知る機会を創出する ◆中小企業等に就職した新人の教育研修を行い定着率の向上を図る ◆地元中小企業に就職した若者を奨励し、中小企業の人材の確保を図る ◆就労の経験を積むことができる支援付きの就労機会を提供する就労訓練を行い、若者の社会的自立・就労を図る	◆はちおうじ就職ナビ運用 ◆中小企業若者定着支援 ◆中小企業次世代人材確保支援 ◆若者雇用奨励金 ◆若者自立就労支援	産業政策課 児童青少年課
女性の就労支援【再掲】	◆就職支援セミナーや再就職支援のための各種講座を開催し、女性の就労を支援する ◆母子家庭の母等に対し、就業相談から就業支援講習会など一貫した就業支援サービスや養育費相談など生活支援サービスを提供する	◆女性のための就職支援講習 ◆子育て応援企業支援 ◆母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施	産業政策課 子育て支援課 子どものしあわせ課 男女共同参画課
生活困窮者の就労支援	◆生活困窮者・生活保護受給者の就労に向けた支援を充実・強化するため、段階に応じたきめ細かな支援策を実施する	◆ハローワークとの一体的な就労支援事業 ◆就労アシスト八王子の就労支援 ◆就労準備支援事業	生活自立支援課
介護人材の確保・定着・育成	◆介護職員向けの各種研修や、介護の仕事を始めたい方を対象とした就職相談会などの実施により、介護人材の確保・定着・育成を図る	◆介護人材養成研修（生活支援ヘルパー及び入門的研修） ◆介護事業所研修 ◆介護人材採用支援 ◆外国人介護従事者に対する日本語学習支援 ◆資格取得の支援 ◆介護支援専門員研修 ◆認知症介護基礎研修 ◆虐待防止研修	高齢者いきいき課 介護保険課 高齢者福祉課

障害者の就労支援	◆障害者就労・生活支援センターを通じ、就労面と生活面の支援を一体的に提供し、一般就労機会の拡大を図る ◆地域の複数の障害者就労施設等のネットワーク化により、製品販路、受注先開拓、共同製品受注、共同製品開発の体制を整備し、利用者の工賃・就労意欲の向上を図る ◆障害者支援企業表彰制度を導入し、障害者の就労機会の拡大を図る	◆障害者就労支援事業 ◆障害者工賃向上推進事業 ◆障害者支援企業表彰制度 ◆農業分野との連携による就労支援	障害者福祉課 農林課
外国人市民等の就労支援	◆外国人市民・留学生の就職・就業環境の改善を図る ◆外国人就業者とその家族の支援	◆外国人留学生のための就職支援セミナー【再掲】 ◆在住外国人サポートデスクでの生活相談【再掲】	多文化共生推進課

【政策軸③ まちづくり】

《政策軸③ 数値目標》

数値目標	基準値	目標値 R 4 (2022)
八王子の景観への市民評価度	49.5%	60.0%
住み続けたいと思う市民の割合	88.6%	92.0%

《基本的方向》

- ・市域が広域であり様々な地域特性を持つ本市において、中心市街地の再生・魅力づくり、主要駅周辺のまちのにぎわいの創出をはじめ、市街化調整区域の自然・営農環境を活かした魅力再生まちづくりの推進など、地域の特性に応じた適正な土地利用の規制・誘導により、地域課題の解決とともに魅力ある都市景観の創造・保全を目指す。
- ・快適な住環境の整備を推進するため、周辺的生活環境に悪影響を及ぼす空き家対策や、中心市街地及び商店街の活性化に資する空き店舗対策を、総合的かつ計画的に推進する。
- ・高齢化社会の進展に伴い、交通空白地域における生活交通の確保、市民ニーズを踏まえた地域交通事業の充実を図る。
- ・訪日外国人をはじめとする交流人口を増加させるため、本市の多様な資源を活用した観光・MICE戦略の視点をまちづくりに活かす。

《具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）》

（１）中心市街地活性化

数値目標	基準値	KPI（重要業績評価指標） R 4（2022）
中心市街地歩行量数（駅近辺を除く地点での平休日平均）	124,297 人 （H28（2016））	128,764 人
中心市街地で開催される年間イベント数	38 件	46 件
まちゼミ参加者数	211 人	380 人

施 策	取 組 概 要	事 業 例	担 当 課
中心市街地の再生・魅力づくり	◆市街地整備事業に関する要件を緩和し、民間活力による整備を促進し、回遊性・防災性の向上を図る ◆中心市街地のにぎわい創出につながる環境の整備 ◆官民連携による活性化促進 ◆民間事業者と商店街による魅力創出の取組支援 ◆商店街や個店、イベント等の情報発信支援 ◆景観整備、イベントや個店の魅力向上及び新規商業者の育成により、中心市街地の回遊性の向上を図る ◆未利用国有地について、地域の活力・魅力の創出に向けた活用を図る ◆親子が安心して外出でき、地域の活性化につながる環境の整備【再掲】	◆西放射線ユーロードと沿道の公園を集いと憩いの空間とする一体的な整備 ◆産業交流拠点を核とした旭町・明神町地区の一体的整備 ◆地域コミュニティの核となる施設や人々が集える滞留拠点等の整備費の一部補助 ◆無線通信（Wi-Fi）環境の管理 ◆「まちゼミ」事業の支援 ◆中心市街地商業活性化施設「夢・五房」管理 ◆医療刑務所跡地を活用した八王子駅南口集いの拠点整備 ◆八王子駅周辺でのレンタベビーカーの貸出【再掲】 ◆外出支援と連動した、地域活性化につながる子育て世帯への情報提供【再掲】 ◆屋外イベント用ベビータントの貸出【再掲】	市街地活性課 市街地整備課 子どものしあわせ課 保育幼稚園課 都市総務課 市街地整備課 関連所管

中心市街地活性化に向けた調査・研究	◆中心市街地活性化施策の構築、効果検証のための基礎調査を実施 ◆来街者を中心市街地に誘導するためのアンケート等の調査を実施	◆中心市街地歩行量調査の実施 ◆来街者等アンケートの実施・分析 ◆交通円滑化対策の対応方針策定	市街地活性課 交通企画課
住民主体のまちづくり支援	◆中心市街地の再生に向け、小規模街区ごとの住民組織立ち上げを図る	◆住民との協議の場における専門家を招聘したワークショップの実施 ◆空き家や耕作放棄地等を活用したまちづくりの拠点や新たな特産品の加工・販売施設等の整備支援	土地利用計画課
特区制度の活用提案	◆都市再生プロジェクトの促進のための特区制度の活用 ◆中心市街地エリアへの居住を促進するための特区制度の活用 ◆道路空間を有効活用し、賑わいを創出する取組を促進するための特区制度の活用 ◆外国人の滞在ニーズに応えるための特区制度の活用	◆中心市街地の都市再整備に向け、都市計画法等の許認可の規制緩和 ◆中心市街地エリアにおける住宅の容積率の緩和 ◆中心市街地エリア内の空き家・空き部屋を活用した交流拠点整備	都市戦略課

(2) 良好な都市環境づくり

	数値目標	基準値	KPI (重要業績評価指標) R 4 (2022)
	空き店舗改修費補助金活用により出店した店舗数 (累計)	8 件	32 件
	空き店舗改修費補助金活用により出店した店舗の営業継続率	100%	100%
参 考	市内の空き家率	10.3% (H25 (2013))	—

施 策	取 組 概 要	事 業 例	担 当 課
土地利用の規制・誘導	◆将来目指すべき都市像の実現化に向けて新たな土地利用を誘導 ◆集約型都市づくりの推進	◆用途地域や地区計画、一団地の住宅施設の適時適切な見直し ◆立地適正化計画の策定	都市計画課 土地利用計画課
住民主体のまちづくり支援	◆住民の意向や地域特性を踏まえ、市街化調整区域内の沿道集落地区の活性化を図る	◆市街化調整区域内の沿道集落地区の住民との協議の場における専門家を招聘したワークショップの開催 ◆空き家や耕作放棄地等を活用したまちづくりの拠点や新たな特産品の加工・販売施設等の整備支援	土地利用計画課 農林課
空き店舗対策	◆中心市街地活性化基本計画における空き店舗対策の促進 ◆民間事業者と商店街による魅力創出の取組支援【再掲】 ◆民間が行う空き店舗解消に向けた取組を支援	◆中心市街地区域内の空き店舗・空きフロアへ出店する事業者に対する改修費の補助 ◆地域コミュニティの核となる施設や人々が集える滞留拠点等の整備費の補助 ◆空き店舗解消に向けた官民連携	市街地活性課 関連所管
空き家対策	◆周辺の生活環境に悪影響を及ぼす空き家（特定空き家等）の改善措置を図る ◆空き家等の住宅ストックの活用促進 ◆空き家の発生を抑制するため、所有者等に対する意識啓発を図る	◆特定空き家等データベースを活用した所有者への指導等の措置 ◆住宅所有者向け空き家予防啓発セミナー・相談事業の実施 ◆空き家の利活用（子どもや子育て世帯・高齢者など多世代の居場所づくり、高齢者サロン、市民活動団体の活動拠点）【再掲】	防犯課 住宅政策課 子どものしあわせ課 高齢者いきいき課 協働推進課

防犯対策	◆つきまとい勧誘行為や置き看板等放置行為への対策等、犯罪のない安全・安心なまちづくりを推進	◆SNSなどを利用した情報発信 ◆生活安全、客引き行為等パトロールの実施 ◆防犯指導員の活動 ◆町会自治会による防犯活動への支援 ◆公園内への防犯カメラの設置	防犯課 公園課
災害対策	◆各機関、地域及び団体における密接な連携と協力体制の構築、地域住民及び団体の防災意識の啓発などによる震災、水防等災害への対策を推進	◆SNSなどを利用した情報発信 ◆風水害対策訓練の実施 ◆総合防災訓練の実施 ◆総合防災ガイドブック作成 ◆消防団運営【再掲】	防災課
公園整備	◆利用者が安全で安心して利用できる公園の整備 ◆「公園施設長寿命化計画」に基づく計画的な遊具の更新	◆公園内への防犯カメラの設置【再掲】 ◆公園等の整備・更新・改修	公園課
特区制度の活用提案	◆農業の6次産業化に向けた特区制度の活用【再掲】 ◆外国人の滞在ニーズに応えるための特区制度の活用	◆沿道集落における農家レストランの設置の促進【再掲】 ◆沿道集落における空き家・空き部屋を活用した交流拠点整備	都市戦略課

(3) 公共交通対策の推進

数値目標	基準値	KPI（重要業績評価指標） R 4（2022）
路線バス・はちバスの乗車数	14.1 万人/日 (H24（2012）)	15.1 万人/日
地域公共交通活性化協議会の開催回数	2 回	2 回

施 策	取 組 概 要	事 業 例	担 当 課
公共交通対策	◆交通空白地域における生活交通の確保を図る ◆近年のまちづくりや高齢化社会の進展、市民ニーズ等をふまえ、路線バス、はちバス、地域交通事業の現況を把握し、利用しやすい公共交通の改善を図る	◆地域住民・事業者・行政の協働による地域交通事業 ◆バス交通の現状調査 ◆公共交通計画の策定	交通企画課

(4) 商業の振興

数値目標	基準値	KPI（重要業績評価指標） R 4（2022）
「あきんど講座」実施回数	4 回	6 回
商店街が実施するイベント数	58 回	64 回

施 策	取 組 概 要	事 業 例	担 当 課
商店街の活性化	◆市内の意欲ある商店街・商店街の連合会が実施するイベント事業などへの支援を通じ、商店街の活力の再生を図る	◆商店街連合会への加盟促進 ◆商店街が実施するイベント支援 ◆商店街振興分析 ◆八王子FMなど新たなメディア活用による情報発信の支援 ◆はばたけ商店街事業補助金の活用による商店街のイベント支援	産業政策課
魅力ある個店づくり	◆「あきんど講座」等により魅力づけを図った店舗同士を結び付け、商店街などの枠にとらわれない意欲の高い個店グループの活動を支援	◆輝く個店グループ支援 ◆あきんど講座の実施	産業政策課

(5) 地域特性に応じたまちづくり

数値目標	基準値	KPI（重要業績評価指標） R 4（2022）
こども科学館と大横福祉センターの連携 事業延べ回数	—	4 回
こども科学館の利用者数	85,181 人	100,000 人
大横保健福祉センター利用者数	47,727 人	100,000 人

施 策	取 組 概 要	事 業 例	担 当 課
公共施設の一体整備・連携促進	◆公共施設の集積地において、地域全体イメージの統一化、施設間の相互利用、連携事業を促進し、相乗効果による各施設の利用促進、地域の魅力向上を図る	◆こども科学館、大横保健福祉センター周辺施設の一体整備・連携	こども科学館 大横保健福祉センター 建設課
地域特性に応じた調査研究	◆八王子市の多様な地域特性に応じた持続可能なまちづくりの推進 ◆住民の意向や地域特性を踏まえ、市街化調整区域内の沿道集落地区の活性化を図る【再掲】	◆多摩ニュータウンの持続可能なまちづくりの推進 ◆高尾山口駅周辺地区まちづくりの推進 ◆市街化調整区域内の沿道集落地区の振興方策立案 ◆高尾地域の屋外広告物地域ルールの方策策定	都市総務課 土地利用計画課 都市計画課 農林課 まちなみ景観課

【政策軸④ 本市の魅力の発信】

《政策軸④ 数値目標》

数値目標	基準値	目標値 R 4 (2022)
市政情報が適切に分かりやすく提供されていると感じている市民の割合	35.6%	60.0%
観光客数	714 万人	849 万人
八王子の魅力積極的に友人・家族等に勧めたいと思う市民の割合 ¹	50 (H28 (2016))	60

《基本的方向》

- ・本市には歴史・文化や自然、アウトドアスポーツ、食など、様々な地域資源が存在する。そこで、本市の特性や豊かな地域資源を活かしたブランディングを行うことで、まちの魅力を高めるとともに、M I C E都市戦略を推進するためのプラットフォームづくりに取り組み、まちの魅力を高める。
- ・観光地としての魅力を高め何度でも訪れたいまちを目指し、新たな観光資源の発掘・活用をすすめるとともに既存の観光地の魅力を高め、観光産業を振興する。
- ・時期を捉え、まちの魅力を効果的に発信することで、地域への誇り・愛着を醸成するとともに交流人口の増加につなげる。
- ・2019 年ラグビーワールドカップ、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えた外国人観光客誘致に向け、本市及び多摩地域等の特長を活かした魅力の発信により、交流人口の増加及び地域経済の好循環を目指す。
- ・地域や地域の人々に多様な形で関わる「関係人口」は、地域の担い手として活躍することにとどまらず、地域住民との交流がイノベーションや新たな価値を生み、内発的発展につながる。このほか、将来的な移住者の増加にもつながることが期待されるなど、地域の活力を維持・発展させるために重要であることから、この創出・拡大に向けた取組を推進する。

¹ 地域の愛着度と推奨度を図る指標で、推奨者の割合から非推奨者の割合を減じて算出したもの。

《具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）》

（１）本市の特性を活かした地域ブランドの創出

数値目標	基準値	KPI（重要業績評価指標） R 4（2022）
文化財関連施設の利用者数	77,798 人	100,000 人
水辺に親しめる場所の数	132 か所	146 か所
認定農業者数	106 経営体（H28（2016））	130 経営体

施 策	取 組 概 要	事 業 例	担 当 課
歴史・文化を通じた地域への誇りと愛着の醸成	◆文化遺産の保存・活用を図るとともに、観光資源として全国・海外にその価値・魅力を発信 ◆伝統芸能の保存継承及び普及	◆文化財散策コース整備 ◆国史跡八王子城跡の整備 ◆八王子車人形等伝統芸能の情報発信 ◆歴史文化基本構想の策定	文化財課
豊かな自然を活かした魅力の発信	◆緑地の保全や水辺づくりなど、自然と親しむことが出来る環境づくり ◆川や森林などの自然を活かした体験学習の実施 ◆自然に触れるレクリエーション活動の魅力を発信する施設の運営	◆上川の里特別緑地保全地区の活用 ◆斜面緑地の保全 ◆浅川の水辺活用 ◆「水辺の楽校」推進 ◆戸吹環境教育・学習拠点の整備運営 ◆高尾 599 ミュージウム及びタヤけ小やけふれあいの里の運営 ◆高尾山応援基金 ◆体験学習フェスティバルの実施	環境政策課 環境保全課 水環境整備課 水再生課 観光課
アウトドアスポーツを通じたスポーツツーリズムの推進	◆自然環境を活かしたアウトドアスポーツ・イベント等の開催や誘致促進 ◆アウトドアスポーツに親しむための環境整備	◆トレイルランニング、フォトリゲイニング、オリエンテーリング等のイベント開催や誘致促進 ◆自転車等アウトドアスポーツに親しむ空間整備	スポーツ振興課 観光課 交通企画課
「食」を通じた魅力の発信	◆本市の地域資源である「食」の魅力を発信する場の創出	◆八王子フードフェスティバルや八王子Ｔ－１グランプリの開催支援	観光課

(2) 観光産業の振興

数値目標	基準値	KPI（重要業績評価指標） R 4（2022）
観光客数【再掲】	714 万人	849 万人
中心市街地で開催される年間イベント数 【再掲】	38 件	46 件

施 策	取 組 概 要	事 業 例	担 当 課
観光地の魅力の向上	◆各種情報発信ツールを活用した観光情報の国内外への発信 ◆市民等によるボランティアガイドの充実や外国人観光客に対応できる体制づくりなど、来訪者に対するおもてなしの向上	◆インフォメーションセンターや高尾山口観光案内所の運営 ◆観光パンフレット・チラシ等の作成 ◆ボランティアガイド事業、高尾陣馬ファンクラブ事業	観光課
新たな観光資源の発掘・活用	◆新たな観光資源の発掘に向けたイベントの開催及びPR ◆加住地域（滝山）などの新たな観光資源の周知及び環境整備	◆本市の魅力を収集・発信する場の構築 ◆体験学習フェスティバルの開催支援【再掲】 ◆中心市街地におけるイベント開催支援 ◆滝山城跡観光案内ガイドアプリケーションの運用 ◆散策ルート上の憩いの空間整備	観光課 市街地活性課 都市戦略課

(3) 効果的な魅力の発信

数値目標	基準値	KPI（重要業績評価指標） R 4（2022）
住み続けたいと思う市民の割合【再掲】	88.6%	92.0%
M I C E ² 誘致成功件数（推進組織がプロデュースしたもの）	—	7 件

施 策	取 組 概 要	事 業 例	担 当 課
情報発信力の強化	◆都市ブランドの確立やシビックプライドを醸成するシティプロモーションの推進 ◆広報紙作成、映像制作、ホームページの運営などによる積極的な情報発信とオープンデータの利活用の推進 ◆八王子の魅力を発信するふるさと納税のしくみの構築	◆市のブランドメッセージ、ロゴマークの制作・全体戦略の策定 ◆本市の魅力を収集・発信する場の構築【再掲】 ◆八王子観光コンベンション協会との連携（観光パンフレット・チラシ等の制作、新たなツアーリズムやイベント等の支援、観光大使事業補助 等） ◆ふるさと応援寄附金制度の再構築	都市戦略課 広報課 情報管理課
市制 100 周年記念事業	◆市制 100 周年を契機とした本市の魅力を再認識、次世代への継承及び発信	◆市制 100 周年事業（平成 29 年度（2017 年度）終了） ◆全国都市緑化フェア（平成 29 年度（2017 年度）終了）	市制 100 周年記念事業推進室 都市緑化フェア推進室 関連所管
M I C E 都市の推進	◆本市の観光資源・産業資源を活用した M I C E の専門的かつ積極的な誘致、開催の支援 ◆ M I C E や来訪者に係わる様々なサービス事業者と利用者を結ぶ M I C E プラットフォームの構築	◆多摩ビジネスイベント重点支援エリアを活かした M I C E 誘致及びプロモーション事業 ◆活動実施計画に基づくネットワークづくり ◆産業交流拠点の活用に向けた都との連携強化 ◆八王子観光コンベンション協会の機能強化 ◆既存組織を活用した八王子版 DMO³の研究 ◆学園都市の特性を活かした M I C E の推進	産業政策課 観光課 学園都市文化課

² Meeting（企業などの会議 広義の会合）、Incentive（tours）（企業等が行う報奨・研修旅行）、Convention（国際会議、展示会、見本市）、Exhibition／Event（展示会・見本市、文化・音楽・アート等のイベント）の頭文字をとった、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントの総称。

³ Destination Management Organization の略。地域全体の観光産業を戦略的に推進する組織。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業	◆大会開催を契機として本市のスポーツ資源や地域資源の魅力を高め、発信するための取組の実施	◆トップアスリートによるジュニア育成事業 ◆あらゆる機会を通じた機運醸成事業 ◆外国人観光客を想定した多言語対応の推進 ◆オリンピックを視野に入れた外国人おもてなし語学ボランティアの育成 ◆事前キャンプの誘致 ◆I F S C クライミング・ワールドカップ等の国際スポーツ大会の誘致 ◆スポーツ・レクリエーションの推進	都市戦略課 スポーツ振興課 オリンピック・パラリンピック推進室 多文化共生推進課 関連所管
多彩な地域資源を活かした文化芸術振興の取組	◆「八王子市文化芸術ビジョン」に基づく、本市の文化芸術の魅力を発信する事業の実施	◆八王子市学園都市文化ふれあい財団が実施する文化芸術事業への助成・協力 ◆多摩伝統文化フェスティバルの開催	学園都市文化課

4. 行政裁量の拡大に向けた取組

(1) 特区制度の活用

① 構造改革特区

構造改革特区は、実情に合わなくなった国の規制が、民間企業の経済活動や地方公共団体、NPOの取組等を妨げている場合に、地域を限定して改革することにより、妨げとなっている国の規制を取り除き、地域を活性化させることを目的として平成 14 年度（2002 年度）に創設された制度である。

国は、今後、人口減少等の大きな環境変化の中で、我が国の経済が安定的な成長を続けていくには、イノベーションの促進等に効果の大きい規制改革を通じた構造改革が引き続き重要であるとしている。その上で、地域における成功事例を我が国全体に水平展開すること、地域の特性を顕在化し、特性に応じた産業の集積や新規産業の創出等により地域の活性化を図ることを目標として掲げている。

本市は、平成 15 年（2003 年）に「不登校児童・生徒のための体験型学校特区」の認定を受け、特色ある教育課程を編成することができる公立の小・中一貫校「高尾山学園」を設立した。この取組の成果が国に認められ、平成 17 年（2005 年）7 月からは、文部科学省の認可を得ることで、どの自治体でも同様の学校を設立することができるようになっている。

また、平成 17 年（2005 年）には「情報産業人材育成特区」の認定を受け、廃校となった小学校を活用した株式会社設置大学（デジタルハリウッド大学）が開校している。

本市は、今後も地域の自然的、経済的、社会的諸条件等を活かした地域の活性化を実現するために、積極的に構造改革特区を活用した取組を行う。

② 国家戦略特区

国は、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るため、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点的形成することを目的として、平成 26 年（2014 年）に国家戦略特区制度を創設した。

東京都全域は東京圏国家戦略特別区域として定められており、この区域では、令和 2 年（2020 年）開催の東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会も視野に、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的ビジネス拠点を形成するとともに、創薬分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある新事業を創出することを目標として掲げている。

本市においても、東京圏の自治体として、積極的に国家戦略特区における規制の特例措置を活用し、創意工夫を生かした取組を行う。

また、国家戦略特区における新たな措置に係る提案募集について、本市では、平成 28 年（2016 年）に医療法人の附帯業務の拡大を図る「ヘルスケア産業特区」及び外国人学生の

インターンシップの受け入れに係る規制緩和を図る「ダイバーシティ経営特区」を提案しており、引き続き本制度の活用を積極的に推進する。

(2) 地方分権の更なる推進

地方分権の進展に伴い、地方の裁量が拡大する中、基礎自治体の行政能力が問われている。更なる市民サービスの向上のため、行政事務の拡大を図っていくことが、多摩地域最大の人口規模を有し、その中核的役割を担う本市の使命である。本市は平成 27 年（2015 年）4 月に中核市に移行したことで、自らの判断と責任に基づくまちづくりを実践し、また、分権時代をリードする自治体として基盤を整えた。

国においては、今後の地方分権改革の進め方として、地方の発意に根ざした息の長い取組、地方の多様性を重んじた取組に軸足を置いて取り組む必要があると考え、地方公共団体から全国的な制度改正の提案を募る「提案募集方式」や個々の地方公共団体の発意に応じ選択的に権限移譲を行う「手挙げ方式」の手法の活用を求めている。

本市では、これまでも、地方分権改革に関する提案募集方式を活用して地方の現場における支障の解決を図るために積極的な提案を行っている。平成 28 年（2016 年）には都市公園内に町会・自治会の会館を設置するための規制緩和、平成 29 年（2017 年）には訪問介護におけるサービス提供責任者の兼務対象事業についての規制緩和の提案を行い、いずれも国の閣議決定における対応方針により実現した。

引き続き、地域の実情に合った、より質の高いサービスを提供するため、また、多様な資源を活かし、独自性・創造性を発揮したまちづくりを目指すために、これらの手法を活用することで、更なる権限移譲を求めていく。

(3) 都市間連携の推進

国は総合戦略の中で、地方から東京圏への人口流出に歯止めをかけ、東京一極集中を是正することを基本的な考え方として示している。地方から東京圏への人口の移動を抑制する“人口のダム機能”を果たすことを期待し、国は、定住自立圏の形成を進めてきた。これは、中核性を有する地方都市が周辺自治体と連携し、一定の圏域において活力を維持していくことを目的としている。その後、地方における高度都市機能の集積、生活関連機能サービスの向上を図るために、「地方中枢拠点都市圏構想」が進められることとなった。これは、平成 26 年（2014 年）5 月の地方自治法の改正により設けられた連携協約制度によって、より強固な連携が図られることを想定している。同制度は、その後、総合戦略において、国土交通省の「高次地方都市連合構想」、経済産業省の「都市雇用圏構想」と統合され、「連携中枢都市圏構想」として一本化されている。

これらの新たな広域連携制度については、人口減少問題に正面から向き合うために設けられた制度であることから、基本理念は地方に人口の受け皿をつくり、大都市圏への人口の流れに歯止めをかけることとされているため、三大都市圏は対象外とされている。しか

し、三大都市圏においても、長期的に見れば人口減少は不可避であり、今後安定的に行政サービスを提供していくためには、同程度の規模、能力がある都市間で、水平・相互補完的、双務的な連携体制の構築が必要となる。そのために先述の地方自治法における「連携協約」をはじめ、「機関等の共同設置」といった制度を活用した、大都市圏における連携の在り方を模索していく必要がある。

本市では、今後の人口減少を見据え、安定的な行政サービスの提供、生活の利便性の向上、そして交流人口の増加による地域経済の活性化を目的として、近隣自治体と連携した取組を行う。

(4) その他更なる取組の推進

中核市移行により裁量権の範囲が拡大しているなかで、本市ではこれまでも、福祉・教育・都市計画・環境等の分野で移譲された多くの事務権限を活かして地域の実情に合った様々な取組を展開してきた。また、国や関係機関に対して政策提案や意見表明を行う機会も拡大している。今後も引き続き、自立した都市として独自のまちづくりを進めていくため、地域の事情を踏まえながら、各種の施策を積極的に実施するなど公共サービスの更なる質の向上を図っていく。

また、より高度な市民サービスを提供していくため、引き続き職員の能力向上を図るとともに、地域の実情に応じて様々な課題を解決していくといった自ら判断する力を備えた職員を育成していく必要がある。

本市の人口は、先述のとおり、平成 27 年（2015 年）国勢調査において初めて減少に転じており、今後も人口減少は続いていく見込みである。また、人口の将来推計によると、年少人口・生産年齢人口は減少する一方で、老年人口比率は今後上昇する見込みである。これらの人口減少や人口構造の変化に的確に対応するとともに、持続可能な行財政運営を安定的に継続するため、本総合戦略の内容を踏まえて、引き続き中核市としての権限を最大限活用し、独自の施策・事業の立案・展開を積極的に推進する。

あなたのまちを、
あるけるまち。  **八王子**

八王子市まち・ひと・しごと創生総合戦略

(2020 改定版)

令和2年(2020年)3月

発行／八王子市

編集／都市戦略部 都市戦略課

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号

直通：042-620-7335 FAX：042-627-5939

E-mail：b400100@city.hachioji.tokyo.jp